

第3次

越谷市障がい者計画

平成23年度～平成27年度（2011年度～2015年度）



障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

平成23年3月

越谷市

はじめに



近年、市民の皆様の価値観や生活様式が多様化する中、障がい者の皆様の地域における自立や社会参加への意欲が一層高まってきています。このような状況の中で、越谷市では、平成10年度に第1次となる「越谷市障害者計画」を、また、平成15年度に第2次となる「新越谷市障がい者計画」を策定しました。さらには、平成18年における障害者自立支援法の施行などの障がい者施策にかかる国、県等の動きを踏まえ、平成19年度には計画の見直しを行い、障がい者施策の推進に取り組んできました。

国におきましては、障がい者施策に関連する法律の改正や、平成25年8月までに実施することが決定している「障害者総合福祉法（仮称）」の制定等、大幅な制度改正により、今後、障がい者を取り巻く環境がさらに変化することが予想されます。

このような状況を踏まえ、これらの変化に対応し、ライフステージの各段階において、保健・医療・福祉・教育・就労・都市環境など幅広い分野にわたる諸施策を推進していく必要があります。

越谷市では、最上位計画である第4次越谷市総合振興計画が平成23年度からスタートします。この第4次越谷市総合振興計画の部門計画として位置づけ、これまでの基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現を目指すことを継承し、越谷市における障がい者施策の指針となる「第3次越谷市障がい者計画」を策定いたしました。

今後も、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、ともに地域で自分らしく、安全で安心して暮らせる越谷市となるよう、障がい者施策の総合的、計画的な推進を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言を賜りました越谷市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査などを通じてご協力いただきました市民の皆様から感謝を申し上げます。

平成23年3月

越谷市長 高橋 努

第3次越谷市障がい者計画 目次

第Ⅰ編 計画の基本的な考え方	1
第1章 計画策定の趣旨と計画の期間	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 計画の対象者	5
第2章 障がい者の現状と計画の課題	6
1 障がい者の現状	6
2 計画の主要課題	21
第3章 計画の基本方向	24
1 基本理念	24
2 視点と目標	24
3 基本方針	25
第4章 施策の体系	28
第Ⅱ編 施策	29
第1章 啓発・広報の推進	31
1 広報・啓発活動の充実	34
2 地域での交流と理解の促進	36
3 市民との協働による地域福祉の推進	37
4 地域ネットワークの形成	39
第2章 保健・医療の充実	41
1 疾病の予防と早期発見・早期対応	44
2 地域療育システムの充実	49
3 在宅保健サービスの充実	52
4 障がい者保健・医療体制の整備	55
第3章 教育・育成の充実	58
1 学校教育の充実	62
2 就学前教育・保育の充実	65
3 課外活動の充実	67
4 相談の充実	68

第4章 雇用・就業の確保	70
1 雇用の促進と就労機会の拡大	73
2 多様な働き方の支援	74
第5章 生活支援サービスの充実	79
1 地域生活支援体制の整備	82
2 自立を促す福祉サービスの充実	86
3 日中活動の場の確保	91
4 住まいの場の確保	93
5 地域生活を支える施設サービスの充実	95
第6章 生活環境の整備充実	96
1 福祉のまちづくりの推進	100
2 道路・交通環境の整備	102
3 移動への支援の充実	104
4 情報のバリアフリー化の推進	107
5 住環境の整備	108
6 防犯・防災体制の整備	110
7 権利擁護等の推進	111
第7章 生涯学習環境の整備充実	113
1 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	115
2 多様な社会参加の促進	118
第Ⅲ編 計画の推進に向けて	121
1 計画の推進に向けて	123
2 施策を総合的に展開する推進体制の整備	123
資 料	127
1 計画の策定体制等	129
2 アンケート調査等の概要	135
3 用語解説	136



第 I 編 計画の基本的な考え方

- 第 1 章 計画策定の趣旨と計画の期間
- 第 2 章 障がい者の現状と計画の課題
- 第 3 章 計画の基本方向
- 第 4 章 施策の体系

*** 「障害者」、「障害」の表記について**

本計画書では、漢字表記であった「障害者」、「障害」の文字について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

*** 「障がい者」の定義について**

本計画書では、障害者基本法第2条（定義）にのっとり、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者としますが、施策により難病患者や発達障がい者を含みます。また、特定しない限り障がい児を含むものとします。

計画策定の趣旨と計画の期間

1 計画策定の趣旨

障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくともに地域で自分らしく、安全で安心に暮らせる越谷市をつくっていくことは市民の願いです。

越谷市は、平成10年（1998年）8月に「越谷市障害者計画～ノーマライゼーション※1の実現を目指して」を策定し、障がい者施策を進めてきました。その後、平成16年（2004年）3月には平成22年度（2010年度）までの8年間の計画として「新越谷市障害者計画」を、さらに、平成18年（2006年）4月の障害者自立支援法の施行などを踏まえて、平成20年（2008年）3月には「改訂新越谷市障がい者計画」を策定し、基本理念である『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現を目指して諸施策の推進に努めています。

障がい者は、年齢や障がいの種別・程度、生活状況などによってさまざまであり、日々の生活の場面で多種多様な支援が期待されています。

今回策定する「第3次越谷市障がい者計画（平成23年度～27年度（2011年度～2015年度）」では、これまでの基本理念及びノーマライゼーションとリハビリテーション※2の理念に基づき、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の考えの下、自己選択と自己決定により、社会のあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合える社会の実現を目指します。

また、この計画は、これまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、今後予想される障がい者数の増加や、障がい者の社会参加意欲の一層の高まり、法制度改正などに迅速・的確に対応し、身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がい及び発達障がいや難病をもつ方々が共に、地域で分け隔てられることなく、いきいきと安全で安心に暮らせるまちづくりを進めていくための指針として策定するものです。

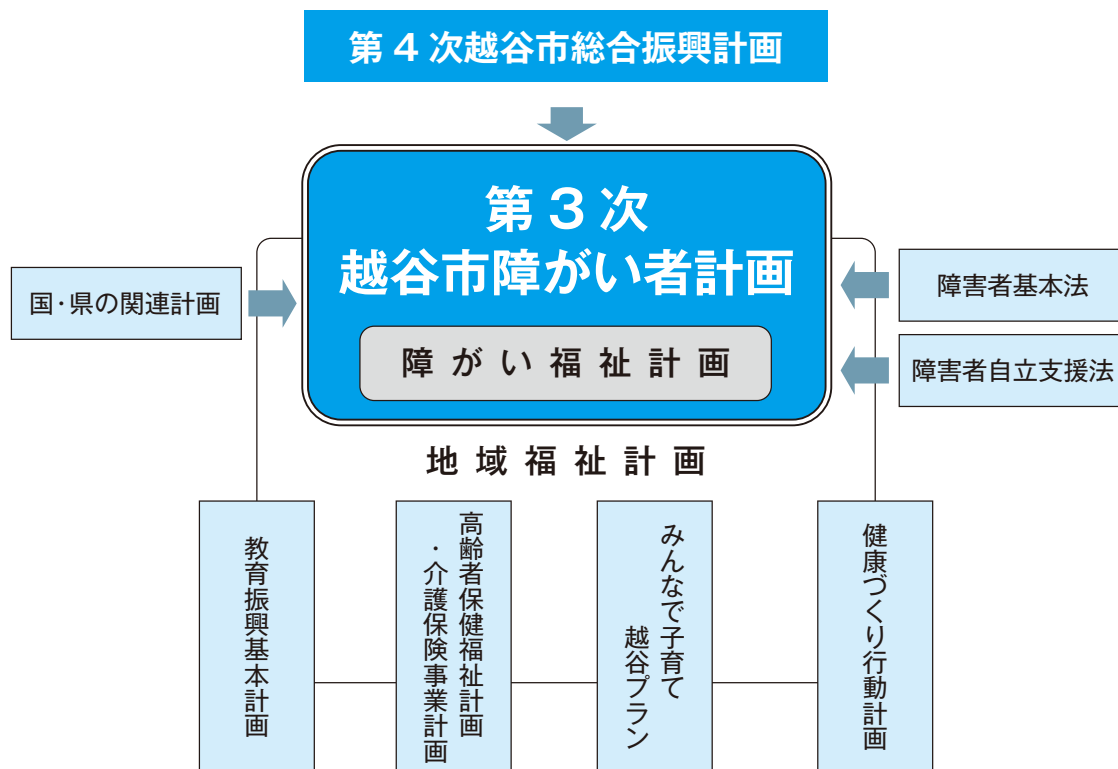
※1 ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけでなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障がいの態様の1つととらえており、障がいのある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

※2 リハビリテーション：障がい者などに対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる一連の働きかけをいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において全人間的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加を目指すものとして、重要となっている。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、障害者基本法に定める市町村の障害者計画として策定するものであり、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえたものとしします。
- (2) 本計画は、「第4次越谷市総合振興計画」(平成23年度～32年度(2011年度～2020年度))を踏まえ、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする部門計画として策定するものです。
- (3) 本計画は、障害者自立支援法に基づく、「越谷市障がい福祉計画」と整合性を図ったものとしします。

図1-1-1 「第3次越谷市障がい者計画」と他の計画等との関連



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間とします。なお、国において、大幅な制度改正があった場合は、計画期間内においても必要に応じて見直しを図ることとします。

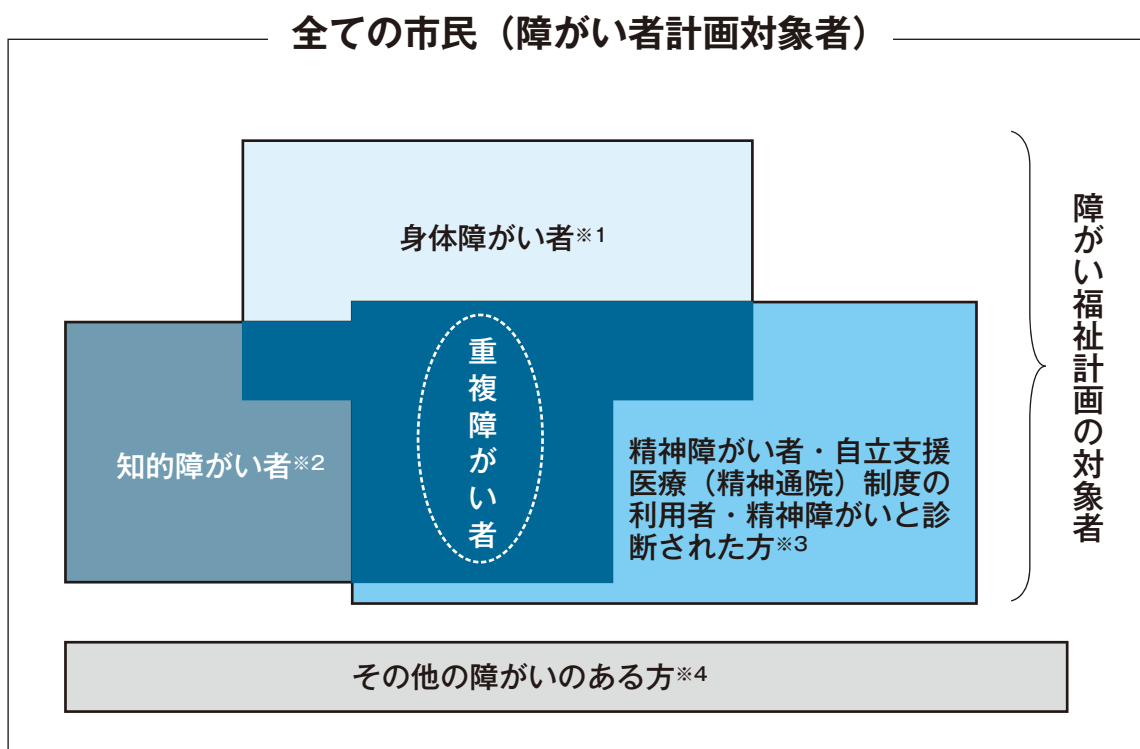
4 計画の対象者

「障がい者計画」は、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくともに地域で自分らしく、安全で安心して暮らすためのものであることから、障がい者だけでなく、全ての市民を対象とした市民のための計画です。

「障がい者」という言葉の範囲は、障害者基本法第2条では「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方」とされていますが、障害者基本法は、平成5年（1993年）の制定時に国会の附帯決議で、「てんかんや発達障がい、難病などに起因する障がいのある方」も対象とすることが明示されており、これらの方も「障がい者計画」の中では「障がい者」として含まれています。

一方、障害者自立支援法に基づく「障がい福祉計画」での障がい者の範囲は、自立支援給付・地域生活支援事業を受ける方です。身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者並びに更生相談所で知的障がいと判定された方、精神障害者保健福祉手帳所持者並びに精神障害者保健福祉手帳を持たない自立支援医療（精神通院）制度の利用者、精神障がいと診断された方が該当します。

図 1-1-2 計画の対象者



※1、※2、※3：難病や発達障がい・高次脳機能障がい等で障がい者手帳をお持ちの方を含む。

※4：難病や発達障がい・高次脳機能障がい等で障がい者手帳をお持ちでない方。

障がい者の現状と計画の課題

1 障がい者の現状

(1) 障がい者数の推移

手帳所持者は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加し、総人口に占める割合も増加しています。また、障がいの重度化・重複化と障がい者の高齢化が進んでいます。特定疾患患者数とその総人口に占める割合も増加していますが、小児慢性患者数は横ばい傾向にあります。今後も、この傾向は続くものと推測されます。

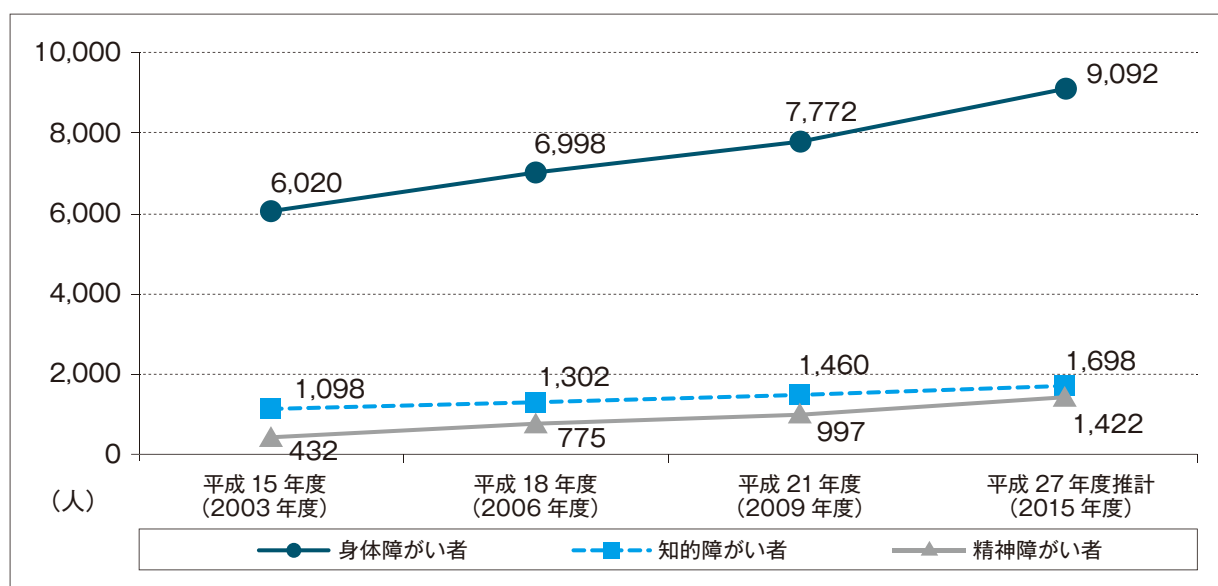
表 1-2-1 障がい者・難病患者数及び対総人口比 (%) の推移

	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		難病患者			
	手帳所持者数(人)	総人口比 (%)	手帳所持者数(人)	総人口比 (%)	手帳所持者数(人)	総人口比 (%)	特定疾患患者数(人)	総人口比 (%)	小児慢性患者数(人)	総人口比 (%)
平成15年度 (2003年度)	6,020	1.91	1,098	0.35	432	0.14	1,185	0.38	312	0.10
平成18年度 (2006年度)	6,998	2.19	1,302	0.41	775	0.24	1,345	0.42	213	0.07
平成21年度 (2009年度)	7,772	2.38	1,460	0.45	997	0.31	1,569	0.48	226	0.07
平成27年度 (2015年度) 推計	9,092	2.72	1,698	0.51	1,422	0.42	2,002	0.60	218	0.07

注) 平成15年度は9月30日現在(精神障がい者保健福祉手帳の所持者は平成16年3月5日現在)、平成18年度及び平成21年度は3月31日現在の数値。(例:平成18年度の身体障がい者数6,998人は、平成19年3月31日現在の数値)。平成27年度は推計値。

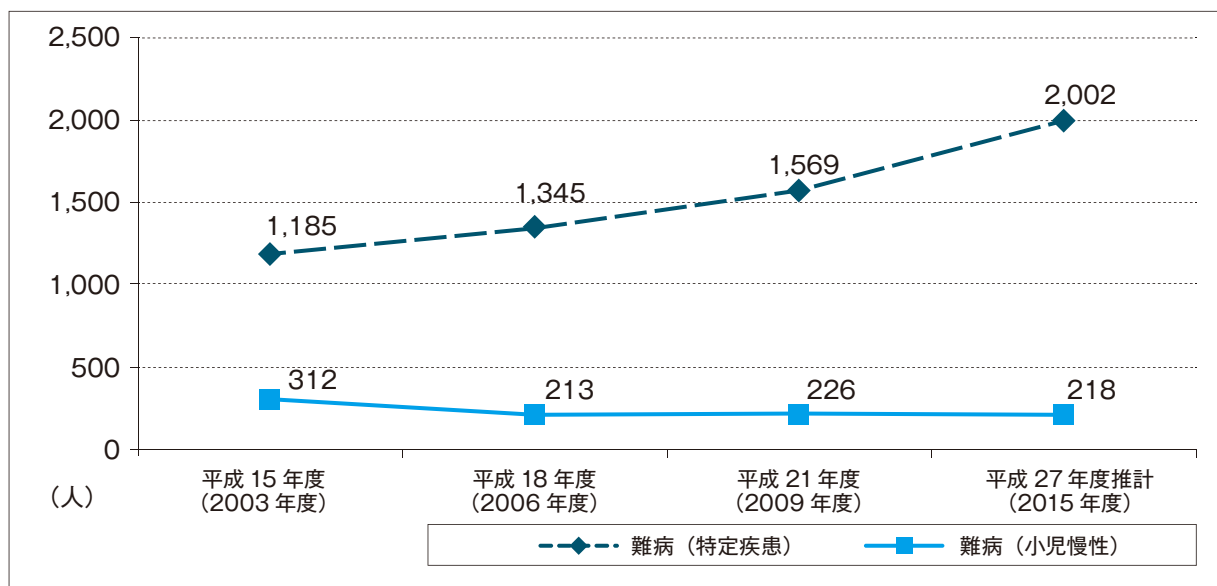
資料: 障害福祉課

図 1-2-1 障がい者数の推移



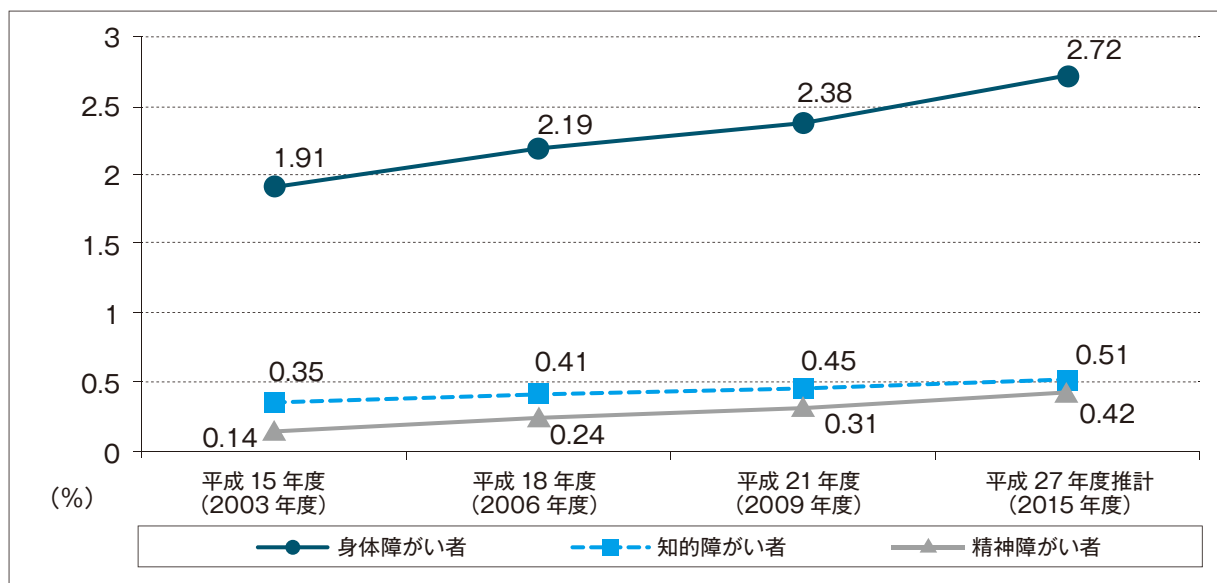
資料: 障害福祉課

図1-2-2 難病患者数の推移



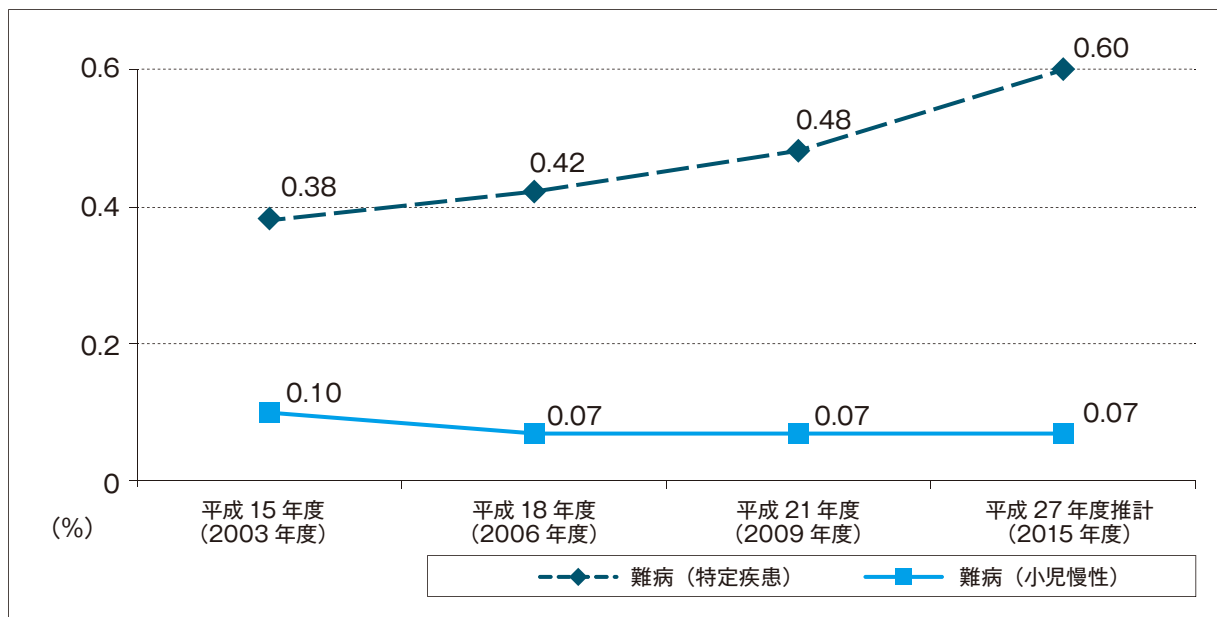
資料：障害福祉課

図1-2-3 障がい者数の対総人口比 (%) の推移



資料：障害福祉課

図 1-2-4 難病患者数の対総人口比 (%) の推移



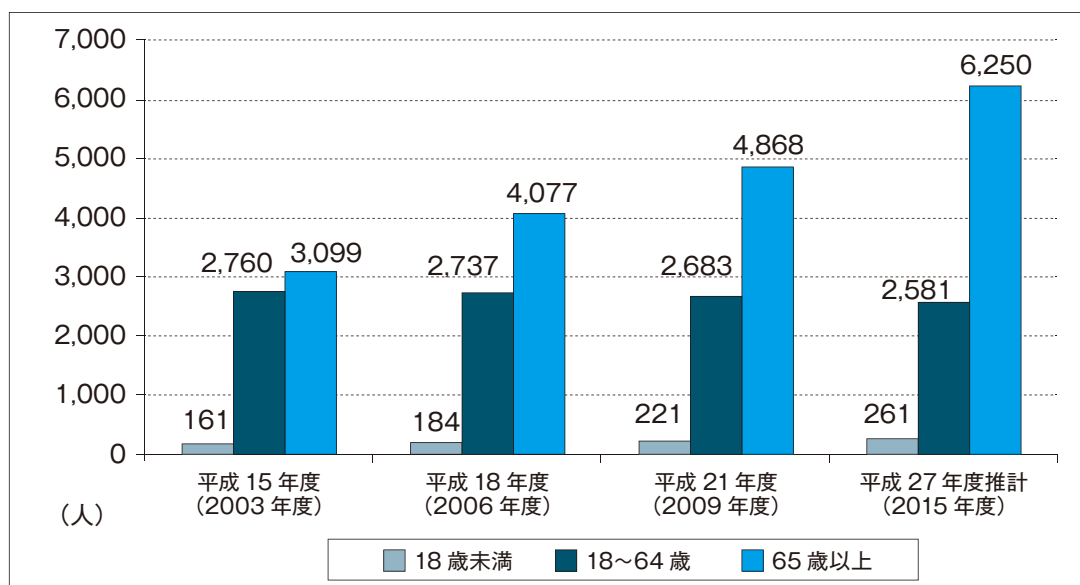
資料：障害福祉課

①身体障がい者

身体障害者手帳所持者は、平成22年（2010年）3月31日現在、7,772人です。平成18年度（2006年度）と比べて774人の増で、11.1%の増加率となっており、総人口に対する割合は2.38%となっています（表1-2-1参照）。

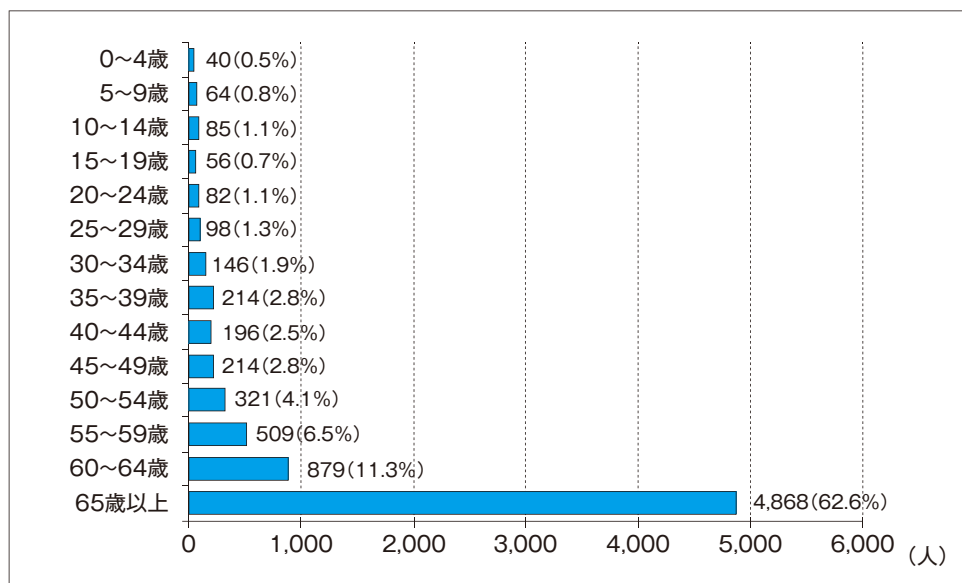
年齢別にみると、18歳未満221人（2.8%）、18～64歳2,683人（34.5%）、65歳以上4,868人（62.8%）です。65歳以上と18歳未満の割合が増加しています。

図 1-2-5 年齢3区分別身体障がい者の現状



資料：障害福祉課

図1-2-6 【参考】平成21年度（2009年度）年齢別身体障がい者の現状（5歳階級）



平成22年3月31日現在 資料：障害福祉課

平成21年度（2009年度）における、障がい部位別の割合では、肢体不自由が55.8%で半数強を占め、次いで内部障がい者が29.8%となっています。平成15年度（2003年度）以降、視覚障がい者が微減しているのを除き、その他の障がいは横ばい傾向にあります。

図1-2-7 障がい部位別身体障がい者の状況（人数）

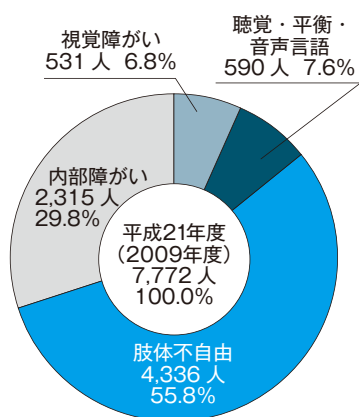
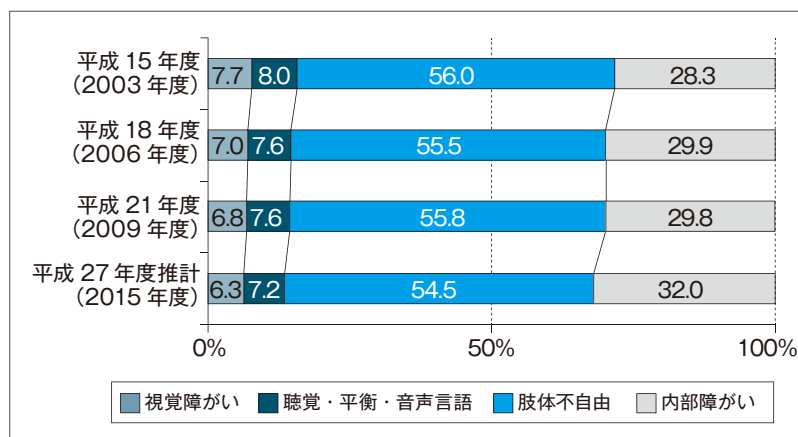


図1-2-8 障がい部位別身体障がい者の状況（年度）



資料：障害福祉課

第2章 障がい者の現状と計画の課題

平成21年度（2009年度）における、障がいの程度では、1級2,776人（35.7%）、2級1,262人（16.2%）、3級1,327人（17.1%）、4級1,665人（21.4%）、5級402人（5.2%）、6級340人（4.4%）となっています。重度障がい者（1・2級）の方が全体の約半数（52%）を占め、依然として高い傾向にあります。

図1-2-9 程度別身体障がい者の現状（人数）

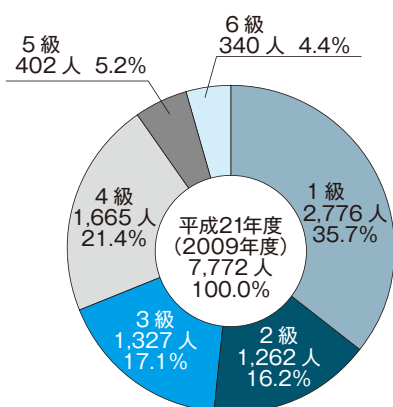
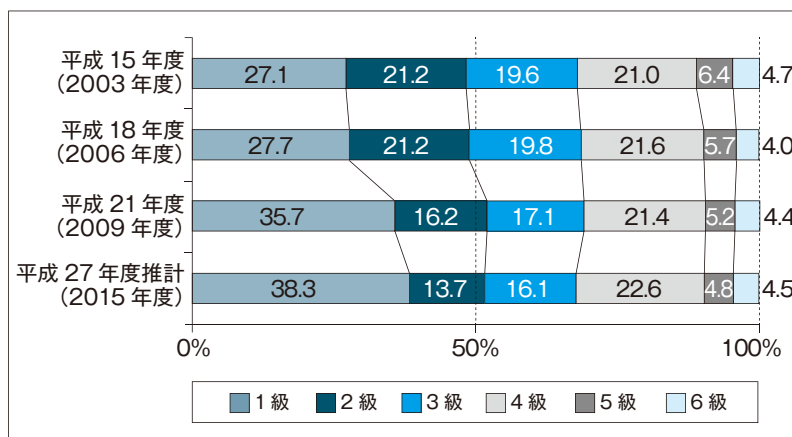


図1-2-10 程度別身体障がい者の現状（年度）



資料：障害福祉課

表1-2-2 年齢3区分別障がい別身体障がい者の推移

[単位：人]

		総数	視覚障がい	聴覚・平衡・音声言語*	肢体不自由	内部障がい
平成15年度 (2003年度)	18歳未満	161	3	28	109	21
	18～64歳	2,760	245	223	1,504	788
	65歳以上	3,099	213	236	1,758	892
	総数	6,020	461	487	3,371	1,701
平成18年度 (2006年度)	18歳未満	184	9	30	124	21
	18～64歳	2,737	215	229	1,481	812
	65歳以上	4,077	268	273	2,278	1,258
	総数	6,998	492	532	3,883	2,091
平成21年度 (2009年度)	18歳未満	221	10	31	149	31
	18～64歳	2,683	209	227	1,449	798
	65歳以上	4,868	312	332	2,738	1,486
	総数	7,772	531	590	4,336	2,315
平成27年度 (2015年度) 推計	18歳未満	261	18	33	174	36
	18～64歳	2,581	166	227	1,388	800
	65歳以上	6,250	389	394	3,397	2,070
	総数	9,092	573	654	4,959	2,906

注) 平成15年度は9月30日現在、平成18年度及び平成21年度は3月31日現在の数値。(例：平成18年度の総数6,998人は、平成19年3月31日現在の数値)。平成27年度は推計値。

* 聴覚・平衡・音声言語：聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい

資料：障害福祉課

表 1-2-3 障がい部位別程度別身体障がい者数の推移

[単位：人]

		総数	視覚障がい	聴覚・平衡・ 音声言語※	肢体不自由	内部障がい
平成15年度 (2003年度)	1 級	1,629	152	4	416	1,057
	2 級	1,279	116	157	1,000	6
	3 級	1,183	50	123	690	320
	4 級	1,262	43	96	805	318
	5 級	385	59	1	325	0
	6 級	282	41	106	135	0
	総 数	6,020	461	487	3,371	1,701
平成18年度 (2006年度)	1 級	1,936	153	0	470	1,313
	2 級	1,481	134	194	1,147	6
	3 級	1,385	47	126	848	364
	4 級	1,516	48	108	952	408
	5 級	396	60	0	336	0
	6 級	284	50	104	130	0
	総 数	6,998	492	532	3,883	2,091
平成21年度 (2009年度)	1 級	2,776	159	0	1,115	1,502
	2 級	1,262	145	200	894	23
	3 級	1,327	49	142	801	335
	4 級	1,665	59	118	1,033	455
	5 級	402	70	1	331	0
	6 級	340	49	129	162	0
	総 数	7,772	531	590	4,336	2,315
平成27年度 (2015年度) 推計	1 級	3,619	161	0	1,701	1,757
	2 級	1,173	164	222	738	49
	3 級	1,456	48	154	839	415
	4 級	2,059	70	131	1,173	685
	5 級	404	78	1	325	0
	6 級	381	52	146	183	0
	総 数	9,092	573	654	4,959	2,906

注) 平成15年度は9月30日現在、平成18年度及び平成21年度は3月31日現在の数値。(例：平成18年度の総数6,998人は、平成19年3月31日現在の数値)。平成27年度は推計値。

※ 聴覚・平衡・音声言語：聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい

資料：障害福祉課

表 1-2-4 障がい部位別程度別身体障がい者数

[単位：人]

	総数	視覚	聴覚	平衡	音声言語	上肢	下肢	体幹	脳原性移動	脳原性上肢	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう直腸	小腸	免疫
1級	2,314	166	0	0	0	174	258	208	3	17	790	658	30	1	0	9
2級	1,812	158	195	0	0	918	278	245	1	6	0	0	0	0	0	11
3級	2,245	56	75	3	132	497	957	167	1	4	249	15	58	17	2	12
4級	2,287	70	101	0	44	297	1,273	2	1	1	122	7	18	345	3	3
5級	487	76	0	0	0	89	243	77	1	1	0	0	0	0	0	0
6級	468	51	144	0	0	145	127	0	0	1	0	0	0	0	0	0
7級	202	0	0	0	0	110	91	0	1	0	0	0	0	0	0	0
総数	9,815	577	515	3	176	2,230	3,227	699	8	30	1,161	680	106	363	5	35

注1) 平成22年3月31日現在の数値。総数は、重複障がいを各障がい別に表にした数であり、実人数とは異なる。

注2) 7級の障がいは、1つのみでは身体障害者福祉法の対象とならないが、7級の障がいと2つ以上重複する場合又は7級の障がいと6級以上の障がいと重複する場合は、身体障害者福祉法の対象となる。

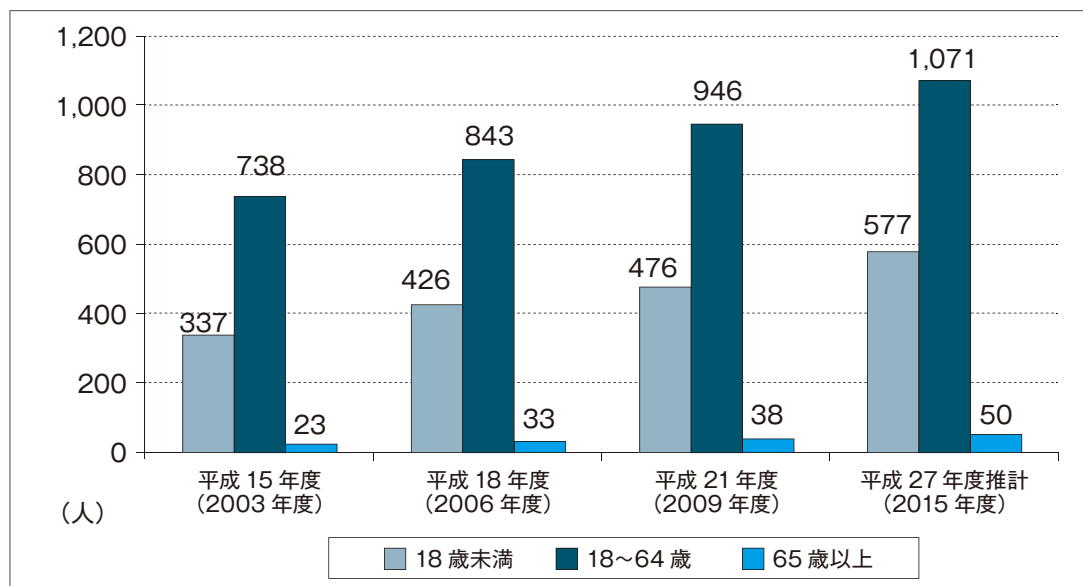
資料：障害福祉課

②知的障がい者

療育手帳所持者は、平成22年（2010年）3月31日現在、1,460人です。平成18年度（2006年度）と比べて158人の増で、12.1%の増加率となっており、総人口に対する割合は0.45%となっています（表1-2-1参照）。

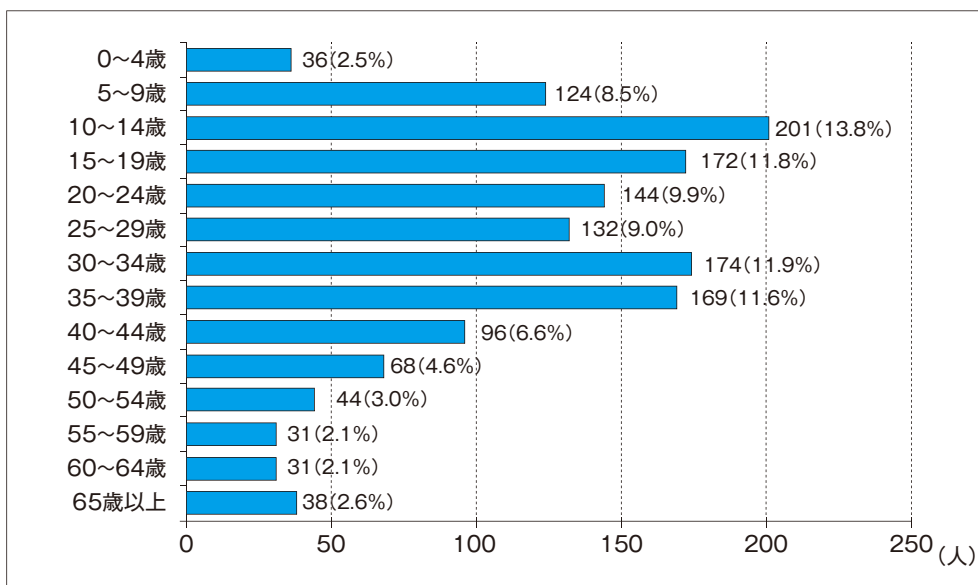
年齢別にみると、18歳未満476人（32.6%）、18～64歳946人（64.8%）、65歳以上38人（2.6%）となっており、各区分とも増加傾向にあります。

図 1-2-11 年齢3区分別知的障がい者の現状



資料：障害福祉課

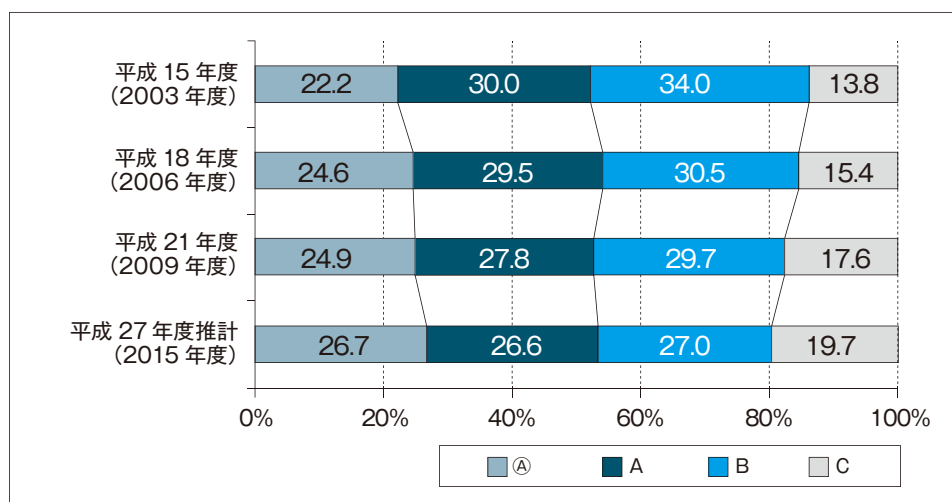
図1-2-12 【参考】平成21年度（2009年度）年齢別知的障がい者の現状（5歳階級）



平成22年3月31日現在 資料：障害福祉課

平成21年度（2009年度）における、障がいの程度では、A364人（24.9%）、A406人（27.8%）、B434人（29.7%）、C256人（17.6%）となっています。A・Aの重度障がいの方が全体の半数52.7%を占め、平成18年度（2006年度）（54.1%）と比べ、総数に占める重度障がいの方の割合は減少傾向にあります。人数は705人から770人に増えています（表1-2-5参照）。

図1-2-13 程度別知的障がい者の現状



資料：障害福祉課

第2章 障がい者の現状と計画の課題

平成15年度～平成21年度（2003年度～2009年度）の知的障がい者数の推移から、知的障がい者においても障がいの重度化が進んでいることがうかがえます。

表 1-2-5 年齢3区分別程度別知的障がい者の推移

[単位：人]

		総数	㊤	A	B	C
平成15年度 (2003年度)	18歳未満	337	46	95	126	70
	18～64歳	738	195	224	238	81
	65歳以上	23	3	11	9	0
	総数	1,098	244	330	373	151
平成18年度 (2006年度)	18歳未満	426	79	131	117	99
	18～64歳	843	236	238	268	101
	65歳以上	33	5	16	12	0
	総数	1,302	320	385	397	200
平成21年度 (2009年度)	18歳未満	476	102	126	127	121
	18～64歳	946	255	261	295	135
	65歳以上	38	7	19	12	0
	総数	1,460	364	406	434	256
平成27年度 (2015年度) 推計	18歳未満	577	148	152	116	161
	18～64歳	1,071	295	275	327	174
	65歳以上	50	10	25	15	0
	総数	1,698	453	452	458	335

注) 平成15年度は9月30日現在、平成18年度及び平成21年度は3月31日現在の数値。(例：平成18年度の総数1,302人は、平成19年3月31日現在の数値)。平成27年度は推計値。

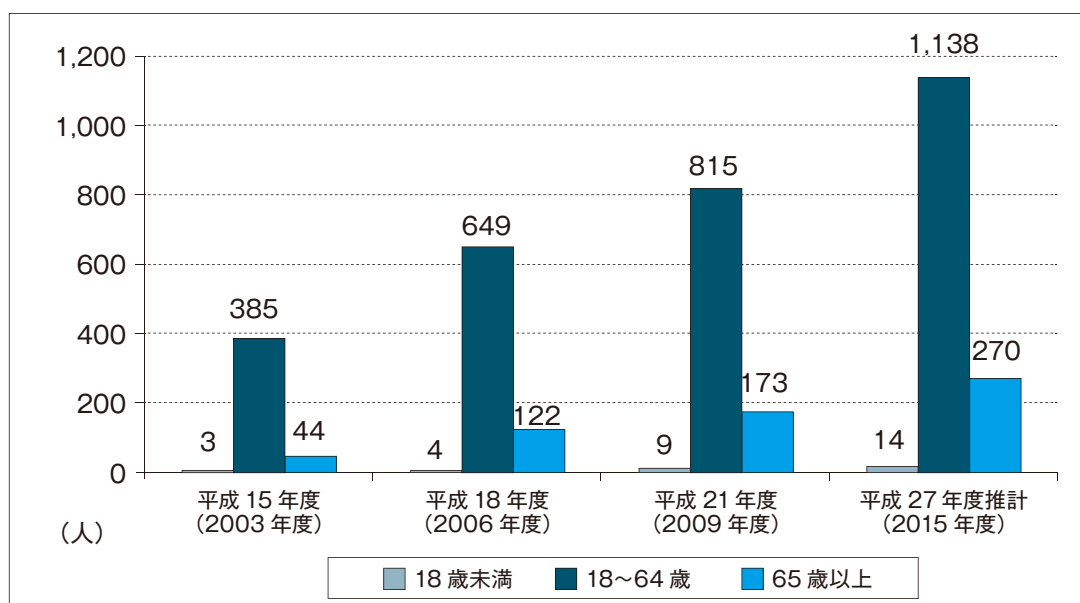
資料：障害福祉課

③精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成22年（2010年）3月31日現在、997人です。平成18年度（2006年度）と比べて222人の増で、28.6%の増加率となっており、総人口に対する割合は0.31%となっています（表1-2-1参照）。

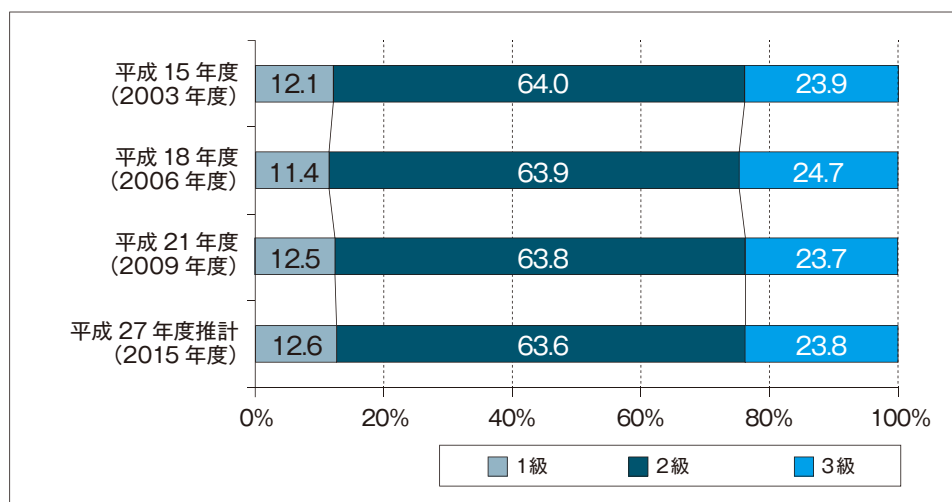
年齢別にみると、18歳未満9人（0.9%）、18～64歳815人（81.8%）、65歳以上173人（17.3%）となっており、各区分とも増加傾向にあります。

図1-2-14 年齢3区分別精神障がい者の現状



資料：障害福祉課

図1-2-15 程度別精神障害者保健福祉手帳所持者の現状



資料：障害福祉課

手帳制度の周知や精神障がい者保健福祉対策の見直し・充実により、今後も手帳所持者の増加が推測されます。また、自立支援医療費（精神通院医療）制度（旧精神障害者通院医療費公費負担制度）を利用している患者は、平成22年（2010年）3月31日現在、3,057人で、平成18年度（2006年度）以降増加傾向にあり、今後さらに増加することが推測されます。

表 1-2-6 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

[単位：人]

	総数	18歳未満	18~64歳	65歳以上
平成15年度（2003年度）	432	3	385	44
平成18年度（2006年度）	775	4	649	122
平成21年度（2009年度）	997	9	815	173
平成27年度（2015年度）推計	1,422	14	1,138	270

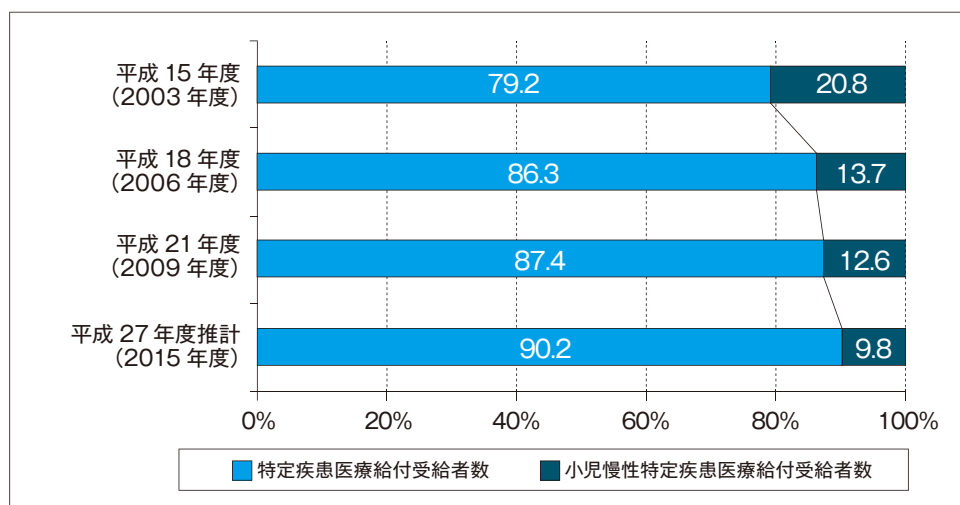
注）平成15年度は9月30日現在、平成18年度及び平成21年度は3月31日現在の数値。（例：平成18年度の総数775人は、平成19年3月31日現在の数値）。平成27年度は推計値。

資料：埼玉県福祉部、越谷市障害福祉課

④難病患者

特定疾患医療給付受給者及び小児慢性特定疾患医療給付受給者は、平成22年（2010年）3月31日現在、1,795人（特定疾患1,569人、小児慢性特定疾患226人）です。平成18年度（2006年度）と比べて総数で237人の増で、15.2%の増加率となっており、総人口に対する割合は0.49%（特定疾患0.42%、小児慢性特定疾患0.07%）となっています（表1-2-1参照）。

図 1-2-16 難病患者の現状



注）平成15年度は越谷保健所、平成18・21年度は春日部保健所の資料による。平成22年4月1日より、越谷市は、越谷保健所から春日部保健所の所管区域となる。

資料：障害福祉課

表1-2-7 特定疾患及び小児慢性特定疾患の医療給付受給者数の推移

[単位：人]

	総数	特定疾患医療 給付受給者数	小児慢性特定疾患 医療給付受給者数
平成15年度（2003年度）	1,497	1,185	312
平成18年度（2006年度）	1,558	1,345	213
平成21年度（2009年度）	1,795	1,569	226
平成27年度（2015年度）推計	2,220	2,002	218

注) 平成15年度は9月30日現在、平成18年度及び平成21年度は3月31日現在の数値。(例：平成18年度の総数1,558人は、平成19年3月31日現在の数値)。平成27年度は推計値。

資料：春日部保健所（平成15年度は越谷保健所）、越谷市障害福祉課

(2) 障がい者の地域生活等の状況（「アンケート調査」から）

本計画の基礎資料として活用するために実施した「越谷市障がい者計画策定に向けたアンケート調査」（平成22年（2010年）9月）の結果から、障がい者を取り巻く状況を把握することを目的に、障がい者の地域生活の状況に関する項目を以下抜粋しました。

①住まいの状況

持ち家（マンションを含む）が64.6～77.8%です。民間借家が9.5%～22.5%と持ち家の人が多くなっています。

表1-2-8 住まいの状況

	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (マンション)	民間借家	賃貸公営住宅	その他
身体障がい者	67.2%	9.8%	9.5%	2.4%	10.1%
知的障がい者	55.7%	8.9%	12.8%	1.0%	20.7%
精神障がい者	51.7%	19.1%	22.5%	3.3%	2.2%
難病患者	74.1%	3.7%	14.8%	3.7%	3.7%

注1) 本アンケート調査（平成22年9月に実施）は、「越谷市障がい者計画策定に向けてのアンケート調査」であり、身体・知的・精神の三障がいに加え、難病、一般の5種の調査を行っている。以下同。

注2) 上表では「無回答」の割合を省略しているため、合計すると100%にならないものもある。

② 世帯の主な収入源

身体障がい者は主に「年金」が主な収入源となっていますが、知的障がい者と難病患者は「年金」と「家族の給与・賃金」になっており、障がい者の「自分の給与・賃金」は11.7～25.9%程となっています。精神障がい者においては「自身の給与・賃金」と「事業収入」が主な収入源となっています。

表1-2-9 世帯の主な収入源（複数回答）

	自身の給与・賃金	家族の給与・賃金	事業収入	財産収入	年金	手当	その他
身体障がい者	11.7%	28.3%	5.7%	3.8%	74.5%	2.4%	6.9%
知的障がい者	16.7%	60.1%	4.4%	0.0%	50.2%	8.4%	4.0%
精神障がい者	23.6%	34.8%	1.1%	2.2%	67.4%	2.2%	16.8%
難病患者	25.9%	44.4%	3.7%	3.7%	51.9%	0.0%	0.0%

注) 上表では「無回答」の割合を省略している。

③ 主な介助者（介助が必要な人の場合）

介助が必要な人の場合、その主な介助者は、身体障がい者及び難病患者では「配偶者」、知的障がい者では「母」が最も多くなっており、障がいによって大きな特徴があります。

表1-2-10 主な介助者（介助が必要な人の場合）

	配偶者	子ども	子どもの配偶者	父	母	他の家族親族	その他
身体障がい者	47.7%	15.1%	3.2%	2.9%	7.4%	2.6%	18.1%
知的障がい者	1.7%	0.0%	0.0%	18.6%	53.5%	2.3%	21.5%
難病患者	66.7%	0.0%	8.3%	0.0%	16.7%	0.0%	8.3%

注) 上表では「無回答」の割合を省略しているため、合計すると100%にならないものもある。

④生活上で困っていること

障がい別にみた現在の「生活上で困っていること」の上位5位は、下表のとおりです。身体障がい者は「特に困っていることはない」が1位、知的障がい者は「特別な目で見られる」が1位となっています。精神障がい者と難病患者は「(病気や)障がいのため働けない」が1位で、「十分な収入が得られない」とともに、各障がいに共通して上位にあがっています。

表 1-2-11 現在の生活で困っていること（上位5位）（複数回答）

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者	特に困っていることはない (27.4%)	屋外の段差 (16.3%)	十分な収入が得られない (15.0%)	障がいのために働けない (13.9%)	趣味や生きがいをもてない (13.7%)
知的障がい者	特別な目で見られる (31.5%)*	家族以外に支援を頼む人がいない (24.1%)	十分な収入が得られない (23.2%)	特に困っていることはない (18.2%)	職業が限定される (17.7%)
精神障がい者	障がいのために働けない (57.3%)*	十分な収入が得られない (55.1%)*	職業が限定される (41.6%)*	医療費の負担が大きい (27.0%)	特別な目で見られる (24.7%)
難病患者	病気や障がいのため働けない (33.3%)*	医療機関が近くにない (29.6%)	医療費の負担が大きい (25.9%)	特別な目で見られる (22.2%)	特に困っていることはない (22.2%)

注) 上表では19の選択肢のうち、上位5位までに限定して表記している。

* 上表中、アミ掛け部分は「30%以上の項目」を表す。

(3) 充実してほしい障がい者施策（アンケート調査から）

身体障がい者と難病患者は「医療やリハビリの充実」、知的障がい者と精神障がい者は「保護者がなくなった後の生活支援」が1位となっていますが、その他で多いのは身体障がい者は「保護者死亡後の生活支援」、知的障がい者は「就労援助や雇用促進」、精神障がい者は「障がいの予防、早期発見・保健指導体制の充実」、難病患者は「在宅福祉サービスの充実」となっています。

表 1-2-12 障がいのある人が暮らしやすいまちにするためには（上位5位）（複数回答）

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者	医療やリハビリの充実 (30.3%)*	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (28.9%)	障がい者に配慮したまちづくりの推進 (26.9%)	在宅福祉サービスの充実 (26.5%)	障がい者が住みやすい住宅の確保 (22.6%)
知的障がい者	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (73.9%)*	就労援助や雇用促進 (34.5%)*	通所施設の整備や施設運営の改善 (31.0%)*	障がい者理解への啓発や交流促進 (31.0%)*	入所施設の整備や施設運営の改善 (29.6%)
精神障がい者	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (48.3%)*	障がいの予防・早期発見・保健指導体制の充実 (44.9%)*	福祉に関する情報提供や相談の充実 (40.4%)*	障がい者理解への啓発や交流促進 (39.3%)*	就労援助や雇用促進 (38.2%)*
難病患者	医療やリハビリの充実 (63.0%)*	在宅福祉サービスの充実 (59.3%)*	福祉に関する情報提供や相談の充実 (40.7%)*	障がい者に配慮したまちづくりの推進 (40.7%)*	福祉機器の利用のための助成 (33.3%)*

注) 上表では19の選択肢のうち、上位5位までに限定して表記している。

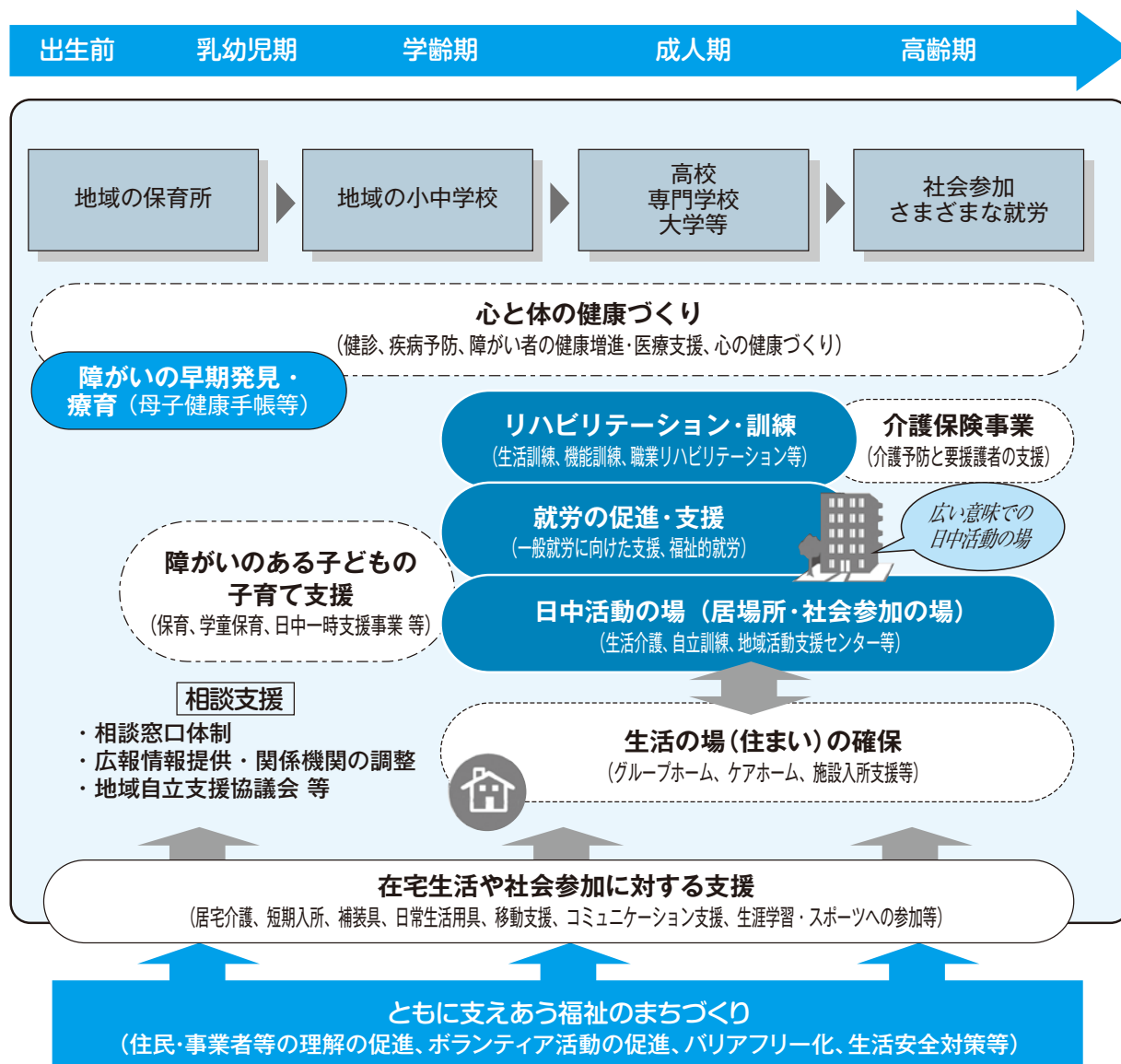
※ 上表中、アミ掛け部分は「30%以上の項目」を表す。

2 計画の主要課題

(1) ライフステージにおける分野横断的な施策展開

障がい者施策は、障がいの状況に応じた保健・医療・福祉、生活環境、就労など、分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障がい者が、ライフステージの各段階において、本人の望む暮らし方の実現にむけた支援を受けるためには、本人・家族を含む施策の多様な担い手が互いの分野間の調整を行い、迅速・的確なサービス提供につなげていくことが重要です。ライフステージにおける分野横断的な施策への展開が求められます。

図1-2-17 ライフステージにおける障がいの状況に応じた施策（イメージ図）



(2) 地域で支えるしくみづくり

障がい者をめぐる生活課題が増大、多様化する中、公共サービスだけでも、また、個人の自助努力だけでも、さらには、地域の協力だけでも解決することはできません。

そのため、「自助・共助・公助」の連携と協働において、お互いができることを行い、できないことを補い合い高め合うために、地域に必要な福祉力を持続していきます。

図1-2-18 お互いが補い合い高め合うために

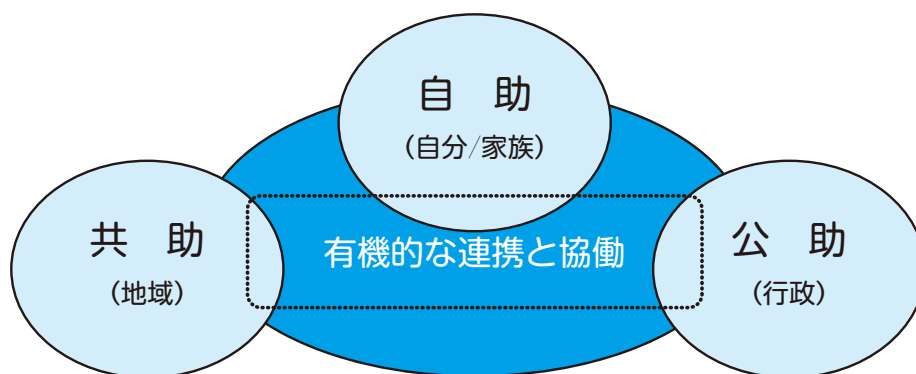


図1-2-19 障がい者福祉の向上に向けた3つの「助」

自助 (じじょ)	自分でできることは自分で ・個人の行動、家族による支え合いや助け合い
共助 (きょうじょ)	地域でできることは地域で ・地域社会における相互扶助 (隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う) ・地域活動や地域ボランティアなどによる支え (「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)
公助 (こうじょ)	自分や地域でできないことを公共が支える ・公的な制度としての保健・福祉・医療その他に関連する施策に基づく行政や社会福祉法人などによるサービスの提供

図1-2-20 お互いが補い合い高め合うための「自助・共助・公助」について

■本計画におけるお互いが補い合い高め合うための「自助・共助・公助」について

本計画における「自助・共助・公助」の基本的な考え方は、住民を中心に据えた、住民・地域・企業・行政の役割分担をいいます。

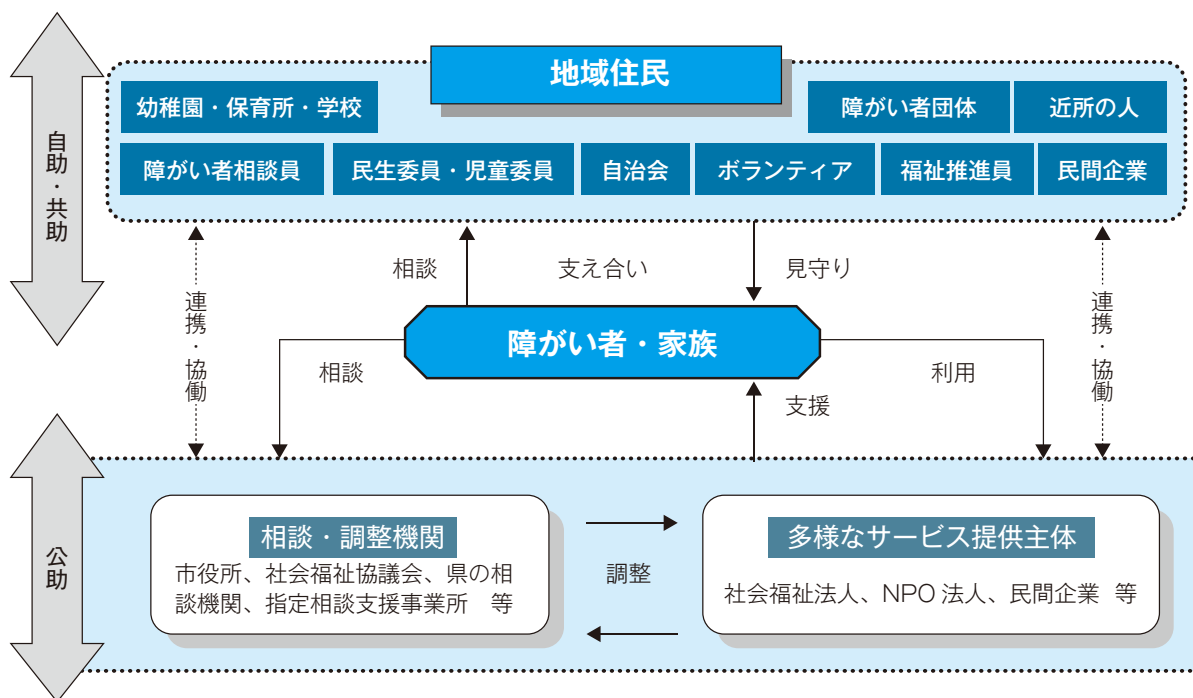
「自助」は何もかも自分の責任で行うということではなく、食事、睡眠、学習、労働、遊びなど、自分の欲求に基づき、自分一人でもできることは自分で行う、あるいは一人で食事や読書などができない場合、家族による支え合い・助け合いによって行うことです。

「共助」は、自助でできないことについて、企業を含む地域社会がその役割と連携において助け合うことです。

「公助」は、自助や共助でできないことについて、行政や公的機関、さらには多様なサービス提供主体がその役割と責任において、公的な制度に基づいて支援を行うことです。

住民・地域・企業・行政がお互いを知り、理解し、活動を共にすることで「顔のみえる関係」をつくり、お互いを尊重し合い、助け合い、安全で安心して生活ができる環境をつくっていくことが地域で支えるしくみとなります。

図1-2-21 自助・共助・公助のネットワーク



計画の基本方向

1 基本理念

越谷市では、これまで、平成10年(1998年)8月に「越谷市障害者計画」を策定しました。その後、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念に、平成16年(2004年)3月には「新越谷市障害者計画」を、平成20年(2008年)3月には「改訂新越谷市障がい者計画」を策定し、「ノーマライゼーション(社会の中で同じように生活できること)」と「リハビリテーション(障がいの全人的な回復を目指す)」の実現に向けた施策を推進してまいりました。

今回の「第3次越谷市障がい者計画」では、これまでの基本理念及び「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」に加え、その人が持つ個性や力や強さが生き生きと発揮される「エンパワメント※」の視点を重視し、共生社会の実現を目指します。

※エンパワメント：社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、長所・力・強さに着目して援助することで当事者が自分の能力や長所に気づき、自信を持ち、ニーズを満たすべく主体的に取り組めるようになることを目指す理念。

図1-3-1 基本理念

基本理念

**障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会**

2 視点と目標

基本理念を目指していく上で、障がい者がその権利を侵されることなく、安心して地域で生活ができるよう、権利擁護等を推進するため、以下の3つの視点と3つの目標を踏まえ、基本方針を設定します。

図1-3-2 3つの視点

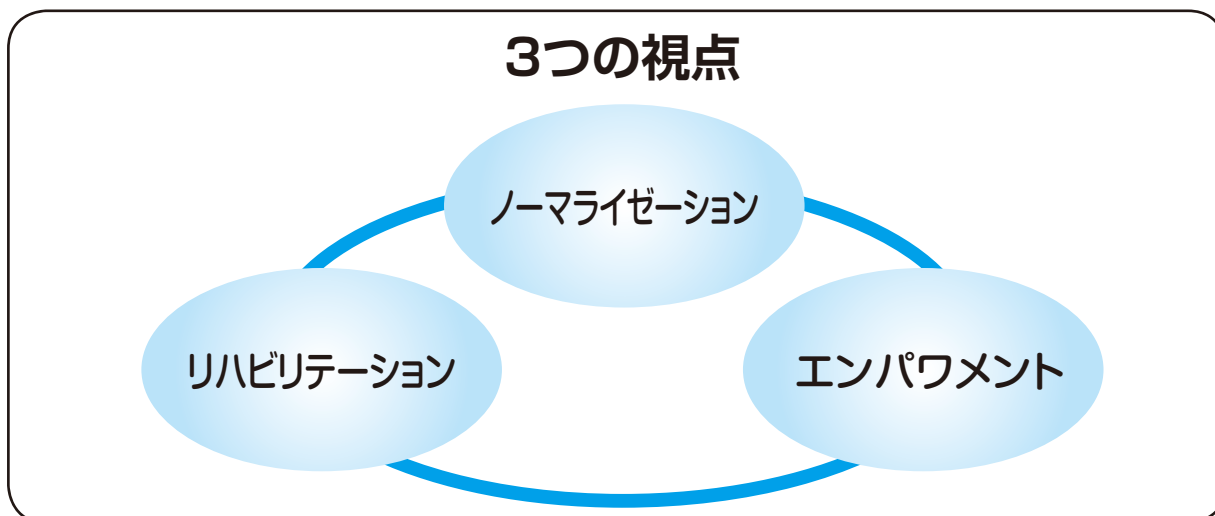


図1-3-3 3つの目標

- 目標1 ライフステージの全ての段階でその人らしい生き方を目指す
- 目標2 当事者の能力が活かされる自立した生活を目指す
- 目標3 障がいのある人もない人もともに生活し、活動する社会を目指す

3 基本方針

1. 啓発・広報の推進

障がいの有無に関わらず、地域でともに生きる「ノーマライゼーション」の理念は、徐々に理解が進んでいますが、障がいに対する誤った理解や認識は今後も改善していく必要があります。家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、子どもから大人に至るまで、全ての市民が互いに尊重しあい、障がいへの正しい理解を深めるため、今後とも、市民、行政、障がい者関連機関・団体等さまざまな連携の下、多様な機会を通じて、啓発活動を推進していきます。そのためにも、全ての人々を社会の一員として迎え入れ支え合う、「ソーシャルインクルージョン※」の実現に努めます。

※ソーシャルインクルージョン：社会的に弱い立場にある人々を含め全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

2. 保健・医療の充実

障がいなどの予防と早期発見、治療、医学的リハビリテーション、療育は、健やかな暮らしを支えます。障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・治療・療育を図るとともに、障がい者の心身の健康の回復・維持・増進を図るため、関係機関と連携を密にしながら、心身の状況やライフステージに応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めていきます。

3. 教育・育成の充実

障がいのある子どもが地域とともに学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、ノーマライゼーションの理念が育つ環境としても重要です。そのため、地域の保育所・幼稚園・学校が特別支援学校と連携しながら、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

4. 雇用・就業の確保

障がい者が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいのある生活を送るために極めて重要です。ハローワーク越谷、越谷市障害者就労支援センター等との連携の下、障害者地域適応支援事業等の活用を図りながら公的機関や民間事業所での雇用を促進し、障がい者の就業の拡大を図ります。また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実を図るとともに多様な働き方への支援、就労の基盤となる障がい者の生活支援に努めます。

5. 生活支援サービスの充実

障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることも重要です。障害者自立支援法による自立支援給付、地域生活支援事業や、その他の各種生活支援サービスの充実を図り、障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを提供し、障がい者一人ひとりの「生活の質（QOL）※の向上」を図ります。また、行政、越谷市社会福祉協議会等の福祉関連機関・団体、障がい者福祉関連施設等が相互に連携し、生活支援サービスの充実に努めます。

※生活の質（QOL）：Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略。人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。生命の質。

6. 生活環境の整備充実

障がい者が、地域で安全で安心して暮らしていくためには、防犯や交通安全、防災などの面での障がい者への配慮や、バリアフリー※1・ユニバーサルデザイン※2の生活空間づくりが欠かせません。障がいの有無にかかわらず、市民誰もが、その能力を最大限に発揮しながら、自分らしくいきいきと生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を目指します。また、年齢に関係なく、障がいのある人もない人も使いやすく、安全であるユニバーサルデザインを推進する必要があります。さらに、地域ぐるみで障がい者の安全を見守る支えあいのネットワークづくりを図るとともに、住宅や図書館、体育館などの公共施設の設備・機能の充実、適切な職員対応に加え、道路、交通機関など障がいのある方が安全で安心して暮らすことのできる環境の整備に努めます。

※1バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア; Barrier）となるものを除去（フリー; Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

※2ユニバーサルデザイン：身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

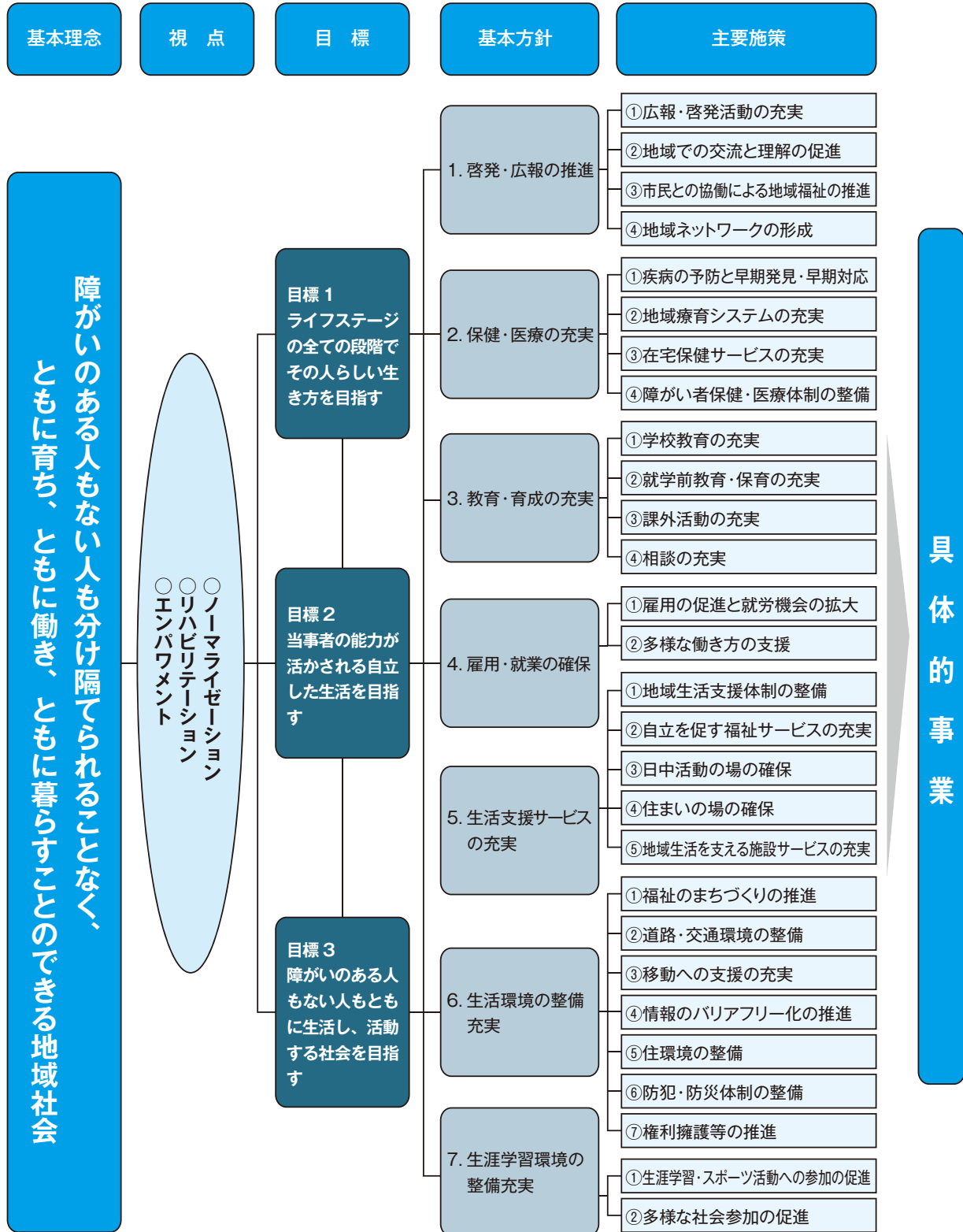
7. 生涯学習環境の整備充実

多様な場に社会参加し、活躍できるしくみづくりは、地域で暮らす障がい者の大きな願いです。外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、生涯学習・スポーツ活動などの幅広い活動に参加するための条件整備を進め、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に活かします。

第4章

施策の体系

図1-4-1 施策の体系



具体的事業



第Ⅱ編 施 策

- 第1章 啓発・広報の推進
- 第2章 保健・医療の充実
- 第3章 教育・育成の充実
- 第4章 雇用・就業の確保
- 第5章 生活支援サービスの充実
- 第6章 生活環境の整備充実
- 第7章 生涯学習環境の整備充実

*** 越谷市障がい者計画策定に向けたアンケート調査**

「第Ⅱ編 施策」の各章において、本計画の基礎資料として活用するために実施した「越谷市障がい者計画策定に向けたアンケート調査」（平成22年9月実施）の結果から、各章に関連する項目を参考として抜粋しました。

*** 関係団体等ヒアリング調査**

「第Ⅱ編 施策」の各章において、本計画の基礎資料として活用するために実施した「関係団体等ヒアリング調査」（平成22年10月実施）の結果から、「ヒアリングから読み取れた課題」を参考として掲載しました。

啓発・広報の推進

現況と課題

障がいのある人とない人が地域の中で、ともに学び、ともに働き、ともに暮らすためには、ハード面だけではなく、心のバリア（障壁）を取り除くことが大切です。市では、広報活動、交流活動やボランティア活動等を通じて、ノーマライゼーション理念の普及・啓発と、障がいに対する正しい認識の普及に努めてきました。

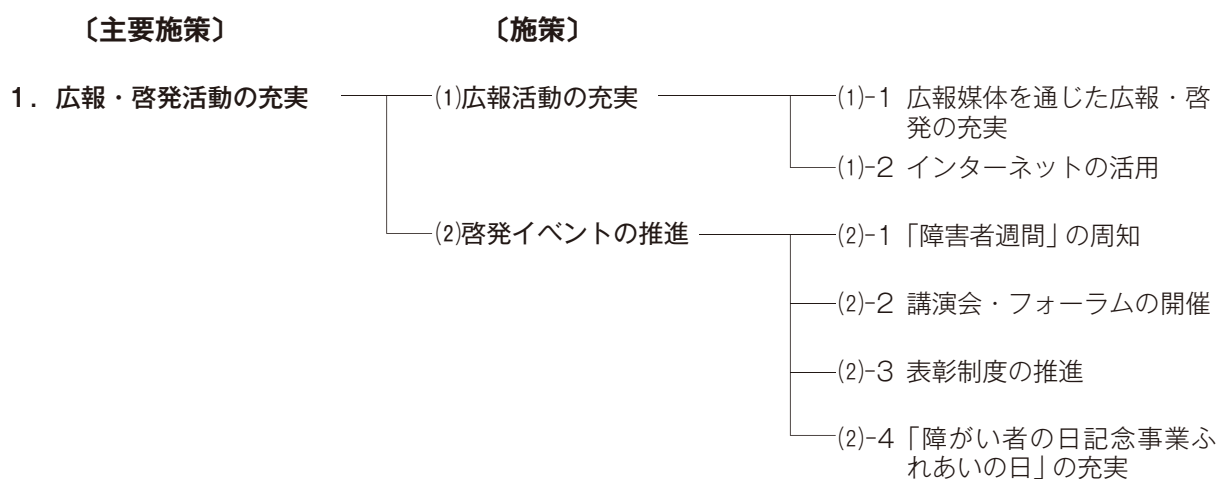
特に、障がいのあるなしにかかわらず子どもの頃からともに育ち、ともに学ぶことにより、心のバリアフリーが育まれ、こうした児童生徒の成長により地域のノーマライゼーションが進展すると言えます。

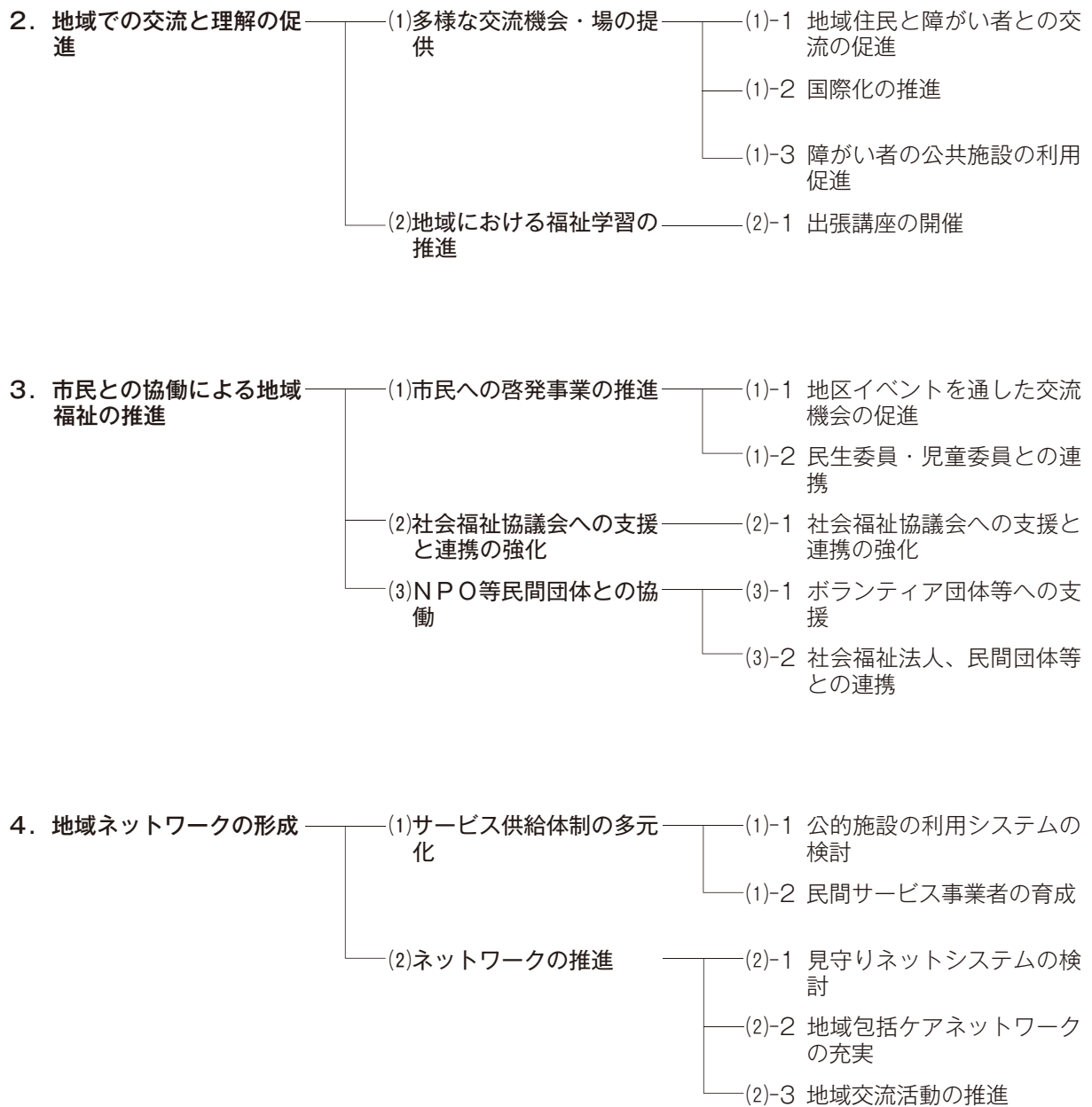
そのためには、障がい者も含めた市民、企業など全ての人々がそれぞれ役割を分かち合い、ともに力をあわせて取り組んでいく必要があります。また、障がい者からの意見としても、地域の人に障がい者問題を知ってもらうことが大事であるという考え方とともに、障がい者自らが地域への働きかけを行うべきであるという考え方もみられます。これを踏まえ、全ての人々を社会の一員として迎え入れ支え合う「ソーシャルインクルージョン」を目指します。

今後は、協働という考え方のもと、地域ぐるみで障がい者支援のネットワークづくりに取り組んでいく必要があります。

施策の体系

第1章 啓発・広報の推進





【アンケート結果】(一般市民) から

図2-1-1 「障害者週間」を知っているか

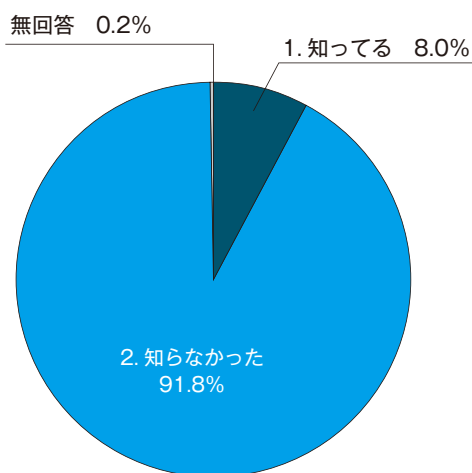


図2-1-2 障がいのある方を対象とした「ボランティア活動」に関心があるか

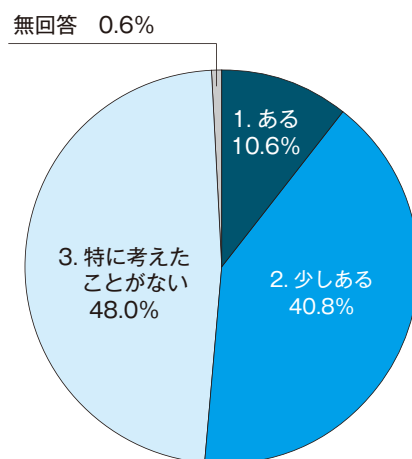
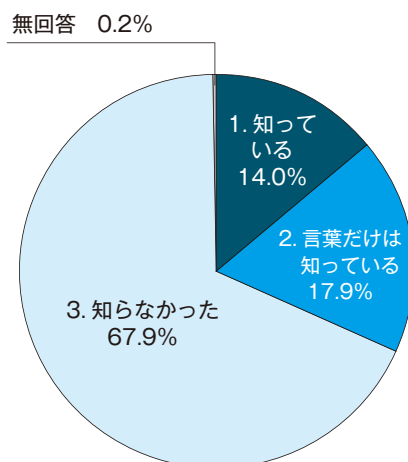


図2-1-3 「ノーマライゼーション」という言葉を知っているか



注) アンケート調査(平成22年9月に実施)は、「越谷市障がい者計画策定に向けてのアンケート調査」であり、身体・知的・精神の三障がいに加え、難病、一般の5種の調査を行っている。以下同。

一般市民の方で、「障害者週間を知っている人」は1割弱、「ノーマライゼーションという言葉を知っている人」は3割強、「障がいのある方を対象としたボランティア活動に関心がある人」が5割強となっており、今後、障がい者施策や福祉に係る理念の周知を図るとともに、ボランティア活動の活性化が求められます。

【「ヒアリング結果」から読み取れた課題】

- ・障がい特性に応じた、障がい特性を理解した施策の検討
- ・「(障がいのある人もない人もお互いに) 市民だれでも、付き合える、手伝えると思えることが大切である」という観点も保持
- ・地域や行政が一体となった計画づくり、地域づくりの推進
- ・「地域」をキーワードとした行政と民間の役割分担による、よりよい協力関係の構築
- ・障害者自立支援法の仕組み、システムの理解の浸透

地域において、市民と行政が一体となった、計画における基本理念の継続、ノーマライゼーションの理念の周知、障がい者の見守りが求められます。

注) 関係団体等ヒアリング調査(平成22年10月に実施)は、市内障がい者関連機関・団体17団体に対して調査を行っている。以下同。

1 広報・啓発活動の充実

【施策の方向】

ノーマライゼーション理念の普及・啓発と障がい者や障がい者問題に対する市民の理解を深めるため、関係機関・団体などと連携して広報活動の充実を図るとともに、「ともに地域で暮らす」という視点から、啓発イベントや講演会・フォーラムの開催など各種事業を展開します。

(1) 広報活動の充実

(1)-1 広報媒体を通じた広報・啓発の充実

広報紙による広報・啓発を充実するとともに、「市民ガイドブック」には最新の情報を掲載す

るよう努め、利便性の向上を図ります。視覚に障がいがある方へは「広報こしがや点字版」を発行します。

テレビ広報番組「いきいき越谷」に手話通訳を入れ制作・放送します。また、ホームページの充実のほか、越谷 cityメールの利用拡大に努めます。(広報広聴課、関連各課)

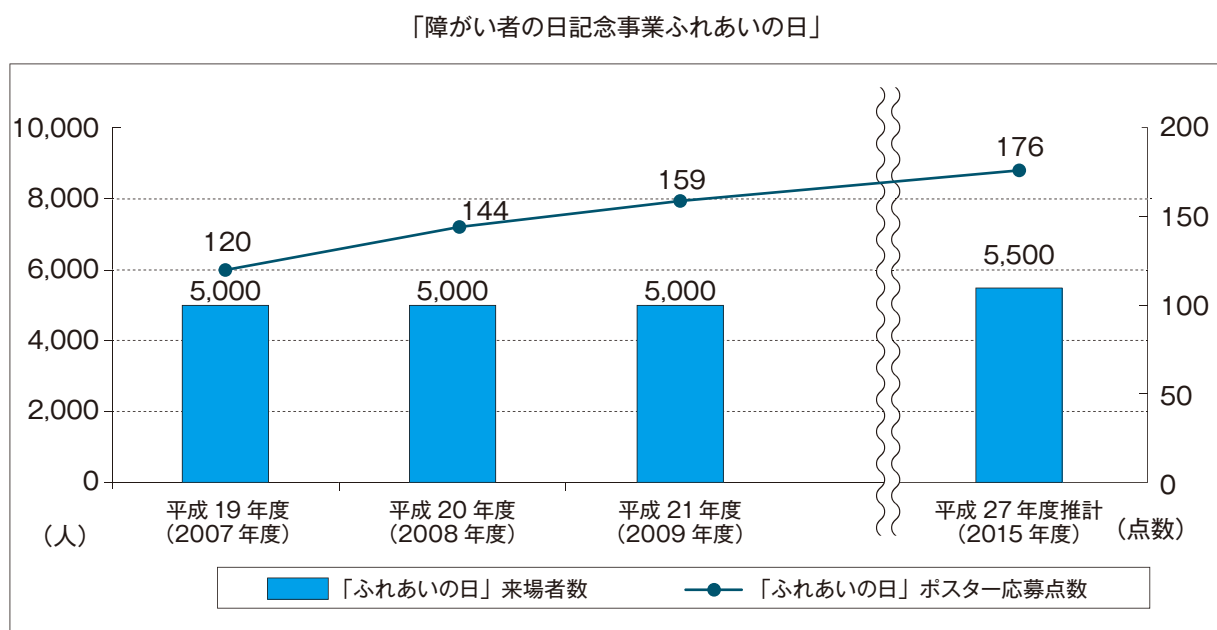
(1)-2 インターネットの活用

ICT（情報コミュニケーション技術）の発展を踏まえ、だれも見やすく使いやすい「越谷市アクセシビリティガイドライン」に沿ったホームページづくりと「障害者の日記念事業ふれあいの日」などのイベント情報や交流事業の広報・啓発に努めます。さらに、バリアフリーマップ（Web版）を掲載して、各施設のきめ細かい情報提供を行います。(広報広聴課、関連各課)

(2) 啓発イベントの推進

(2)-1 「障害者週間」の周知

「障害者週間（12月3日～9日）」を周知するため、「障害者の日記念事業ふれあいの日」（6月第一日曜日）を開催し、市民から多くのポスターを募集するなどして障がいに対する理解の促進を図り、障がい者をはじめより多くの市民の参加を促進するため、内容の充実を図ります。あわせて、各種イベントへの参加も促進します。(障害福祉課、子育て支援課)



(2)-2 講演会・フォーラムの開催

市民が障がい者問題について理解を深めることができるように、関係機関・団体と連携・協力して精神保健福祉講演会などを開催します。(障害福祉課)

(2)-3 表彰制度の推進

市民による福祉活動を促進し、福祉のまちづくりを進めるため、越谷市社会福祉大会における福祉実践活動功労者・団体などの表彰制度を推進します。(福祉部、子ども家庭部)

(2)-4 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実

障がい者福祉に対する理解の促進と共に生きる地域社会の実現を図るため、障がい者団体等で構成する実行委員会が中心となり、「障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催します。より多くの市民の参加を促進するため、事業内容の更なる充実と周知を図ります。(障害福祉課、子育て支援課)

2 地域での交流と理解の促進

【施策の方向】

コミュニティ施設において、障がいのある人もない人もともに理解しあい交流できる機会の拡充を図るなど、ハード・ソフトの両面から交流活動の環境整備に努めます。また、家庭や地域の連携を図り、障がいのある人もない人も「ともに地域で暮らす」地域の一員として共感しあえるように努め、相互理解の促進に努めます。

(1) 多様な交流機会・場の提供

(1)-1 地域住民と障がい者との交流の促進

障がい者への理解を促すため、越谷市障害者福祉センターこぼと館やそこで活動する障がい者団体や市内の障がい者関連福祉施設、ボランティア活動実践者などが行う地域との交流事業を支援します。また、地区コミュニティ推進協議会による活動を支援し、世代間交流事業や祭りなどの行事を通して地域住民と障がい者との交流を促進します。(障害福祉課、子育て支援課、市民活動支援課)

(1)-2 国際化の推進

国際交流員や多文化共生推進員が各施設で講座を開催し、障がい者へ外国の文化等を紹介することで、国際理解と多文化共生への意識を深め、本市の国際化を推進します。(市民活動支援課)

(1)-3 障がい者の公共施設の利用促進

障がい者と地域住民が活発に交流できるように、地区センター・公民館、市民会館、交流館などのコミュニティ施設のバリアフリー化や使用料の減免などを行い、公共施設の利用の促進を図ります。(市民活動支援課、関連各課)

(2) 地域における福祉学習の推進

(2)-1 出張講座の開催

地区センター・公民館との連携を密にし、出張講座の周知と活用に努めるとともに、地域からの福祉づくりを推進します。(障害福祉課)

3 市民との協働による地域福祉の推進

【施策の方向】

地域福祉を推進するために、ノーマライゼーション、リハビリテーション、エンパワメント等、障がい者福祉の理念に対する市民意識の向上に努めます。

また、越谷市社会福祉協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPOなどの活動支援と連携強化に取り組むとともに、障がい者の生活支援サービスの充実、障がい者の社会参加の促進に向けて、市民と各種団体との協働体制の確立を目指します。

(1) 市民への啓発事業の推進

(1)-1 地区イベントを通じた交流機会の促進

福祉施設従事者、あるいは障がい者関係団体と市民との交流の機会の提供を図ります。(障害福祉課)

(1)-2 民生委員・児童委員との連携

地区民生委員・児童委員協議会の研修会を支援し、障がい者と地域とのパイプ役としてその活動の充実を促進します。(障害福祉課、社会福祉課、関連各課)

(2) 社会福祉協議会への支援と連携の強化

(2)-1 社会福祉協議会への支援と連携の強化

越谷市社会福祉協議会は、民間地域福祉活動の推進主体として、また、ボランティアや在宅福祉サービスなどの拠点としてさまざまな事業を展開し、福祉の向上に大きな役割を担っていることから、今後も越谷市社会福祉協議会への支援に努めるとともに、連携の強化を図ります。(障害福祉課、社会福祉課、社会福祉協議会 [実施主体])

表2-1-1 越谷市社会福祉協議会の主な事業

項 目	事 業	内 容
在宅福祉サービスの推進	紙おむつ等配付事業	年3回配付
	福祉用具の貸し出し	車いすなどの貸し出し
	在宅障がい者デイサービス事業	障害者福祉センターの運営
	障がい者関係福祉団体への支援	助成金の交付、関係機関との連絡調整、事業活動への協力
	障がい者福祉ボランティア育成事業	ボランティアスクールなどの開催
	「ふれあい号」の利用促進	福祉車両（ワゴン車、軽自動車）の貸し出し
小地域福祉活動の推進	見守り活動事業	福祉推進員活動の推進
住民参画活動の支援	ボランティアセンター機能の充実	障がい者支援ボランティアグループの活動
	市民による情報支援活動の促進	情報の提供
市民の福祉意識啓発	積極的な学習機会の提供	講演会、講習会の開催
	社協だよりの発行	年6回発行
	「障害者週間」記念事業への支援	年1回開催
包括的生活支援の体制整備	日常生活自立支援事業の推進	福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などの援助を行う。

資料：社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会「越谷市地域福祉活動計画<実施計画>」より抜粋

(3) NPO等民間団体との協働

(3)-1 ボランティア団体等への支援

ボランティア活動は福祉の向上には欠かせないものであり、地域福祉の担い手として期待されていることから、越谷市社会福祉協議会と協力して、ボランティアの育成と組織化を図るとともに、活動場所や情報の提供、講習会・研修会、教室の開催等ボランティア活動の活性化・安定化等について検討し、その活動を支援します。(障害福祉課、関連各課)

(3)-2 社会福祉法人、民間団体等との連携

障がい者の自立支援サービスの充実と、社会福祉法人や民間団体などとの協働を推進するため、連携を強化します。(障害福祉課、関連各課)

4 地域ネットワークの形成

【施策の方向】

誰もが身近な地域で快適に生活できるような環境整備と、自主活動ができる暮らしの基盤づくり、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努めます。また、適切で選択性のあるサービスの提供や、災害時要援護者支援活動など地域で障がい者を見守るネットワークの形成を目指します。

(1) サービス供給体制の多元化

(1)-1 公的施設の利用システムの検討

地区センター・公民館、市民プール、公園などの公的施設における障がい者利用の利便性の向上を図るとともに、高齢者の福祉施設を障がい者も利用できるようなシステムについて検討します。(障害福祉課、高齢介護課、関連各課)

(1)-2 民間サービス事業者の育成

障がい者がいつでも安心して、適切なサービスを選択できるよう、民間サービス事業者の育成を図ります。(障害福祉課、関連各課)

(2) ネットワークの推進

(2)-1 見守りネットシステムの検討

緊急時や災害時に障がい者の安全を図るため、プライバシー問題については十分に配慮しつつ、身近な地域での声かけ運動や見守りネットシステムの形成など、地域住民や民生委員、ボランティア等による支援を含めた越谷市社会福祉協議会による見守り活動について検討します。(障害福祉課、関連各課)

(2)-2 地域包括ケアネットワークの充実

市では、障がい者や高齢者など支援を必要とする方が、安心して暮らし続けることができるように、市内10か所の地域包括支援センターを拠点に地域全体で見守りや助け合いをしていくネットワークを進めています。警察署や消防署などの関係機関をはじめ、地域の事業者や各種団体、地域住民と連携し、支援を必要とする方を早期に発見して、問題の深刻化を防ぎます。支援を必要とする方の相談や情報を受けた地域包括支援センターは、必要に応じて支援につなげます。(高齢介護課、障害福祉課、関連各課)

(2)-3 地域交流活動の推進

日中活動や自主活動ができる場など暮らしの基盤づくりを推進し、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努め、地域交流活動を推進します。(障害福祉課、関連各課)

保健・医療の充実

現況と課題

本市では、健康づくり行動計画「いきいき越谷21(平成15年度～平成24年度(2003年度～2012年度))」を策定し、市民主体の健康づくり活動を推進しており、引き続き各世代や地域のニーズに対応しつつ、市民一人ひとりの健康状態に応じてきめ細かく支援していく必要があります。

現在、心身の発達に不安のある子どもに対して、発達相談を実施し、支援を行っているほか、障がい児に対して通園による施設訓練などを行っています。一方、障がいの多様化に対応した療育機能の整備が課題になっており、今後とも、保健・医療・福祉の連携に努め、一人ひとりの健やかな発達を支援していく必要があります。

また、病気の後遺症に起因する中途障がい者が増加傾向にあるとともに障がいの重度化傾向もみられ、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防対策の強化とともに病気や異常を早期に発見し、早期治療、訓練につなげていくことが重要になっています。このため、健康診査やがん検診及び健康教育、健康相談、機能訓練など保健事業の一層の充実を図ることが必要になっています。

さらに、障がいの重度化・重複化と障がい者の高齢化が進んでいることから、障がい者の健康への不安が増しており、きめ細かな保健サービスの推進が求められています。

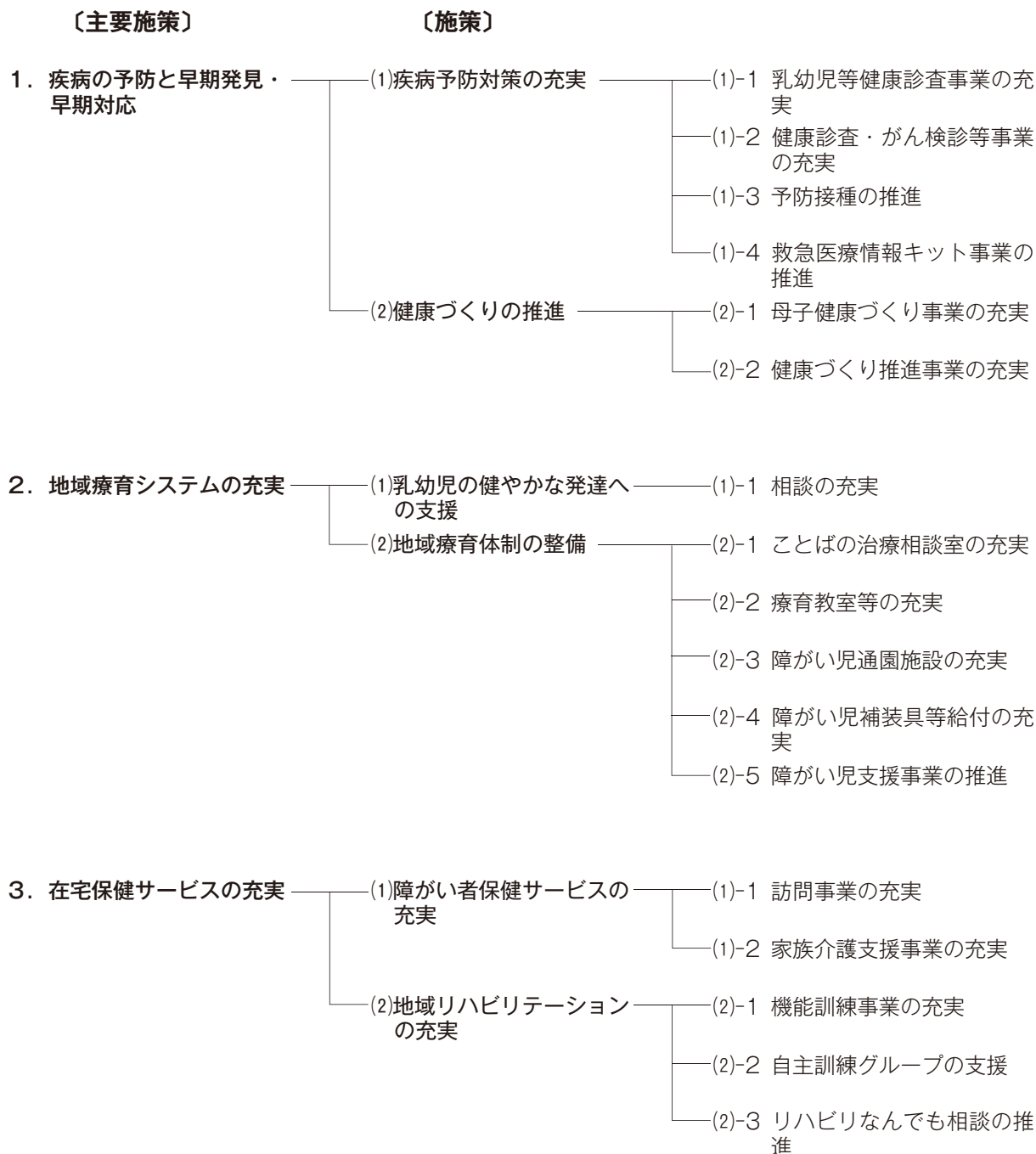
難病(難治性疾患克服研究事業対象疾患、130疾患)については、特定疾患治療研究事業が、平成21年(2009年)10月、「緊要性が高い」として45疾患から56疾患へ11疾患*が正式に追加されています(県指定6疾患)。

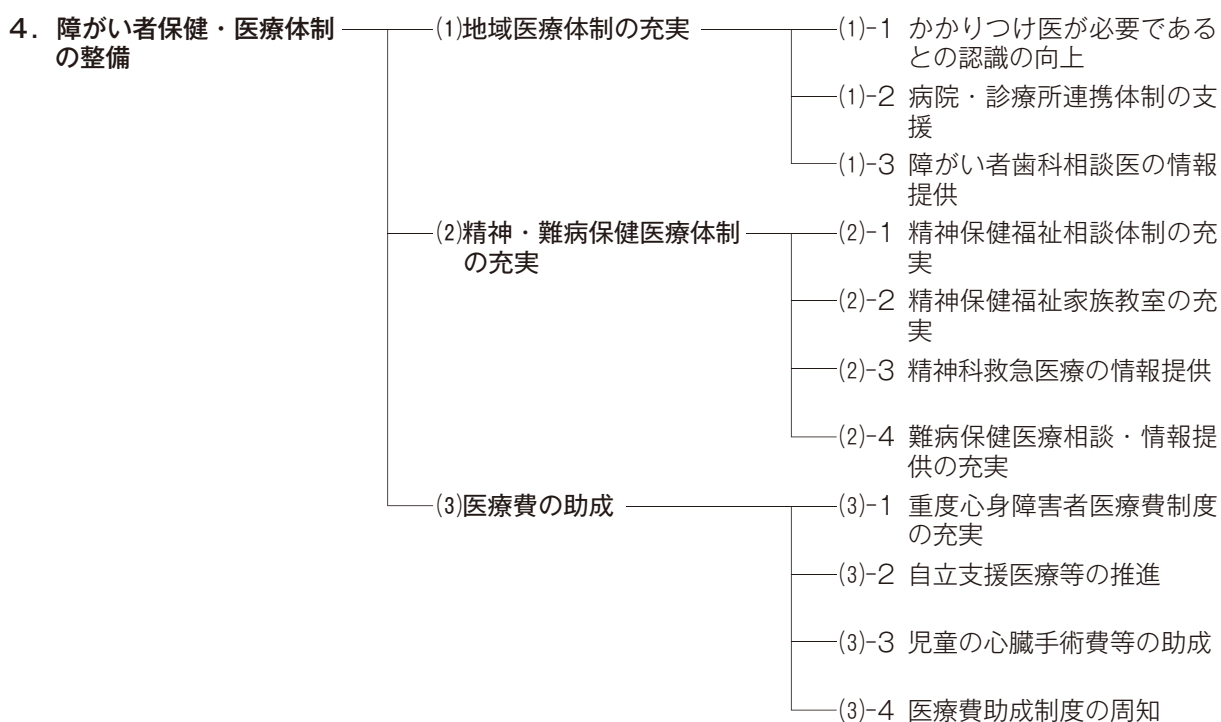
本市の医療救急体制は、初期救急医療から第三次救急医療まで市内において整っており、医療ニーズも強く、地域で暮らす障がい者が安心できるような診療体制の充実と医療費負担の軽減が望まれています。

※難病追加11疾患:▽間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症)▽家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)▽脊髄(せきずい)性筋萎縮(いしゅく)症▽球脊髄性筋萎縮症▽慢性炎症性脱髄性多発神経炎▽肥大型心筋症▽拘束型心筋症▽ミトコンドリア病▽リンパ脈管筋腫症(LAM)▽重症多形滲出(しんしゅつ)性紅斑(急性期)▽黄色靱帯(じんたい)骨化症

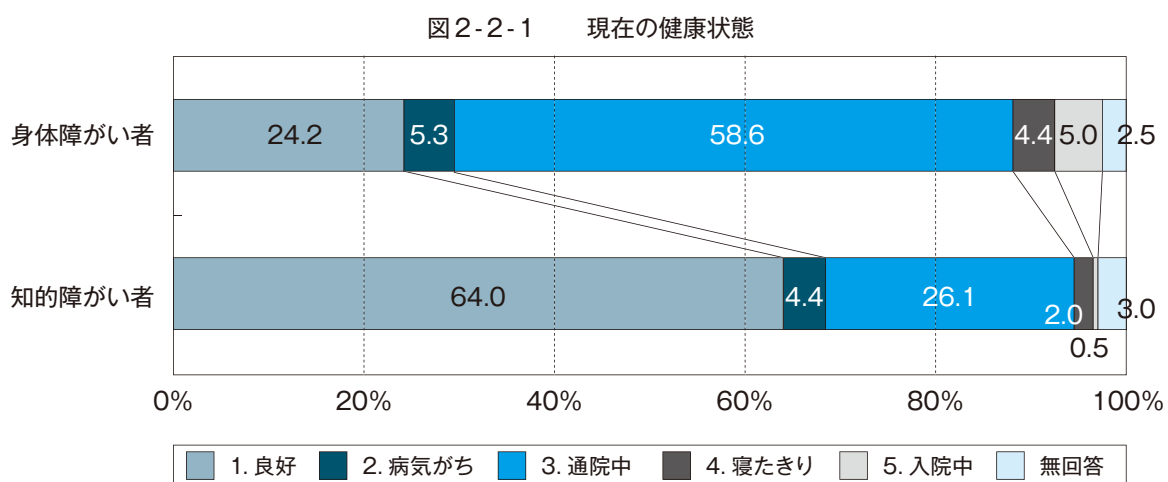
施策の体系

第2章 保健・医療の充実





【アンケート結果】(身体障がい者・知的障がい者) から



身体障がい者では、「通院中」が6割弱で最も多くなっているのに対し、知的障がい者は、「良好」が6割強で最も多くなっています。今後とも、それぞれの障がいごと（種別ごと）の状況を把握した上での適切な対応が求められます。

【「ヒアリング結果」から読み取れた課題】

- ・「障がいの特性」を理解し「障がいの特性」に応じた保健・医療施策の展開
- ・障がいのある人も、ない人も「ともに育つ」という療育・養育の推進
- ・胃ろうなど、重度の障がい者（児）への医療的ケアや摂食指導の充実

障がいの特性に対応した保健・医療の展開と、ノーマライゼーションの理念を踏まえた「ともに育つ」療育の推進とともに、重度障がい者への医療ケアの充実が求められます。

1 疾病の予防と早期発見・早期対応

【施策の方向】

乳幼児健康診査や健康診査事業等を実施し、病気や異常の早期発見、早期治療、早期療育に努め、障がいの原因ともなるメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や寝たきり防止に積極的に取り組みます。また、食生活の改善や運動を通じた市民主体の健康づくり活動を推進するとともに、精神的な健康を保持・増進することができるよう心の健康づくりを推進します。

（1）疾病予防対策の充実

（1）-1 乳幼児等健康診査事業の充実

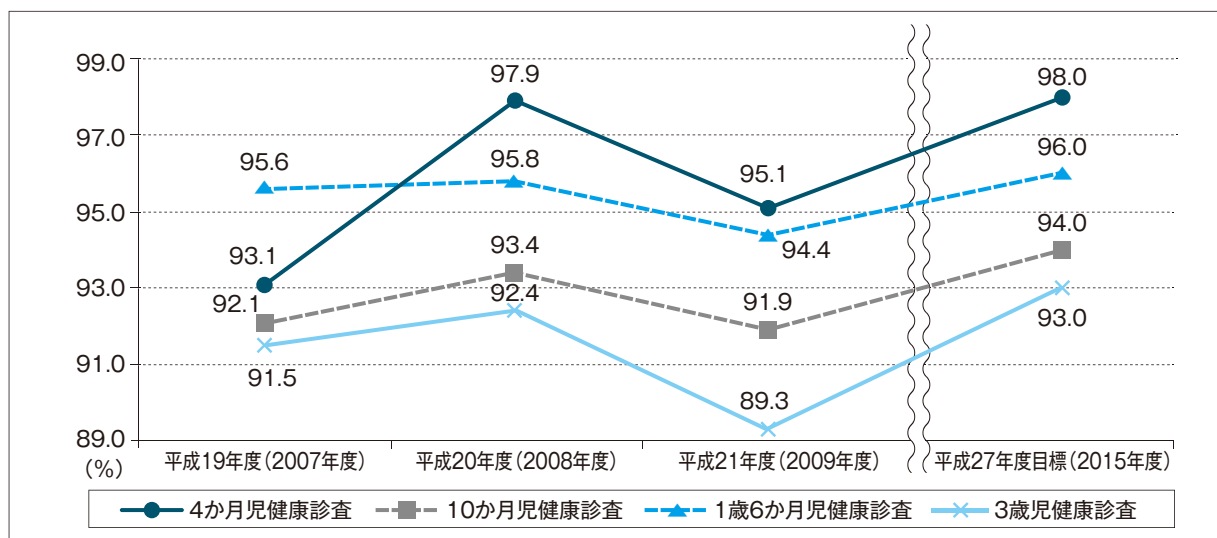
乳幼児に対し健康診査を実施し、疾病及び運動機能や精神発達に関する問題を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談等を行い、健全な育成を図ります。また、妊婦に対して妊婦健康診査を実施し、妊娠中から継続して支援します。（市民健康課）

妊婦健康診査（受診者数）

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
妊婦一般健康診査 延受診者数	5,509人	13,595人	34,108人	36,400人
妊婦HBs抗原検査	2,819人	2,946人	2,916人	2,950人
妊婦HIV抗体検査	2,807人	2,937人	2,911人	2,950人
妊婦歯科健康診査	—	—	377人	560人

注）妊婦一般健康診査延受診者数の平成19年度は1～2回目、平成20年度は1～5回目、平成21年度は1～14回目、平成27年度目標は1～14回目を表す。

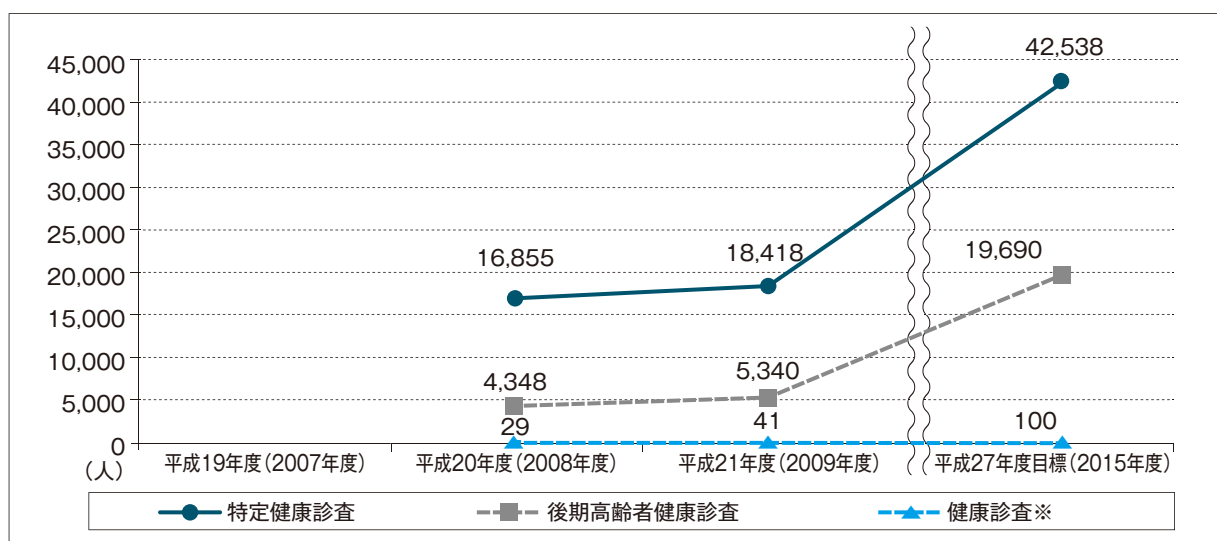
乳幼児健康診査（受診率）



(1) - 2 健康診査・がん検診等事業の充実

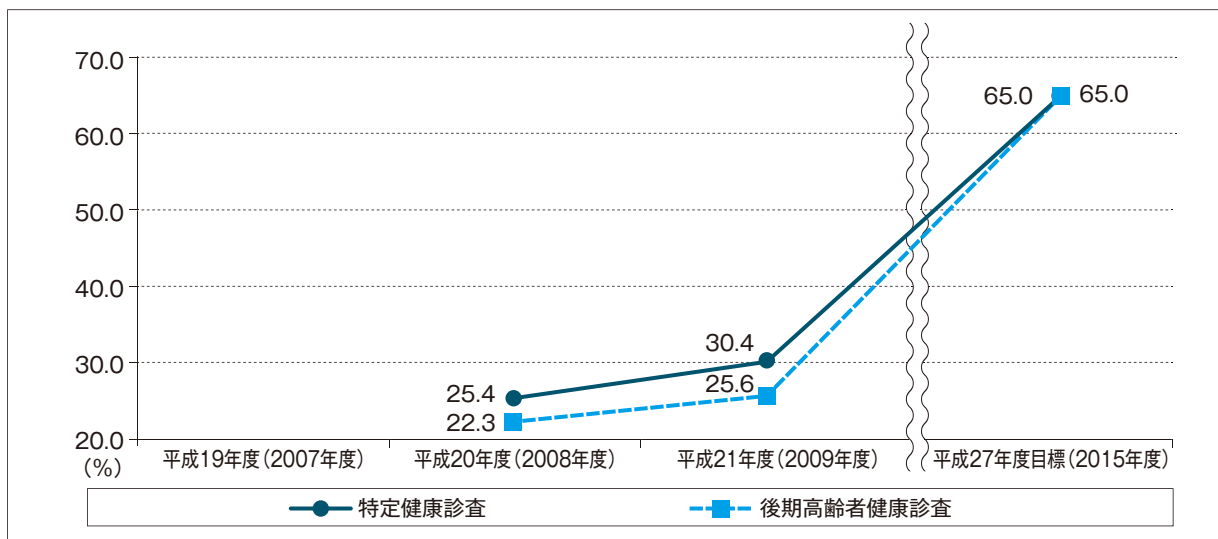
疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等を予防し、健康の保持・増進を目的に、健康診査・がん検診・骨粗しょう症検診等を実施します。生活習慣病予防、骨粗しょう症予防などについて広報や健康教育などを通して広く啓発し、健（検）診受診の必要性について周知を図ります。（市民健康課 国民健康保険課）

特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康診査（受診者数）

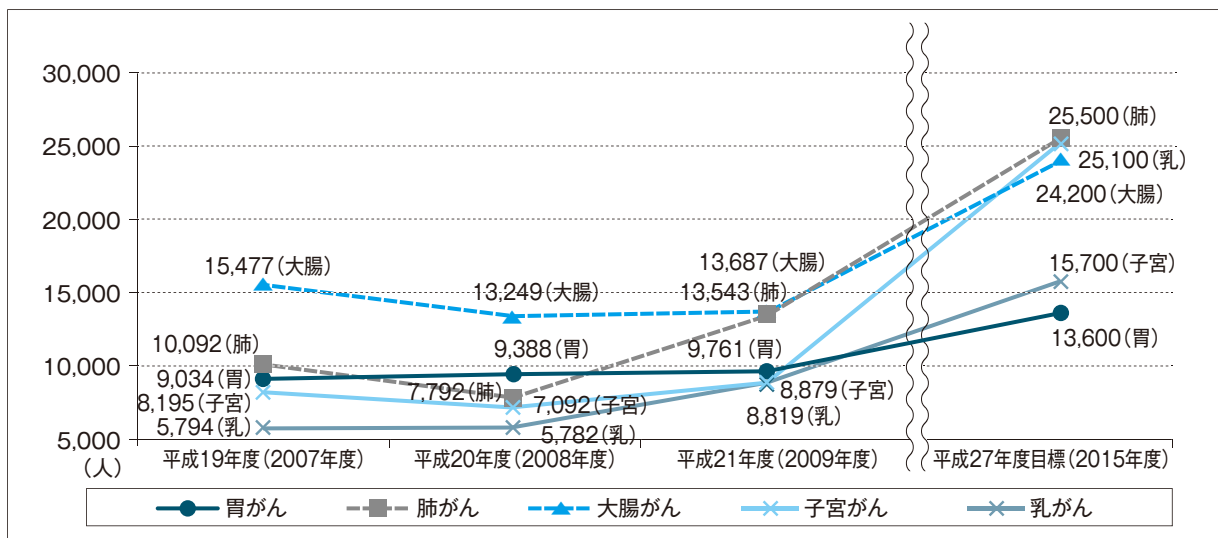


※：健康診査：医療保険未加入40歳以上

特定健康診査・後期高齢者健康診査（受診率）

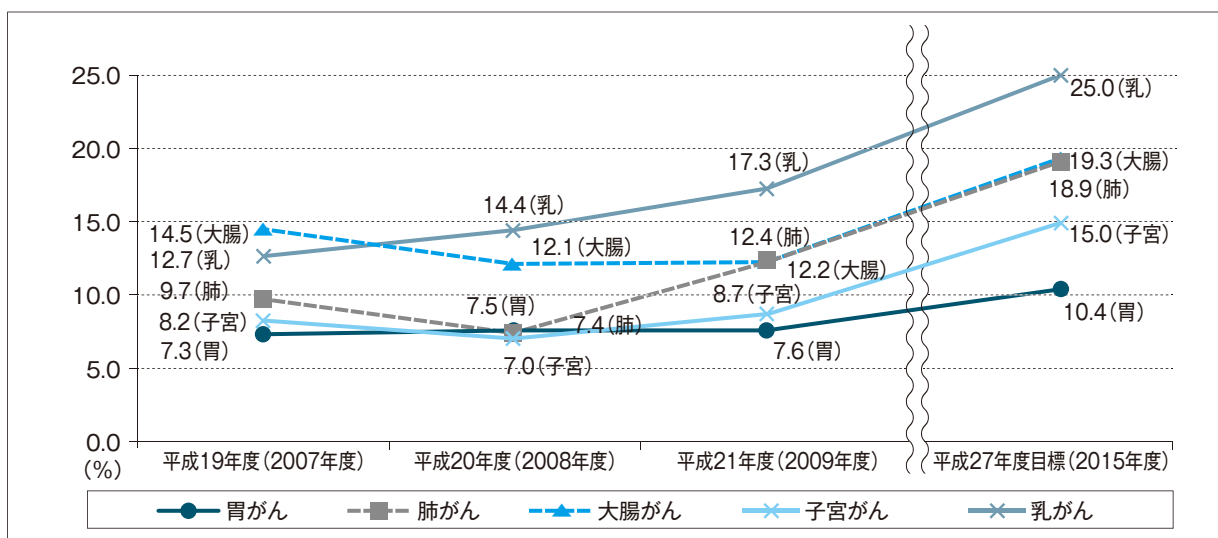


がん検診（受診者数）

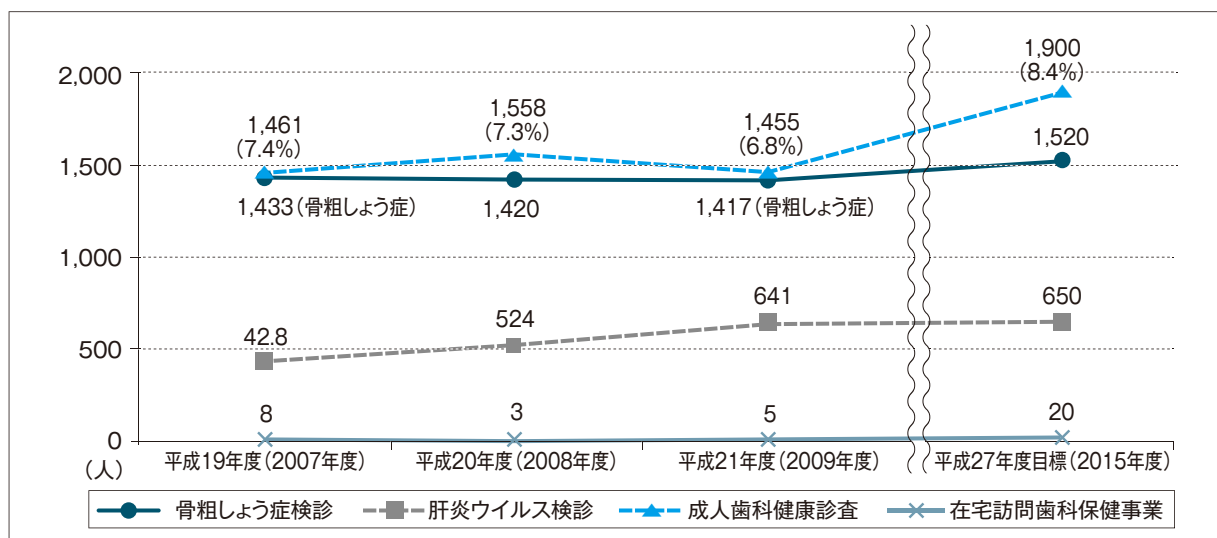


注) 妊婦健診による受診者は含まず

がん検診（受診率）



骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科健診、在宅訪問歯科保健事業（受診者数・受診率）



注) ()内は受診率を表す。

(1)-3 予防接種の推進

感染症を原因とする障がいを予防するため、かかりつけ医による接種を推進するとともに、健診等の機会において未接種者への勧奨に努め、接種率の向上を図ります。(市民健康課)

(1)-4 救急医療情報キット事業の推進

救急医療情報キットとは、救急時に必要な情報（持病・かかりつけ病院・常服薬・緊急連絡先等）をボトルにまとめて保管することで救急隊、病院が迅速に救急救命活動を行えるようにするためのものです。

高齢者や障がい者等に対し、救急医療情報キットを配布し、万一の緊急事態に備えることにより、安心した生活が送れるよう支援し、福祉の向上を図ります。(高齢介護課、障害福祉課)

(2) 健康づくりの推進

(2)-1 母子健康づくり事業の充実

母子の健康づくりを推進するため、保健カレンダー等を活用し、各種教室への参加を促進するほか、個別相談や訪問等を行います。

平成20年度（2008年度）より「こんにちは赤ちゃん事業」を開始し、助産師・保健師による産婦・新生児等への訪問を充実しています。平成21年度（2009年度）の児童福祉法の一部改正により、新たに第二種社会福祉事業として位置付けられた「乳児全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」として充実を図ります。

また、幼児期の健全な発育・発達を支援するため、「食生活」「歯の健康について」「日常生活の過ごし方」「アレルギー疾患」などの講話や運動指導を行う幼児保健教室を開催します。(市民健康課)

母子健康づくり事業（開催数、参加人数）

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
母親学級 両親学級 [※]	30回 10回	30回 10回	30回 10回	40回
育児相談	—	57回	58回	58回
離乳食教室	53回	53回	56回	56回
乳幼児栄養相談	—	28回	24回	28回
アレルギー教室	23人	21人	23人	50人
ヘルシーキッズスクール (2日間コース)	5回 282人	5回 194人	4回 179人	4回 200人

※母親学級と両親学級は平成22年度より統合、平成27年度目標値で合計40回。

(2) — 2 健康づくり推進事業の充実

市民一人ひとりが自分の健康について関心を持ち、自らの健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法の普及、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援します。

また、生きがいのある心豊かな人生が送れるよう関係機関と連携しながら、生涯各期における心の健康づくり事業を推進します。

さらに、健康施設を活用するため、県民健康福祉村や県立大学と連携して、市民の健康づくりを推進します。(市民健康課、高齢介護課)

健康教室、地区健康教育、健康相談（開催数、参加人数）

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)	
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)		
健康教室 ^{※1}	7,493人 (259回)	8,187人 (309回)	9,028人 (317回)	9,600人 (320回)	
健康教室 の内訳 抜粋 ^{※2}	心の健康 づくり講座	1回、56人	1回、30人	1回、31人	1回、50人
	市民健康 大学一般 公開講座 (こころ)	1回、28人	1回、21人	1回、36人	1回、40人
地区健康教育 ^{※3}	2,476人 (85回)	3,670人 (136回)	2,595人 (119回)	2,500人 (100回)	
健康相談 ^{※4}	3,538人	3,113人	3,504人	3,600人	

※1 健康教室では、生活習慣病予防のための教室や食生活改善のための栄養教室、運動指導などを実施している。

※2 健康教室のうち、障がい者施策にかかる講座を抜粋し、掲載している。

※3 地区健康教育は、「地域包括支援センター及び地域包括総合支援センター」で実施している。

※4 健康相談では、精神保健を含む健康に関する相談及び栄養相談を実施している。

2 地域療育システムの充実

【施策の方向】

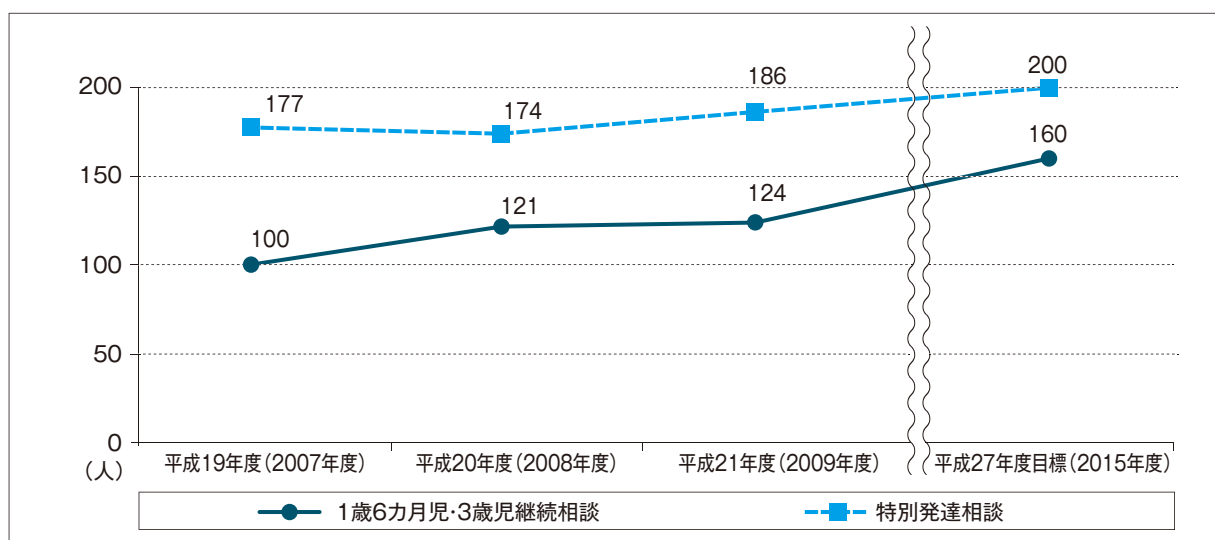
心身の発達に不安や障がいのある子ども一人ひとりの健やかな発達を支援するため、できる限り早い時期から個性にあわせた療育が受けられるよう、医療・保健・福祉の連携に努めます。また、障がい児施設を整備し、施設通所・通園事業の効果的な推進と専門性の向上を図ります。

(1) 乳幼児の健やかな発達への支援

(1)-1 相談の充実

保健指導を必要とする幼児に、継続した相談援助ができるよう発達相談などの相談指導体制を充実します。(市民健康課)

1歳6カ月児・3歳児継続相談、特別発達相談（相談者数）



注) 上表の人数は延べ人数。

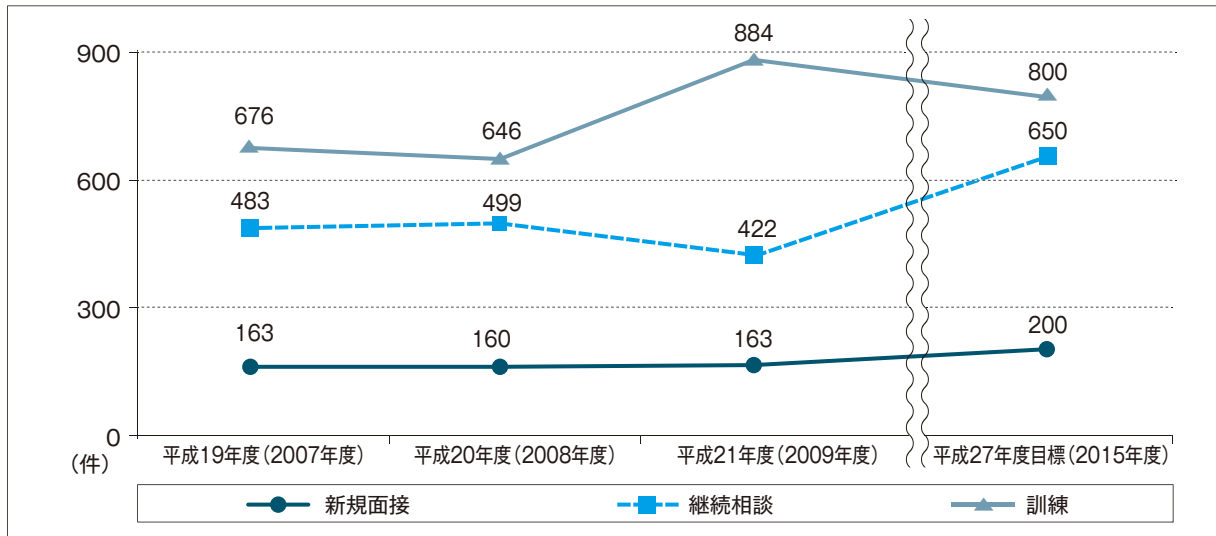
(2) 地域療育体制の整備

(2)-1 ことばの治療相談室の充実

言語聴覚士などのスタッフ体制を充実するとともに、関係機関との連携・協力を行います。さらに、新たに整備する障がい児施設において、みのり学園、あけぼの学園や療育教室との一体化した環境を整えることで、より密接な連携をとって療育機能の充実を図ります。

また、特別支援学級等とのかかわりや対象年齢の拡大等を検討していきます。(子育て支援課)

ことばの治療相談室（新規面接・継続相談・訓練件数）



注) 継続相談と訓練は延べ件数。

(2) - 2 療育教室等の充実（3章に再掲）

早期療育教室の指導体制を充実するとともに、保健センター、ことばの治療相談室、みのり学園、あけぼの学園、保育所などとの連携を図ります。

また、障がい児施設の整備と併せた一体化により、一層の療育機能の充実を図ります。（子育て支援課）

療育教室（開催数）

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度(2009 年度)	
つくしんぼ教室開催数	38回開催	38回開催	38回開催	76回開催
はとぼっぼ教室開催数	38回開催	38回開催	38回開催	38回開催
たけのこ教室開催数	38回開催	38回開催	38回開催	38回開催

注) つくしんぼ教室は、知的障がいのある3歳未満児。はとぼっぼ教室は、知的障がいのある3歳以上児。たけのこ教室は、肢体に障がいのある1歳以上児。

(2) - 3 障がい児通園施設の充実（3章に再掲）

知的障がい児通園施設みのり学園、肢体不自由児通園施設あけぼの学園における療育機能を充実し、発達支援の向上に努めるとともに、ことばの治療相談室及び早期療育教室とも一体化を図り、心身障がい児の相談・指導・訓練などを行う拠点施設として、平成25年度（2013年）の開設を予定しています。

また、施設の機能を活かし、相談事業の充実や在宅で療育を必要とする児童を対象に日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施していきます。（子育て支援課）

障がい児通園施設

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
みのり学園園児数	27人	27人	27人	30人
あけぼの学園園児数	30人	30人	28人	30人

(2)-4 障がい児補装具等給付の充実

身体に障がいのある児童に対して補装具等を給付し、日常生活の向上を図ります。障がいの早期発見と機能訓練等により補装具等の利用が低年齢化しており、児童の状態に応じた適正な支給に努めます。(子育て支援課)

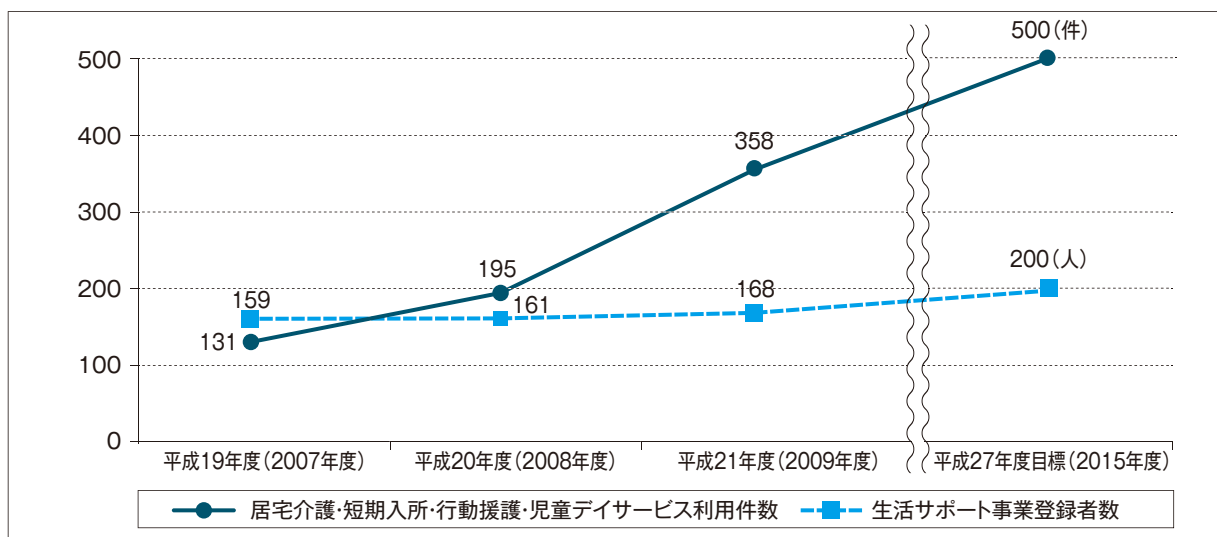
障がい児補装具等給付事業

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
障がい児補装具交付数	178件	197件	242件	250件

(2)-5 障がい児支援事業の推進

居宅生活支援サービスや施設サービスを通じて、障がい児の在宅生活を支援するとともに、介護者等への負担軽減を図ります。サービス提供事業者が少なく、必要なサービスが受けられない場合には、生活サポート事業等他の制度を一部活用するなどして、利用者のニーズに応えていきます。また、障害者自立支援法等に基づくサービス事業所の設置を支援していきます。(子育て支援課)

障がい児支援事業



3 在宅保健サービスの充実

【施策の方向】

障がい者の健康を保持し障がいの重度化を防止するため、在宅障がい者への訪問指導や健康診査など保健事業を充実します。また、退院患者の機能訓練が地域で円滑に進められるよう関係機関との連携を強化するとともに、介護保険サービスに該当しない身体機能の障がいまたは低下のある方に対して、身近な地域で機能訓練や生活訓練が受けられるよう保健事業を実施します。

(1) 障がい者保健サービスの充実

(1)-1 訪問事業の充実

障がい者、高齢者の健康の保持・増進と障がいの重度化の防止を図るため、訪問健康診査や在宅訪問歯科保健事業（健康診査・保健指導）などの保健事業を充実するとともに、保健師・栄養士・理学療法士・作業療法士などによる訪問事業を実施します。また、在宅での療養生活を支えるため、市内訪問看護ステーション等の情報を提供します。（市民健康課）

訪問事業

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
機能訓練や精神疾患の方を対象にした訪問事業訪問人数	・介護家族1人 ・寝たきり18人 ・その他25人	・精神保健5人 ・その他4人	・精神保健4人 ・その他8人	・精神保健10人 ・その他10人
在宅訪問歯科保健事業訪問人数	8人	3人	5人	22人

(1)-2 家族介護支援事業の充実

在宅の障がい者を介護する家族などに対し、介護知識など必要な情報の提供を行うとともに、介護者自身の健康相談などを充実します。（高齢介護課、市民健康課）

家族介護支援事業

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
家族介護教室参加人数	20人	24人	16人	20人
認知症サポーター養成者数	664人	1,143人	1,146人	10,000人

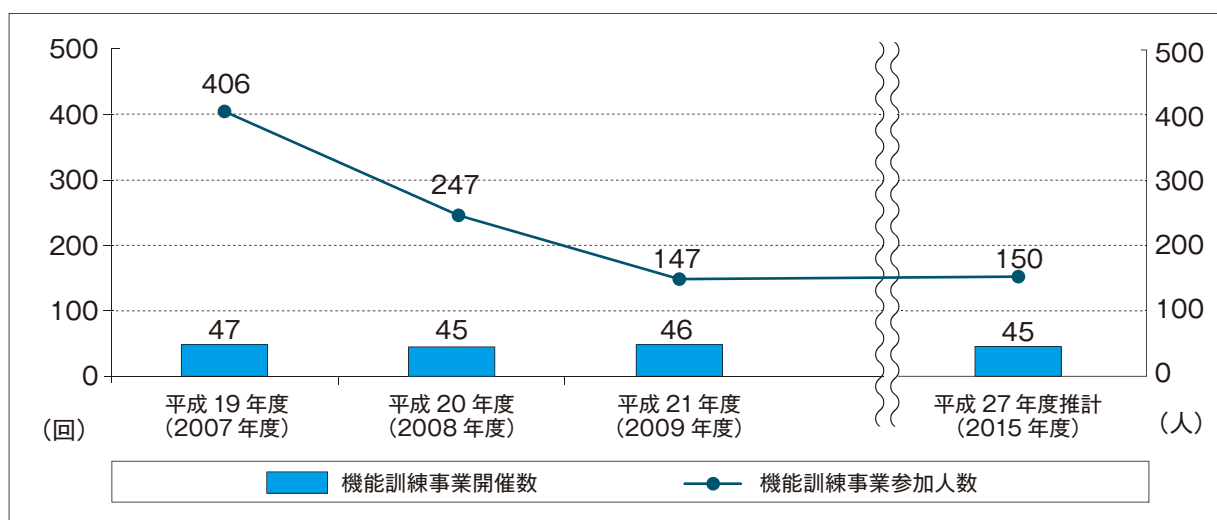
(2) 地域リハビリテーションの充実

(2)-1 機能訓練事業の充実

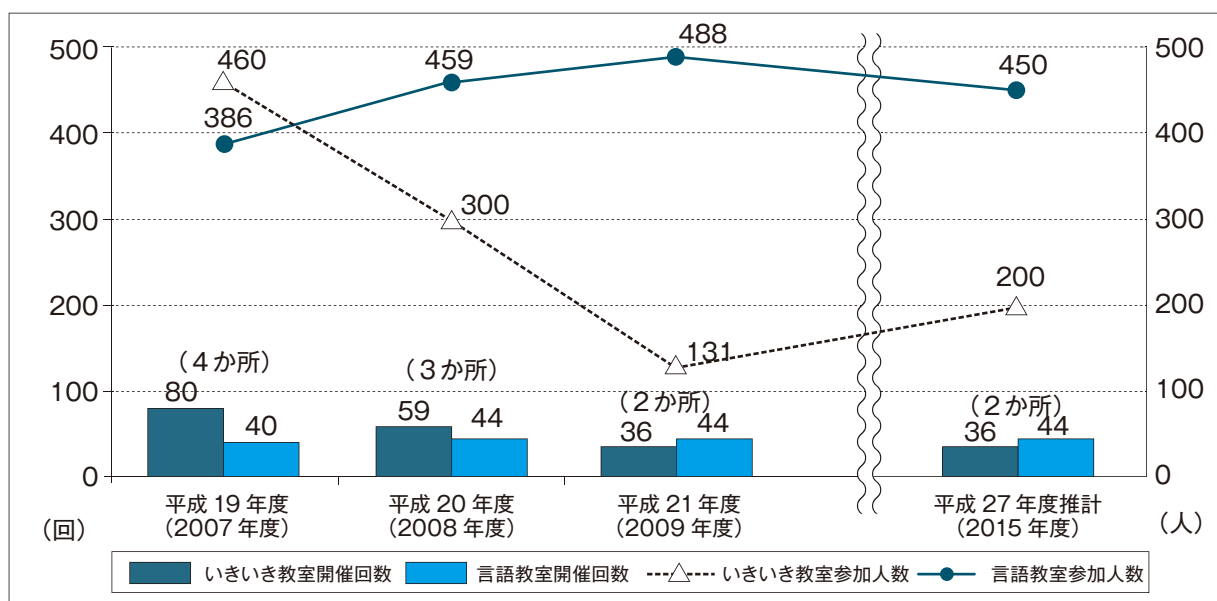
身体機能の障がい又は低下のある方に対して、機能の維持・回復を図るため、日常生活に必要な機能訓練事業を充実し、介護予防にも努めます。また、早期に支援ができるよう関係機関などと連携・協力して対象者の把握に努め、医療機関やリハビリテーションセンターなどと相互連携を図ります。

介護保険法・障害者自立支援法との整合性を考慮し、健康づくり及び介護予防と自立支援の視点から事業展開を図るとともに、運動習慣の継続による機能維持と生活の質の確保のための啓発事業を実施します。(市民健康課)

機能訓練事業



地域活動型事業



注) 「いきいき教室」の「か所数」は開催場所の数を表す。

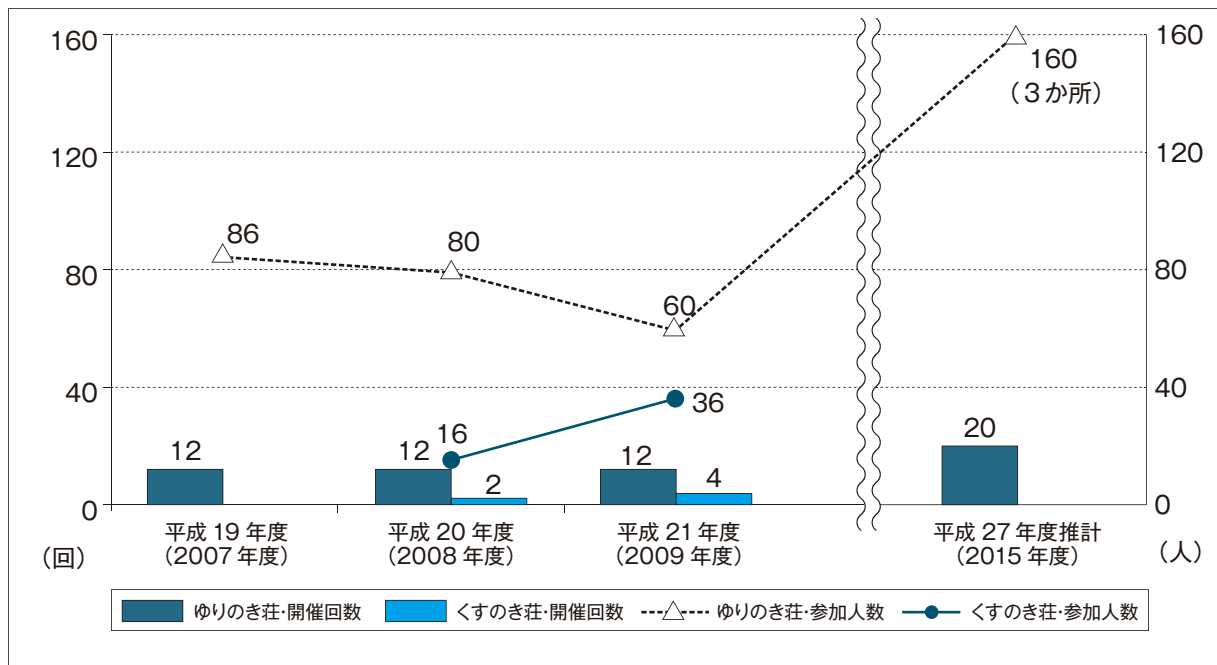
(2)-2 自主訓練グループの支援

身体機能の維持・回復を目標とした自主的活動や、同じ疾患をもつ人々との交流を希望する方に対し、活動や訓練に関する助言、必要に応じて健康相談などを実施し、充実した社会生活が送れるよう支援します。(市民健康課)

(2)-3 リハビリなんでも相談の推進

身体機能などの相談を行うことにより機能の維持・向上を図り、高齢者の介護予防・自立支援を行います。(市民健康課、社会福祉協議会)

リハビリなんでも相談



注) 平成27年度は「リハビリなんでも相談」の合計目標値を表す。平成27年度目標の「3か所」は開催場所の数を表す。

4 障がい者保健・医療体制の整備

【施策の方向】

精神保健福祉に関する相談・援助を充実し、関係機関と協力して医療・福祉と連携した幅広い地域精神保健福祉活動を展開し、精神障がい者の社会復帰の促進を図るほか、難病対策の充実に努めます。また、障がい者の健康管理を充実するため、地域医療体制の充実に努めるとともに、各種医療費制度の周知、充実に努め、障がい者の医療費負担の軽減を図ります。

(1) 地域医療体制の充実

(1)-1 かかりつけ医が必要であるとの認識の向上

障がい者が身近なところで、日常の診療だけでなく、健康相談なども受けられ健康管理の充実が図れるよう、かかりつけ医を持つことが必要であるとの認識が向上するよう努めます。(地域医療課)

(1)-2 病院・診療所連携体制の支援

障がい者が適切な医療を確保できるよう医療機関の機能分担により、病院間及び、病院と診療所の連携による医療体制を促進するため、病診連携を支援します。(地域医療課)

(1)-3 障がい者歯科相談医の情報提供

障がい者の口腔機能を改善し生活の質を高めるため、歯科医師会による訪問歯科診療の推進を支援するとともに、関係機関と連携して障がい者歯科相談医などについての情報提供を図ります。(障害福祉課、市民健康課)

(2) 精神・難病保健医療体制の充実

(2)-1 精神保健福祉相談体制の充実

医療機関相互の連携によるネットワークづくりを推進するとともに、精神保健福祉士や保健師などによる専門的相談体制を強化し、精神障がい者やその家族の相談援助などの充実に努めます。(障害福祉課、市民健康課)

(2)-2 精神保健福祉家族教室の充実

関係機関と連携して、精神障がい者の家族を対象に「家族教室」を開催し、病気に関する知識や関わり方、福祉制度に関する情報などを提供するとともに、グループワークを通して家族同士の交流を促進します。(障害福祉課)

精神保健福祉家族教室

事業名	実績			平成 27 年度目標 (2015 年度)
	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	
家族教室の開催数と日数	年 1 回 (延 3 日)	年 1 回 (延 1 日)	年 1 回 (延 3 日)	年 2 回 (延 4 日)

(2)-3 精神科救急医療の情報提供

保健所・埼玉県立精神保健福祉センターなどの関係機関と連携し、広域的な協力のもと、精神科救急医療に関する情報提供を充実します。(障害福祉課)

(2)-4 難病保健医療相談・情報提供の充実

保健所などの関係機関と連携・協力して、在宅の難病患者に対し、専門医や患者団体、医療及び療養生活に関する相談や情報提供を充実します。(市民健康課、障害福祉課)

(3) 医療費の助成

(3)-1 重度心身障害者医療費制度の充実

重度心身障害者医療費助成制度について、内容の充実及び対象者の拡大を国・県に要望します。また、利用者が使いやすいよう医療費の窓口払いの廃止について、さらなる拡大をすることにより、受給者の負担軽減・適正給付に取り組めます。(障害福祉課)

重度心身障害者医療費助成制度

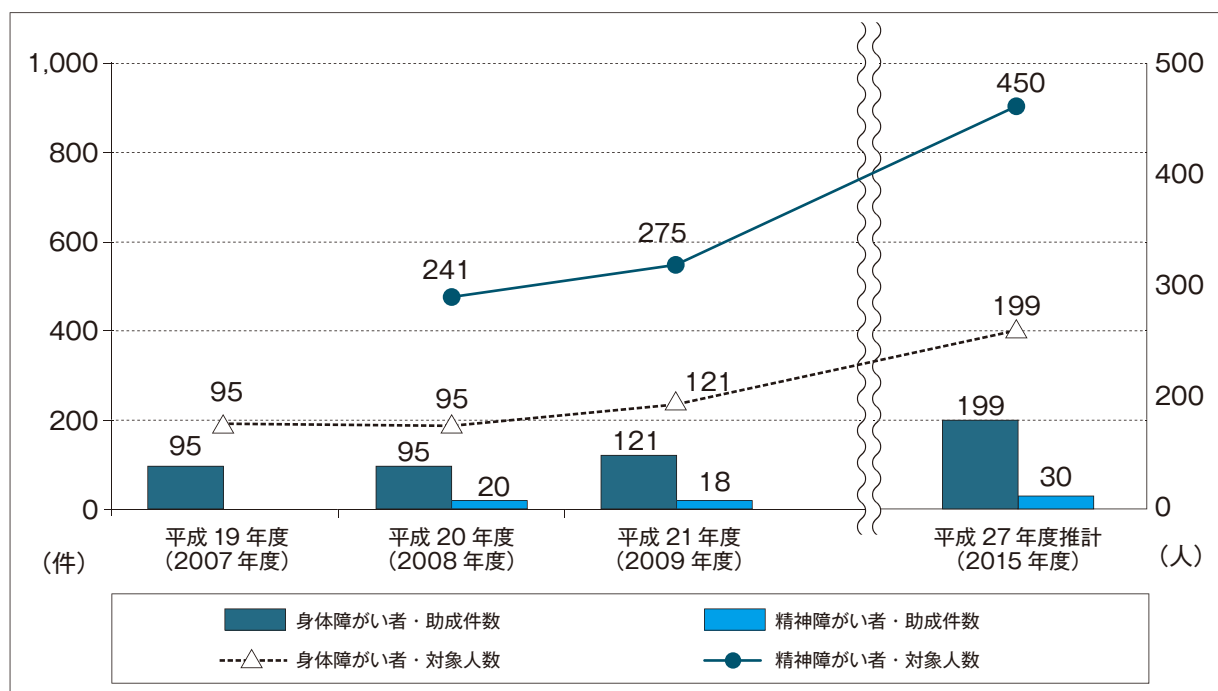
事業名	実績			平成 27 年度目標 (2015 年度)
	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	
重度心身障害者医療給付事業(給付件数)	133,947 件	154,226 件	142,012 件	201,447 件

(3)-2 自立支援医療等の推進

精神障がい者の社会復帰を支援し、また身体の機能障がい除去、軽減するため、自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）を推進します。

また、精神障がい者と家族の医療費負担のさらなる軽減を図るため、通院医療費の助成を行います。（障害福祉課）

通院医療費の助成



(3)-3 児童の心臓手術費等の助成

児童の心臓手術などにおける経済的な負担を軽減するため、精密検査及び手術などに要する医療費以外の自己負担金について助成します。（子育て支援課）

(3)-4 医療費助成制度の周知

広報紙や市民ガイドブック、市のホームページなど各種の情報媒体を活用するとともに、チラシの作成・配布や相談活動などさまざまな方法・機会をとらえて医療費助成制度の周知に努めます。（障害福祉課、子育て支援課）

教育・育成の充実

現況と課題

一人ひとりのもてる力を最大限に伸ばし、主体性と自立性を促すうえで障がいのある人とない人が分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに学ぶ教育は重要です。平成19年（2007年）4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実することとなりました。

子どもの育成や教育に関してさまざまな悩みや不安を抱えている保護者に対しての十分な情報提供と、障がいの状態や子どもの成長にあわせた教育環境の整備が求められています。

これまで本市では、市立保育所において障がい児保育を実施するとともに、障がいのある児童生徒は、普通学級への在籍、そして、肢体不自由児を対象とした越谷特別支援学校、知的障がい児を対象とした越谷西特別支援学校に在籍しています。さらに、市内の小・中学校に特別支援学級を設置し知的障がい、弱視、難聴・言語障がいや発達障がい・情緒障がいなど、多様な教育的ニーズに対応してきました。

放課後児童対策としては、留守家庭の小学校低学年児童を対象にした学童保育、特別支援学校などに通う児童生徒の学童保育を実施してきました。

また、平成20年（2008年）3月に告示された小・中学校学習指導要領では、障がいのある児童生徒については、指導についての計画（個別の指導計画）または家庭や関係機関と連携した支援のための計画（個別の教育支援計画）を作成するなどし、きめ細かな指導を行うとともに長期的視点に立って一貫した支援を行うことが重要であるとしています。

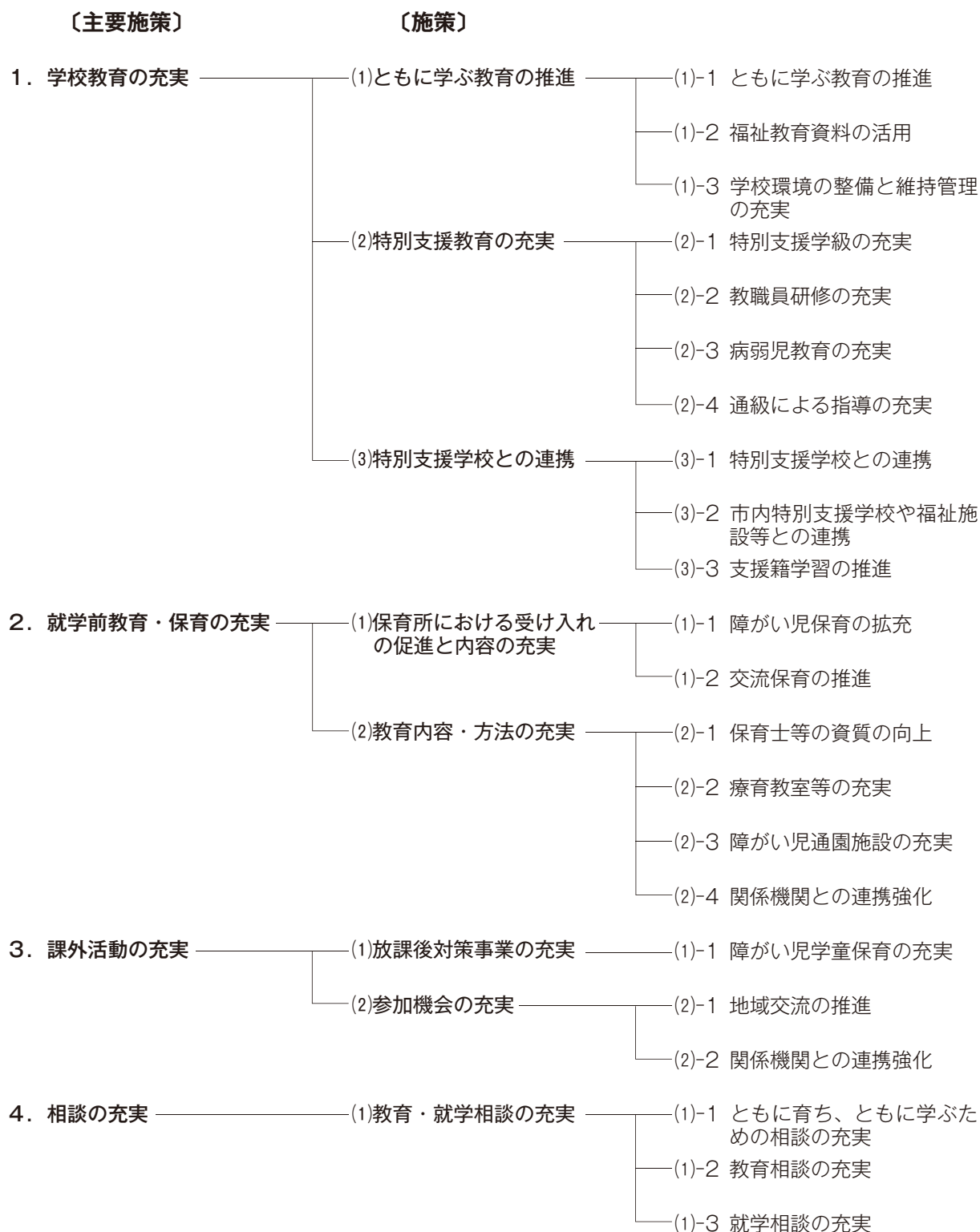
平成21年（2009年）4月には、小・中学校学習指導要領の移行措置が行われ、各学校では、必要に応じて個別の指導計画または個別の教育支援計画の作成等に取り組む必要があります。

今後は、障がいのある子もいない子も分け隔てられることなく、ともに学ぶ機会をつくり、インクルージョン※への取り組みを念頭においた、幼少期からの日常的なふれあいをより高めるとともに、教職員の資質の向上も含めた教育・保育環境面の充実を図っていくことが必要です。

※インクルージョン：障がいのある子もいない子も分け隔てられることなく、共に学ぶ機会をつくっていくこと。

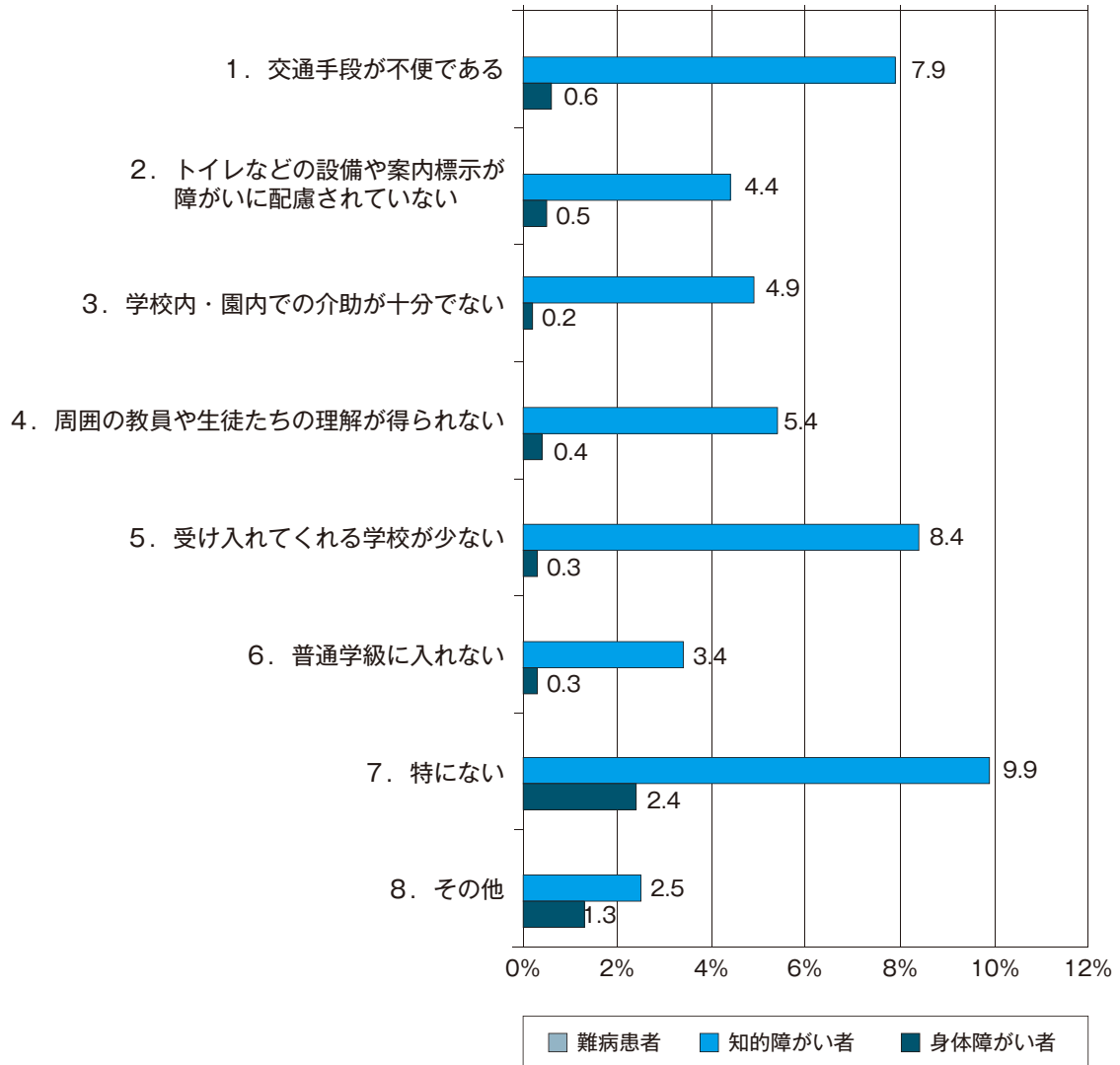
施策の体系

第3章 教育・育成の充実



【アンケート結果】(身体障がい者・知的障がい者・難病患者) から】

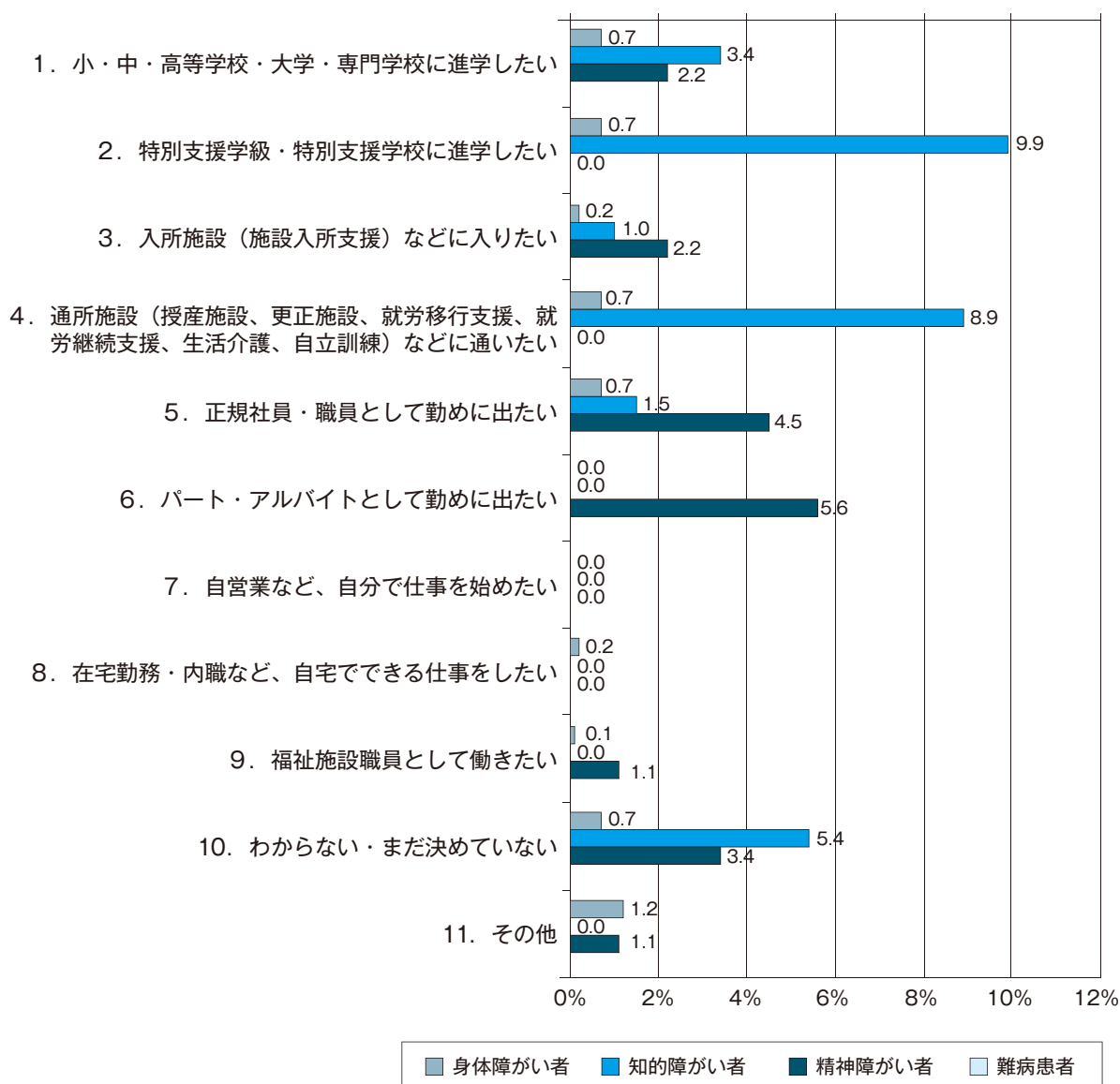
図2-3-1 通園・通学していて特に困っていること(複数回答)



「通園・通学していて特に困っていること」では、「特にない」と「その他」を除いて、知的障がい者では「5. 受け入れてくれる学校が少ない」が8.4%、身体障がい者では「1. 交通手段が不便である」が0.7%でそれぞれ最も多くなっています。今後、知的障がい者では「受け入れ学校」、身体障がい者では「交通手段の確保」が求められます。

注) 無回答は身体障がい者94.0%、知的障がい者71.4%、難病患者は回答なしとなっています。

図2-3-2 現在の学校などを卒業した後の進路



「現在の学校などを卒業した後の進路」では、「その他」を除いて、知的障がい者では「特別支援学級・特別支援学校に進学したい」が9.9%で、精神障がい者が「パート・アルバイトとして勤めに出たい」が5.6%で最も多くなっています。身体障がい者では0.7%が最も多く、5つの項目が該当しています。今後、それぞれの障がいの特性や障がい者各人の個性を踏まえた進路への支援が求められます。

注) 無回答は身体障がい者94.9%、知的障がい者70.0%、精神障がい者79.8%、難病患者は回答なしとなっています。

【「ヒアリング結果」から読み取れた課題】

- ・ 保育所における障がい児保育の充実
- ・ 障がい児の放課後対策事業の利用の拡大
- ・ 障がいのある子どもとない子どもが「ともに学ぶ」機会の創出
- ・ 特別支援教育の充実

就学前、就学後における受け入れ体制の拡充とともに、特別支援教育の推進が求められます。

1 学校教育の充実

【施策の方向】

学校教育においては、福祉教育を充実するため福祉教育資料などの活用を図ります。また、特別支援学級の指導体制や教職員研修を充実し、障がい児の学習環境の向上に努めるとともに、通常学級との交流を深めることで、障がいのある子どもとない子どもが分け隔てられることなく、ともに学べる学校教育環境づくりを目指します。

(1) とともに学ぶ教育の推進

(1)-1 とともに学ぶ教育の推進

障がいのある子どもとない子どもが、分け隔てられることなくともに学び育つことができるように、多様な支援方法を検討して、障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶことができるよう支援を進めます。(指導課)

(1)-2 福祉教育資料の活用

福祉教育を推進するため、福祉教育資料「たんぽぽ」(小学3・4年生用)、「ほほえみ」(小学5・6年生用)、「ふれあい」(中学生用)を作成及び活用し、さらなる充実を図ります。(指導課)

(1)-3 学校環境の整備と維持管理の充実

老朽化による施設・設備の機能低下を改善するため、緊急性の高い箇所から計画的に改修し、学校施設の耐震化を進めるとともに、維持管理に努めます。また、あわせて福祉環境整備事業

に伴う、計画的なバリアフリー化の整備を図り、子どもたちが安全で安心して学べる学習環境の整備を進めます。(学校管理課)

(2) 特別支援教育の充実

(2)-1 特別支援学級の充実

障がい児の一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会的自立を目指した教育を行うため、特別支援学級の適切な設置を推進し、教育課程の充実、施設備品等の充実を図り、個々に応じた指導ができるよう努めます。(指導課)

(2)-2 教職員研修の充実

教職員に対する特別支援教育研修を充実し、一人ひとりの児童生徒に合った教育が行えるよう教職員の資質の向上を図ります。(指導課)

(2)-3 病弱児教育の充実

越谷市立病院内「おおぞら学級」に設置されたテレビ電話会議システムにより交流授業を実施し、入院している児童生徒の教育の支援を図ります。(指導課)

(2)-4 通級による指導の充実

通常学級でともに学んでいる障がいのある児童生徒の学習を支援するため、難聴・言語障がい通級指導教室や、学習障がい(LD)^{※1}、注意欠陥多動性障がい(ADHD)^{※2}、高機能自閉症^{※3}等の発達障がい・情緒障がい通級指導教室などの指導内容を充実するとともに、施設設備を整備し、学校間の連携を密にして、通級による指導の充実を推進します。(指導課)

※1 学習障がい(LD: Learning Disabilities): 学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指すものである。

※2 注意欠陥多動性障がい(ADHD: Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder): 年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意及び、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

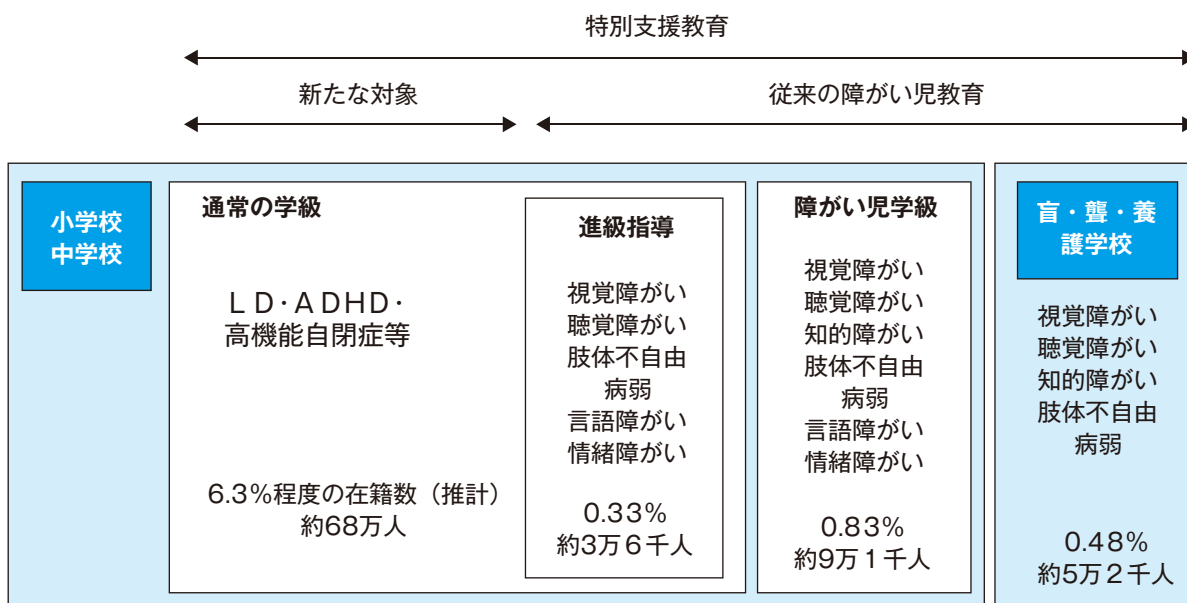
※3 高機能自閉症: 高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

(3) 特別支援学校との連携

(3) - 1 特別支援学校との連携

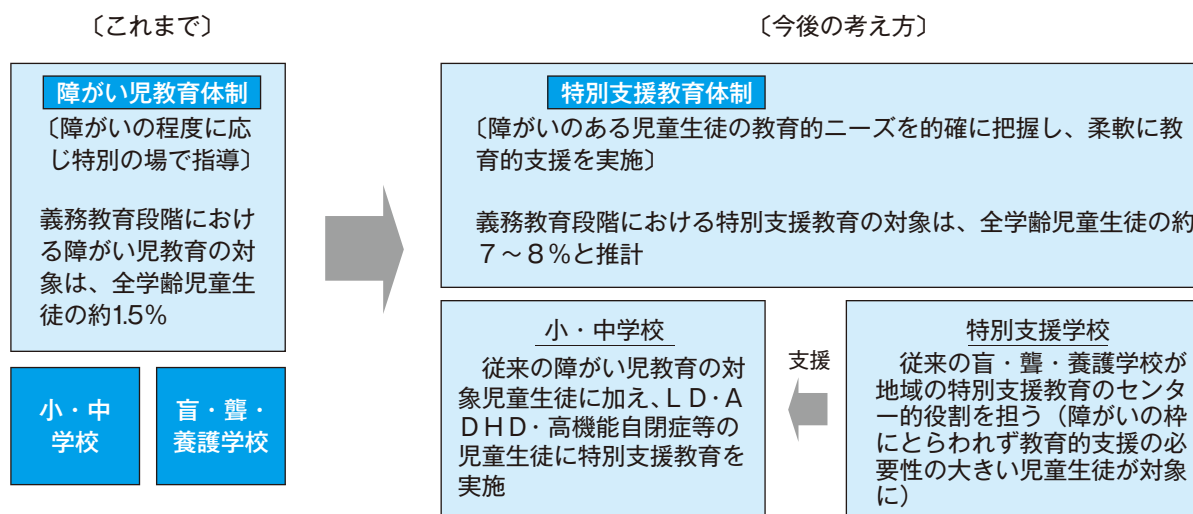
障がい児及び難病の児童生徒に対する教育相談を開催するとともに、市内在住の児童生徒が在籍する県内特別支援学校の学校行事や講演会などへの参加を通して支援や連携を図ります。(指導課)

図2-3-3 特別支援教育の対象の概念(学齢期児童・生徒)



資料：中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(平成17年2月8日)より作成

図2-3-4 今後の特別支援教育の在り方



資料：特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成15年3月28日)より作成

(3)-2 市内特別支援学校や福祉施設等との連携

市内特別支援学校や障がい者福祉施設と市立小中学校との交流機会を確保し、障がい児理解を深めるため、教職員や児童生徒相互の交流を推進します。(指導課)

(3)-3 支援籍学習^{*}の推進

特別支援学校に通う児童生徒が地域社会のなかで豊かに暮らしていけることができるように、自分の住んでいる地域の学校において、児童生徒との交流及び共同学習などの推進を図ります。また、通常学級や特別支援学級に在籍する児童生徒で、より特別な支援が必要な場合、困難を改善するために特別支援学級や特別支援学校での専門的な学習の推進を図ります。(指導課)

^{*}支援籍学習：「支援籍」とは、障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍で、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍や特別支援学級」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級や特別支援学級に在籍する障がいのある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

2 就学前教育・保育の充実

【施策の方向】

障がい児のもつ可能性を最大限に伸ばすためには、幼少の頃から多くの人との日常的なふれあいが重要であることから、就学前教育や就労支援として保育の充実を図ります。また保育所や、みのり学園、あけぼの学園、教育センターなど関係機関との連携を図っていきます。

(1) 保育所における受け入れの促進と内容の充実

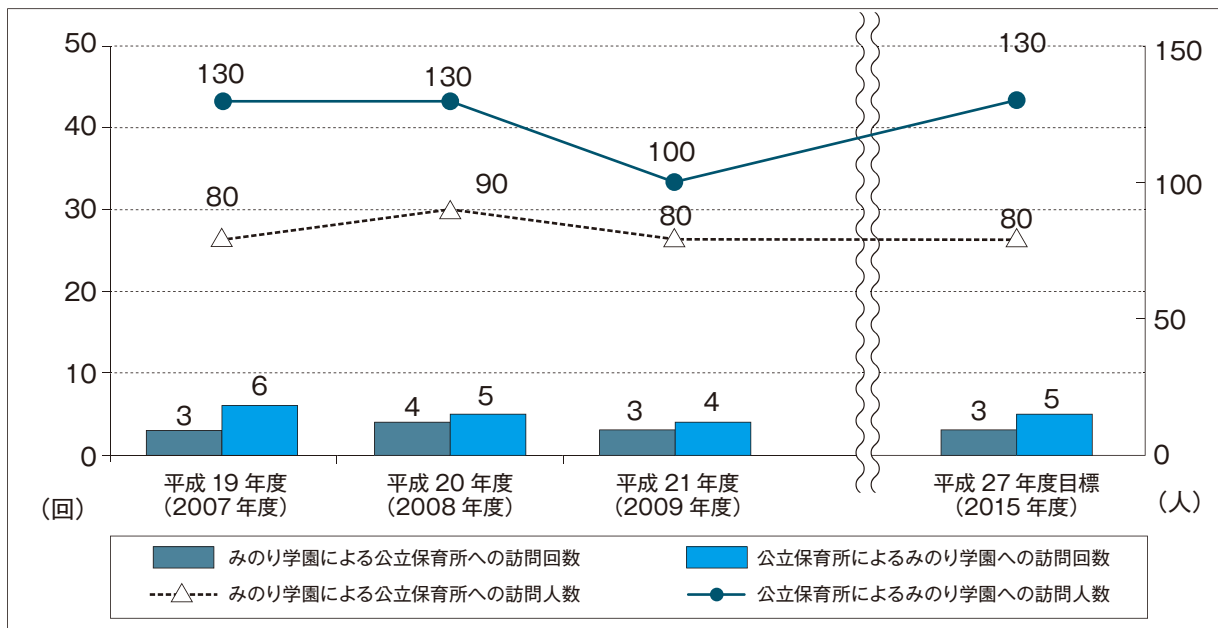
(1)-1 障がい児保育の拡充

就労等の理由により、日中お子さんの保育にあたれない保護者のため、集団保育が可能な障がいのある乳幼児について、平成22年度（2010年度）から対象年齢を0歳児からとし、公立保育所における障がい児保育を拡充します。(保育課)

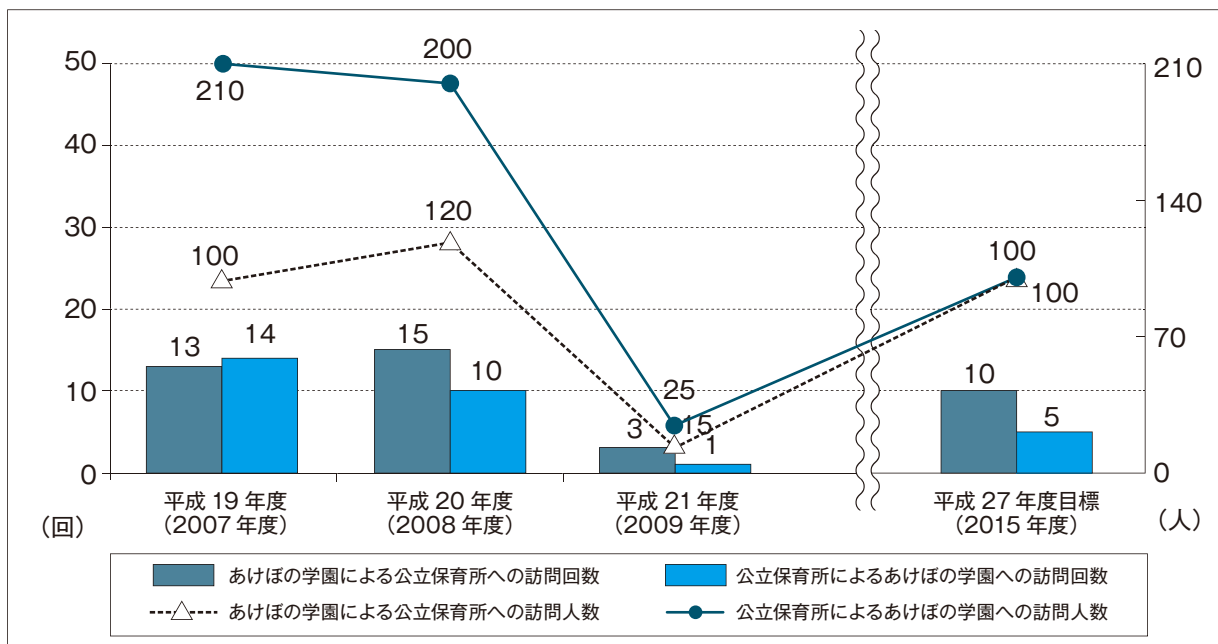
(1)-2 交流保育の推進

幼少期からの交流が大切であることから、障がい児施設と保育所の交流保育を推進します。(子育て支援課、保育課)

障がい児施設（みのり学園）と保育所の交流保育



障がい児施設（あけぼの学園）と保育所の交流保育



注) 平成21年度 (2009年度) は、新型インフルエンザの流行により交流を自粛したことによる回数の減。

(2) 教育内容・方法の充実

(2)-1 保育士等の資質の向上

保育士等の資質の向上、障がい児保育従事者の資質の向上を図ります。(子育て支援課、保育課)

(2)-2 療育教室等の充実(2章に再掲)

早期療育教室の指導体制を充実するとともに、保健センター、ことばの治療相談室、みのり学園、あけぼの学園、保育所などとの連携を図ります。

また、障がい児施設の整備と併せた一体化により、一層の療育機能の充実を図ります。(子育て支援課)

(2)-3 障がい児通園施設の充実(2章に再掲)

知的障がい児通園施設みのり学園、肢体不自由児通園施設あけぼの学園における療育機能を充実し、発達支援の向上に努めるとともに、ことばの治療相談室及び早期療育教室とも一体化を図り、心身障がい児の相談・指導・訓練などを行う拠点施設として、平成25年度(2013年)の開設を予定しています。

また、施設の機能を活かし、相談事業の充実や在宅で療育を必要とする児童を対象に日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施していきます。(子育て支援課)

(2)-4 関係機関との連携強化

保育所やみのり学園・あけぼの学園、教育センターなど障がい児保育・教育に関する関係機関の連携を強化し、障がい児に対する理解や発達を促すための指導の充実を図ります。(子育て支援課、保育課、指導課)

3 課外活動の充実

【施策の方向】

働く女性の増加とともに、放課後児童対策としての学童保育等の重要性が高まっており、十分なニーズ把握とあわせ、学童保育の受け入れ環境の充実に努めます。

(1) 放課後対策事業の充実

(1)-1 障がい児学童保育の充実

放課後の児童の居場所を確保し、保護者の就労などを支援するため、公立学童保育室において、障がい児保育を実施し、指導員の加配等により保育内容の充実を図ります。

また、特別支援学校などに通う児童生徒の放課後対策事業の支援、促進を図ります。(子育て支援課、保育課)

障がい児学童保育（公立）

事業名	実績			平成 27 年度目標 (2015 年度)
	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	
実施施設数	1 施設	1 施設	1 施設	2 施設
児童生徒数	21 人	21 人	21 人	40 人

(2) 参加機会の充実

(2)-1 地域交流の推進

障がい児の参加機会の充実が図れるよう、地域との交流機会などを拡大するとともに、保護者同士の交流や障がい児の居場所づくりを支援します。

また、おもちゃや遊びを通して、心身の発達をより豊かにできるよう、おもちゃ図書室の充実を図ります。(子育て支援課)

(2)-2 関係機関との連携強化

障がい児保育として入所している乳幼児に対して、療育を目的として、ことばの治療相談室や重症心身障害児施設「中川の郷療育センター」の利用を指導するなど、発達を促すための指導の充実を図ります。(保育課)

4 相談の充実

【施策の方向】

児童生徒が安心して教育を受けられるよう、専門家や医師などの参加による教育相談・就学相談の充実を図るとともに、継続的な教育相談を推進します。また、障がいのある児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる教職員の資質の向上を図ります。

(1) 教育・就学相談の充実

(1)-1 ともに育ち、ともに学ぶための相談の充実

地域の通常の学級でともに育ち、ともに学ぶうえでのさまざまな課題の解消や支援体制の確立のための相談活動の充実を推進します。(指導課)

(1)-2 教育相談の充実

障がいのある児童生徒一人ひとりの発達、就学、不登校や家庭教育等、多様な相談に的確に対応できるよう、研修会を開催し、相談員の専門性を高めます。また、保健・医療・福祉などとの連携を強化し、就学前の発達相談や学校における教育相談の充実を図ります。(指導課)

(1)-3 就学相談の充実

教育センターで実施している発達相談と就学相談を通して、保護者が就学先を選択するために十分な情報提供・相談が受けられるよう、案内パンフレットを作成し、就学に対する相談支援の充実に努めます。また、就学後も継続した相談が受けられる体制づくりを推進します。(指導課)

雇用・就業の確保

現況と課題

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がい者の適性や能力に応じた就労の場の確保が求められています。

本市では、ともに働きともに暮らす社会の実現に向け、障がい者の就労支援にかかる総合的窓口として障害者就労支援センターを設置し、障がい者やその家族、事業所等に対する相談支援をはじめ、情報提供や職場開拓などを行ってきました。

国においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部を改正する法律が平成21年（2009年）4月から施行され、障がい者雇用納付金制度の対象事業主の拡大、障がい者雇用率の算定の特例の創設、障がい者の短時間労働への対応などが段階的に試行されています。

障がい者の就労支援や障がい者雇用支援の拡充は、近年の障がい者施策において非常に大きなポイントとなっています。授産施設や心身障害者地域デイケア施設などは、新しいサービス体系である就労移行支援事業や就労継続支援事業等へ移行していくことが求められており、地域活動支援センターでは、障がい者が地域社会の中で自立に向け、生産活動や創作的活動を行いながら社会参加できるように支援しています。

今後も、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、ハローワークや企業などの関係機関等と連携を図りながら、その能力や適性に応じた就労支援に努めていく必要があります。

表2-4-1 障がい者の雇用状況

区 分		法定雇用率	実雇用率	
			埼玉県	全 国
民間企業		1.80%	1.59%	1.68%
地方公共団体	県 の 機 関	2.10%	2.98%	2.50%
	県等の教育委員会	2.00%	1.68%	1.78%
	市 町 村 の 機 関	2.10%	2.39%	2.40%

資料：ハローワーク越谷（平成22年6月現在）

【「アンケート結果」(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者)から】

図2-4-1 現在仕事をしているか

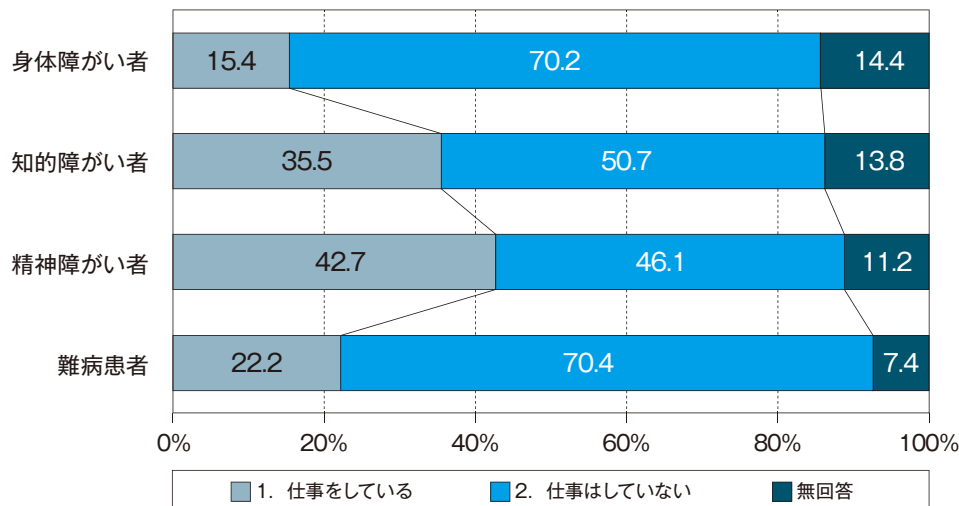
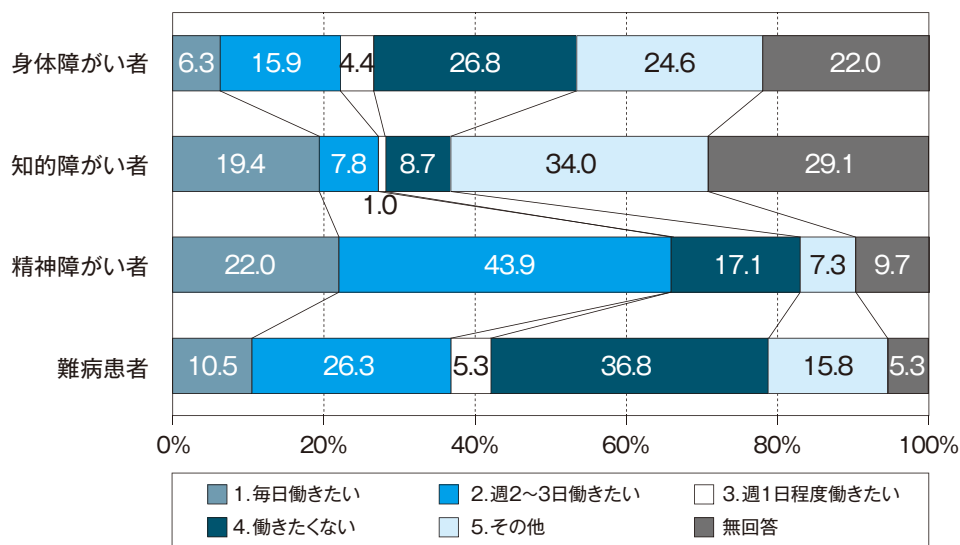


図2-4-2 (「仕事はしていない」方は) 何か適当な仕事があれば働きたいか



「現在、仕事をしている」では、精神障がい者の42.7%が最も多く、「仕事はしていない」では難病患者の70.4%が最も多くなっています。「仕事はしていない」方で、「何か適当な仕事があれば働きたい」とする方は、「毎日働きたい」「週2～3日働きたい」「週1日程度働きたい」を合わせた割合で見ると最も多いのが「精神障がい者」で、65.9%となっています。今後、年齢や家族状況などの属性や健康状況を踏まえた、障がい者の特性や個性に応じた就労支援が求められます。

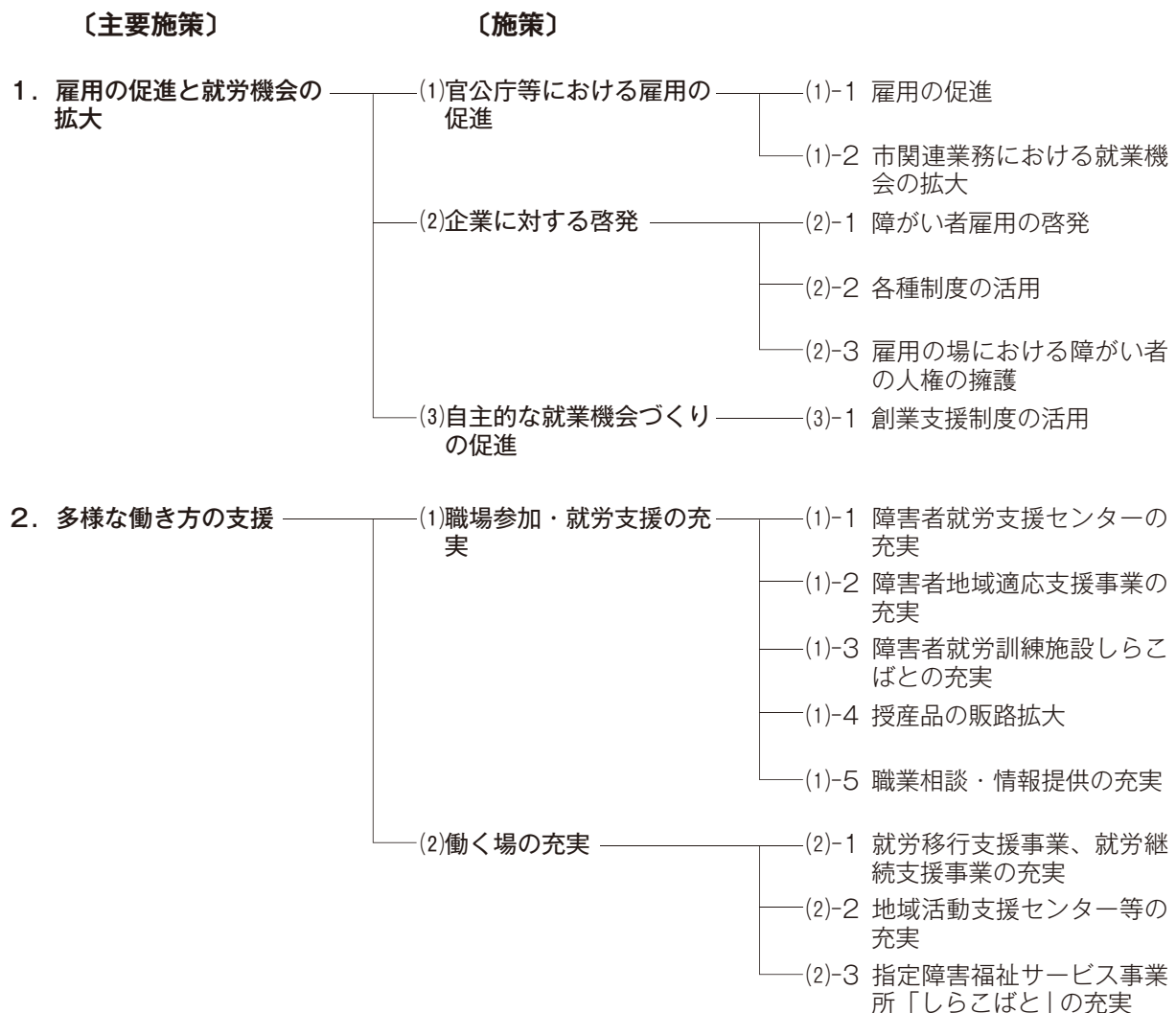
【「ヒアリング結果」から読み取れた課題】

- ・ 展示販売による社会参加、職場参加の実現。一般の方との協働による販売の実践
- ・ 施設外活動や施設外就労の積極的支援
- ・ 地域適応支援事業の発展

ノーマライゼーションの理念の具体化に向け、障がい者の社会参加・職場参加の実現と展示販売実践の協働及び広域化が求められます。

施策の体系

第4章 雇用・就業の確保



1 雇用の促進と就労機会の拡大

【施策の方向】

官公庁などにおける雇用の促進を図るとともに、ハローワークなど関係機関と連携・協力して、障がい者雇用にともなう各種助成制度の充実をはじめ、障がい者の特性や可能性などについて企業などに情報提供を行い、障がい者雇用についての理解の促進に努めます。さらに、障がい者自らが起業できるよう補助制度などの活用を促進します。

(1) 官公庁等における雇用の促進

(1)-1 雇用の促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合やハローワークなどとの連携を図り、採用に関する広報、PRなどを充実し、雇用の促進します。(人事課)

(1)-2 市関連業務における就業機会の拡大

各種の公共施設の維持管理業務など、市関連業務における多様な障がい者雇用のあり方を検討し、障がい者の就業機会の拡大に努めます。(障害福祉課、関連各課)

(2) 企業に対する啓発

(2)-1 障がい者雇用の啓発

障がい者の雇用の理解を促進するため、「障害者雇用支援月間」のPRに努めるとともに、広報こしがやや労働セミナー等においても周知に努めます。

また、市民まつりや産業フェスタ等の行事において、関係団体に障がい者雇用の周知、PRをする場の提供を行い雇用促進に努めます。さらに、産業情報ネットワークのホームページなどを通じて、企業に対し、障がい者雇用に対する理解を求め、障がい者雇用の促進に努めます。(産業支援課)

(2)-2 各種制度の活用

障がい者雇用に対する事業主への理解を深めるため、「雇用保険法に基づく助成金」「障がい者雇用納付金制度に基づく助成金」などの助成制度を、ハローワーク越谷等の関係機関と連携を図るとともに、産業情報ネットワークのホームページなどを通じて周知及び活用の促進を図ります。(産業支援課)

(2)-3 雇用の場における障がい者の人権の擁護

企業等において雇用差別など障がいを理由とした人権の侵害を受けることがないように、障がい者の権利擁護に努めます。(障害福祉課)

(3) 自主的な就業機会づくりの促進

(3)-1 創業支援制度の活用

新たに創業する方に対し、相談業務・セミナー等の開催などを行う「創業者等育成支援事業」及び「創業者オフィス家賃補助制度」などの施策を実施しており、今後も利用者の拡充及び制度の充実に努めます。(産業支援課)

2 多様な働き方の支援

【施策の方向】

障がい者がその能力や適性に応じて多様な就労ができるよう、ハローワーク等関係機関との連携に努め、障害者就労支援センターにおける相談支援や情報提供等の充実に努めます。また、就労移行支援事業や就労継続支援事業、地域活動支援センター等の生産活動を行う事業所の運営を支援します。

(1) 職場参加・就労支援の充実

(1)-1 障害者就労支援センターの充実

障がい者の職業的・社会的自立の促進を図るため、就労支援の総合的窓口として障害者就労支援センターの機能の充実に努め、就労相談や職場開拓、障害者地域適応支援事業（職場参加・職場実習）など障がい者の適性にあった就労支援を行います。(障害福祉課)

障害者就労支援センター

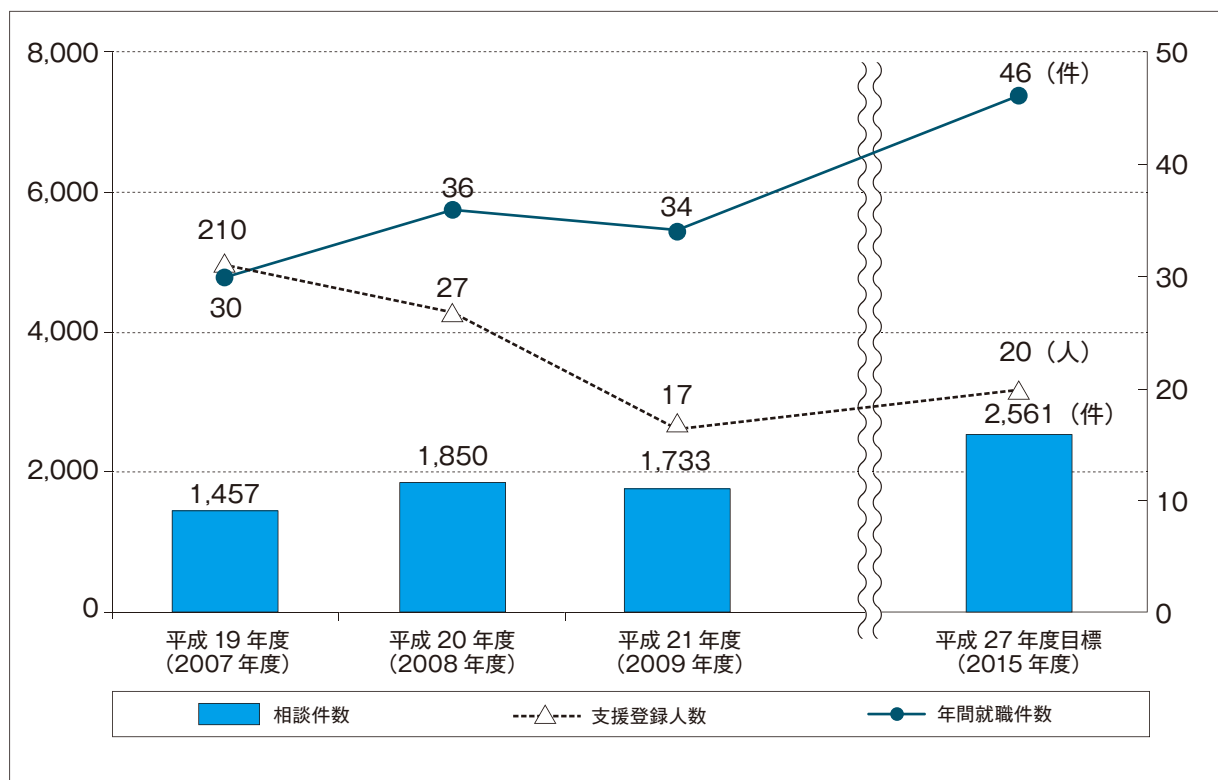
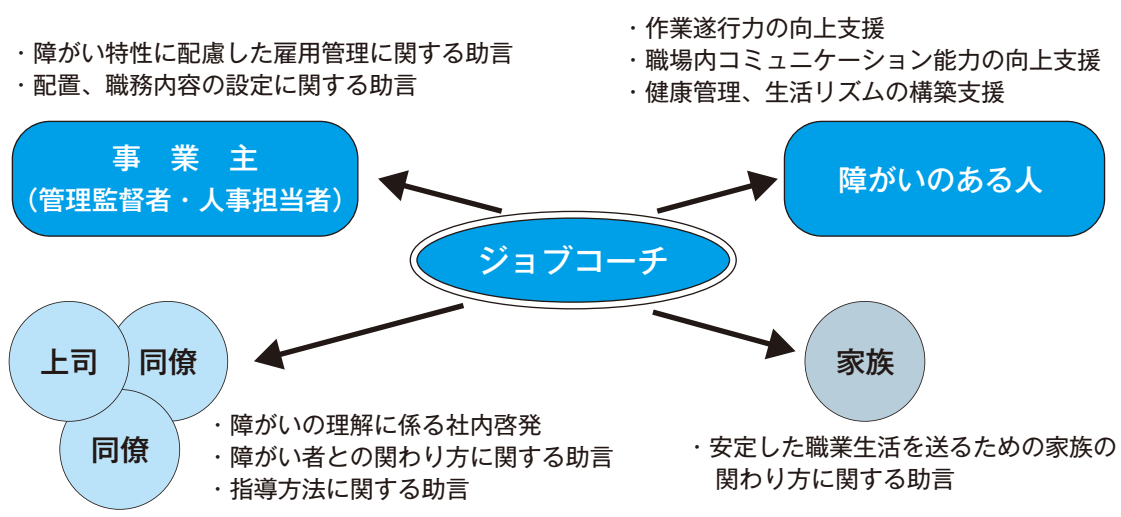


図2-4-3 「ジョブコーチ」の役割

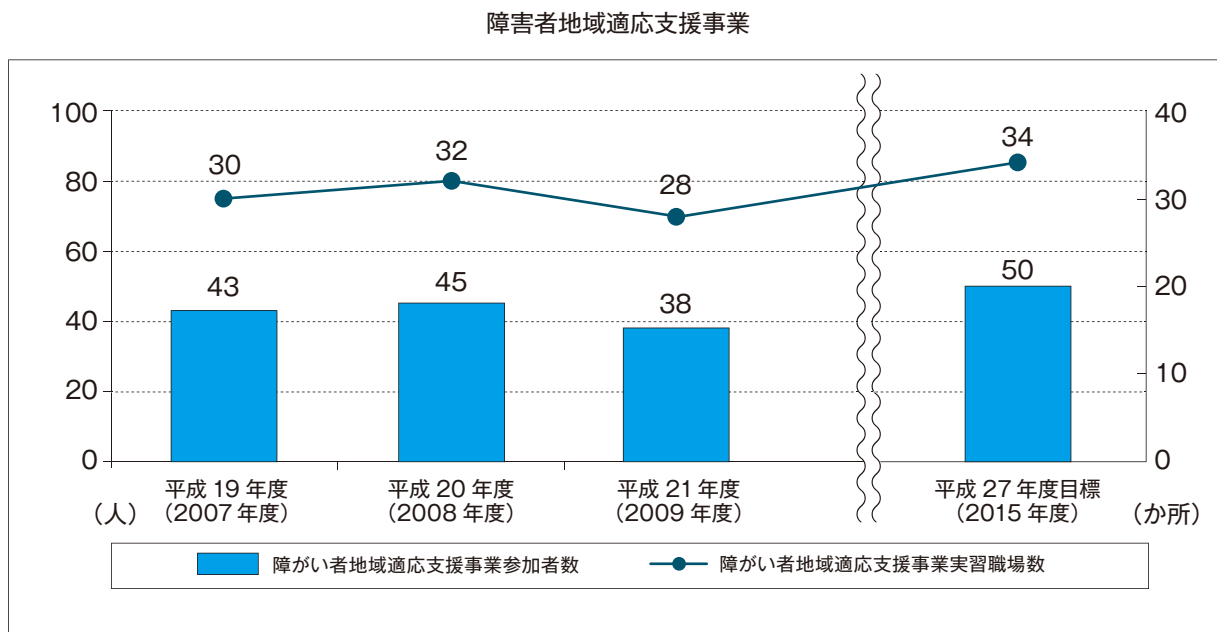


資料：内閣府「障害者白書（平成22年版）」

※職場適応援助者（ジョブコーチ）：職場で障がい者に仕事を教えることを主な役割とする狭義のものと、アセスメントからフォローアップに至る就労支援プロセス全体を担う広義の理解があるが、今日では広義のジョブコーチの重要性が認識されてきている。

(1)-2 障害者地域適応支援事業の充実

障がい者の就労に対する社会適応力を高めるとともに、受入れ側の意識啓発を図るなど、多様な就労形態を模索する障害者地域適応支援事業（職場参加・職場実習）を実施します。（障害福祉課）



(1)-3 障害者就労訓練施設しらかばとの充実

本市の障がい者就労訓練の中核的施設として、市内の障がい者施設や障害者就労支援センター等と連携を図りながら、在宅者や障がい者施設通所者等に就労訓練の場を広げるとともに、地域住民等との交流を図り、障がい者施設の就労支援技術と工賃の向上を図ります。（障害福祉課）

(1)-4 授産品の販路拡大

福祉施設等で製作された製品の展示・紹介コーナーを市役所等に設置するとともに、授産品の市役所内での使用を推進するなど、販路拡大を支援します。

また、障害者就労訓練施設しらかばとでは、市内障がい者施設等と連携を図り、共同受注や授産品の展示・販売などの販路拡大策の検討を進めます。（障害福祉課）

(1)-5 職業相談・情報提供の充実

ハローワークや埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用サポートセンター、障害者就業・生活支援センター等の国・県・広域圏の障がい者雇用支援・就労支援機関と障害者就労支援セ

ンター等の連携を密にし、相談支援体制の強化を図ります。

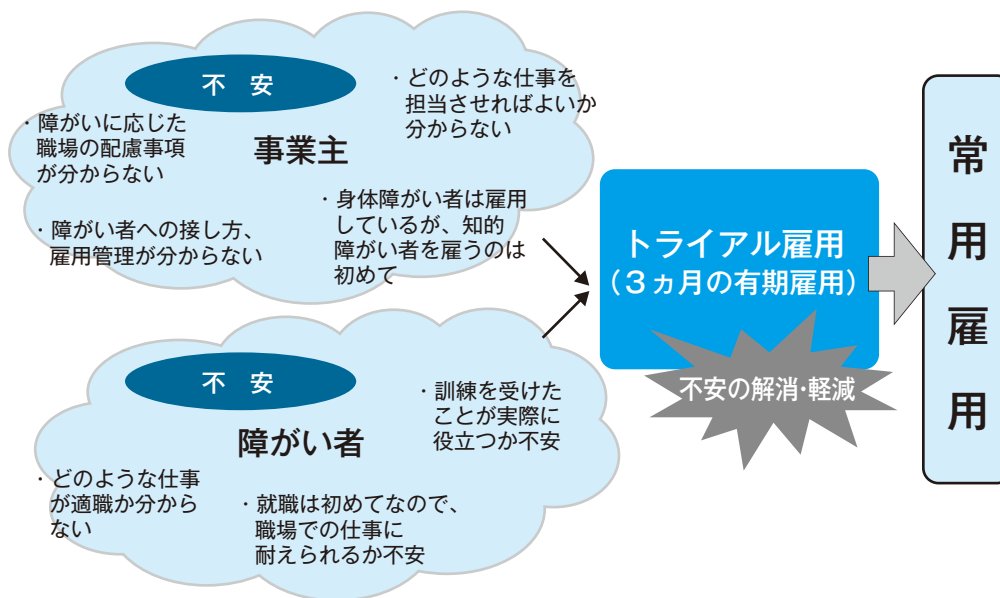
また、ハローワークが実施する県東地域障害者就職面接会やトライアル雇用[※]制度等の活用を図るとともに、関係機関が実施している各種制度の利用について、事業所や障がい者への周知を図ります。(障害福祉課、産業支援課)

表2-4-2 ハローワーク越谷の障がい者職業紹介状況

区 分	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
期末現在登録者数 (求職中の方)	395人	455人	376人	462人
年間紹介件数	513件	496件	634件	919件
年間就職件数	137件	103件	108件	90件

資料：ハローワーク越谷（各年度3月末現在）

図2-4-4 「トライアル雇用」が目指すもの



資料：内閣府「障害者白書（平成18年版）」

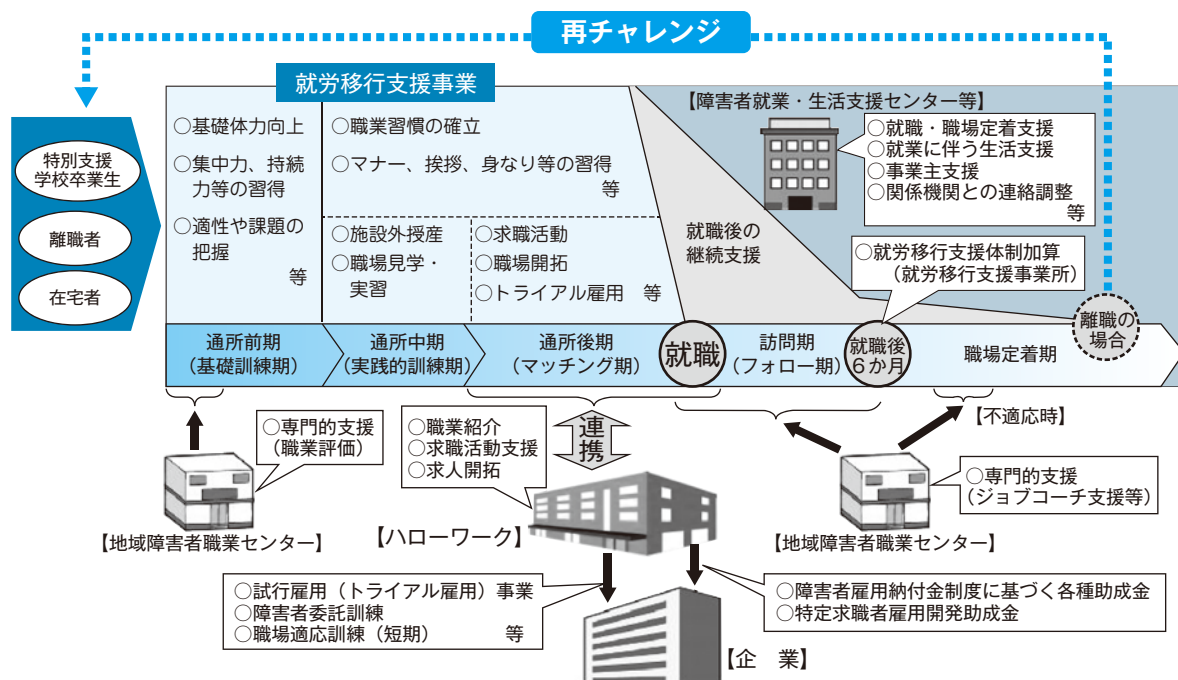
※トライアル雇用：事業主と障がい者との間で3か月を限度とした有期雇用契約を結び、お互いに適性を確認した後、本採用（常用雇用）となる。この期間中は、事業所から障がい者に賃金が支給され、事業主には試用雇用奨励金（月額40,000円）が支給される。

(2) 働く場の充実

(2)-1 就労移行支援事業、就労継続支援事業の充実

障がい者の一般就労への移行を推進するため、就労に必要な知識や能力の向上を図る場であるとともに、働く場と活動の機会を提供する就労移行支援・就労継続支援事業を実施する事業者が円滑な事業展開を図れるよう支援します。(障害福祉課)

図2-4-5 就労移行支援事業の枠組み



資料：内閣府「障害者白書（平成18年版）」

(2)-2 地域活動支援センター等の充実

障がい者の社会参加や作業訓練の場として利用する、地域活動支援センターやデイケア施設等の生産活動について、工賃収入の向上が図られるよう支援します。(障害福祉課)

(2)-3 指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」の充実

知的障害者通所授産施設しらこぼと職業センターは、平成23年度から指定障害福祉サービス事業所に移行します。移行後は、就労移行支援事業を行い一般就労への支援を行うとともに、就労継続支援事業B型においては、パン・ケーキ等の新たな自主生産品の製造・販売を行い、工賃収入の向上を目指します。(障害福祉課)

生活支援サービスの充実

現況と課題

障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを維持していくためには、相談支援や情報提供をはじめ、ホームヘルプサービスやショートステイなど、さまざまな支援が必要です。

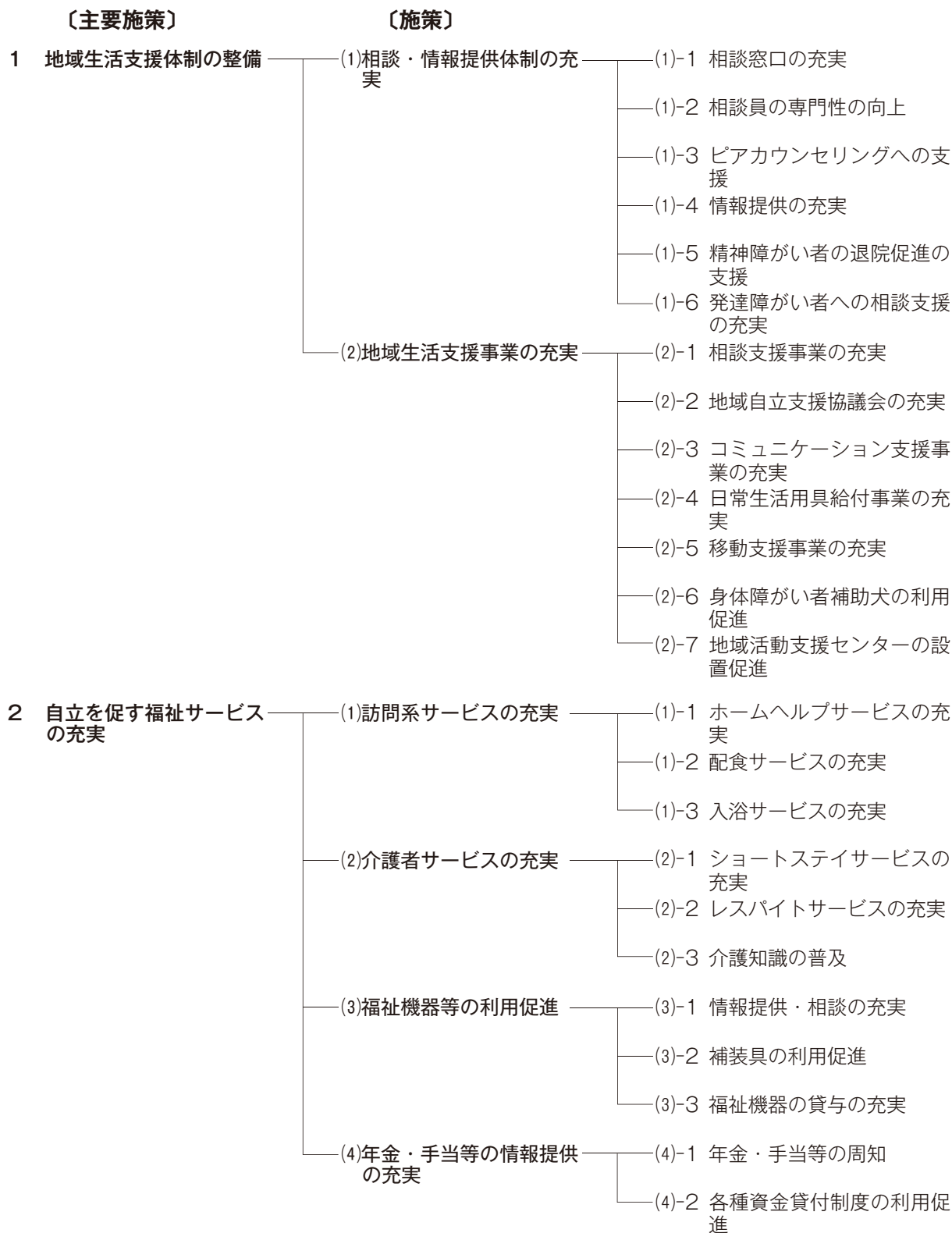
さらに、精神科入院患者や施設入所者が地域生活に円滑に移行するためには、グループホームなどの居住系サービスはもとより、ホームヘルパーなどの訪問系サービス、就労継続支援や地域活動支援センターなど、日中活動の場を確保していく必要があります。また、障がい者の自立と地域生活を支えるために、重要な役割を担う機関として相談支援事業所が設置されています。さらに、これまでの障がい種別ごとの支援体制から、全ての障がいに対応した支援ができるような体制づくりと、地域ネットワークの形成を図るための地域自立支援協議会が設置されています。

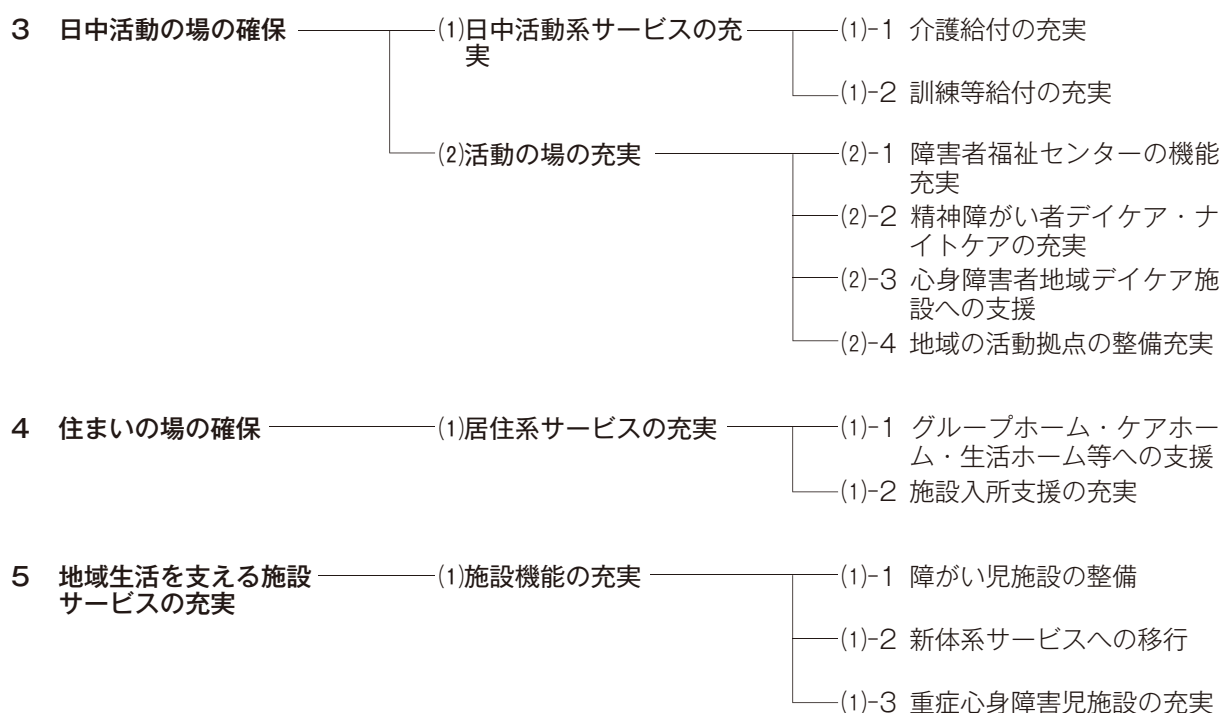
平成18年（2006年）10月から本格施行された障害者自立支援法により、身体障がい・知的障がい・精神障がいのサービスの一元化が図られ、サービス体系の再編が行われました。これに伴い、従来の施設サービスは事業運営の仕組みを見直し、平成23年度（2011年度）末までに新体系の日中活動系サービスや居住系サービスに、また法定外事業の心身障害者地域デイケア施設などは、新体系サービスや地域活動支援センターに、それぞれ移行していくことが求められています。今後は、サービス提供事業者の新体系への円滑な移行を支援するとともに、障がい者一人ひとりのニーズに応じたきめ細かなサービスを提供していく必要があります。

また、平成17年（2005年）に発達障害者支援法が施行されており、発達障がいの早期発見や医療機関、特別支援学校・特別支援学級との連携による支援が求められています。

施策の体系

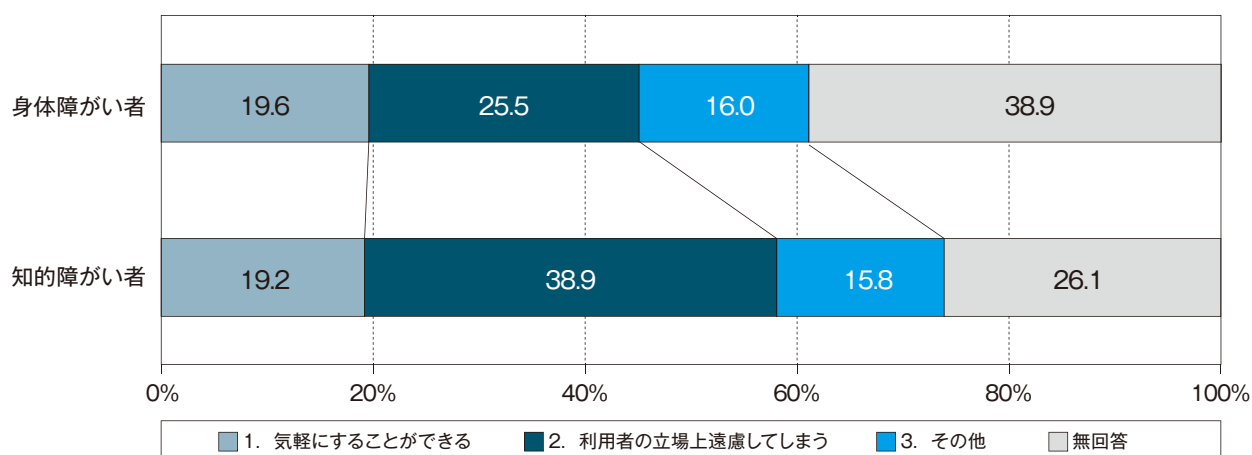
第5章 生活支援サービスの充実





【アンケート結果】(身体障がい者・知的障がい者) から

図2-5-1 施設への苦情や相談



「施設に苦情を言ったり、相談したりすることができるか」については、「利用者立場上遠慮してしまう」が最も多くなっており、知的障がい者で38.9%、身体障がい者で25.5%です。今後、施設において、障がい者が、相談しやすい、話しやすい環境をつくっていくことが求められます。

【「ヒアリング結果」から読み取れた課題】

- ・ 障がい者関連団体と市の定期的な懇談・交流の推進
- ・ 精神障がい者の理解を深めるような施策の展開の推進
- ・ 三障がいがいっしょに行動できる体制づくり
- ・ 手話通訳者の人材育成
- ・ 要約筆記者の認知度アップと活用範囲の拡大
- ・ 年代や障がい特性に合わせた相談員の配置
- ・ 卒業後の障がい児や重度障がい児の居場所づくり
- ・ 生活ホームの存在の周知、PR
- ・ 障がい児の移動支援事業及び日中一時支援事業サービスの充実

障がい者と行政や関連機関・団体との積極的交流支援、障がい者の社会参加や居場所づくりが求められます。

1 地域生活支援体制の整備

【施策の方向】

障がい者がともに地域で自立した生活が送れるよう、地域自立支援協議会などにより相談支援・情報提供体制のネットワーク化を図ります。また、コミュニケーション支援や移動支援などの地域生活支援事業を充実し、地域生活を総合的に支援する体制を整備します。

（1）相談・情報提供体制の整備

（1）-1 相談窓口の充実

障がい者の多様な相談に適切に応じられるよう、相談関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備に努めるとともに、窓口相談の充実を図ります。

また、福祉なんでも相談窓口において、福祉全般に係る相談を受け、市民の利便性を高めます。
（社会福祉課、障害福祉課）

(1)-2 相談員の専門性の向上

身近な地域における相談内容の充実を図るため、研修などを通じて身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員の専門性の向上に努めます。(社会福祉課、障害福祉課)

民生委員・児童委員の相談・支援

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
民生委員・児童委員 の相談・支援件数	6,254件 (390件)*	7,835件 (608件)*	8,735件 (550件)*	12,690件 (761件)*

※()内は障がい者に関すること。

(1)-3 ピアカウンセリングへの支援

相談支援事業所や地域活動支援センターにおけるピアカウンセリングを促進し、障がい者に身近な相談体制を充実します。平成21年度(2009年度)に設立した地域自立支援協議会において相談支援事業所間の連携を図り、各障がいに対応した相談支援の展開を図ります。(障害福祉課)

ピアカウンセリング

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
ピアカウンセリング 実施数	18件	10件	33件	119件

(1)-4 情報提供の充実

広報紙の福祉情報や市民ガイドブックなどの内容を充実します。また、ホームページを充実するとともに、音声化や色使いなど障がい種別に配慮した情報伝達方法を充実します。(障害福祉課)

(1)-5 精神障がい者の退院促進の支援

精神科病院から退院可能な精神障がい者が、早期に退院し地域で自立した生活が送れるように本人、家族、地域、医療機関等と連携を図り、退院促進に努めます。(障害福祉課)

(1)-6 発達障がい者への相談支援の充実

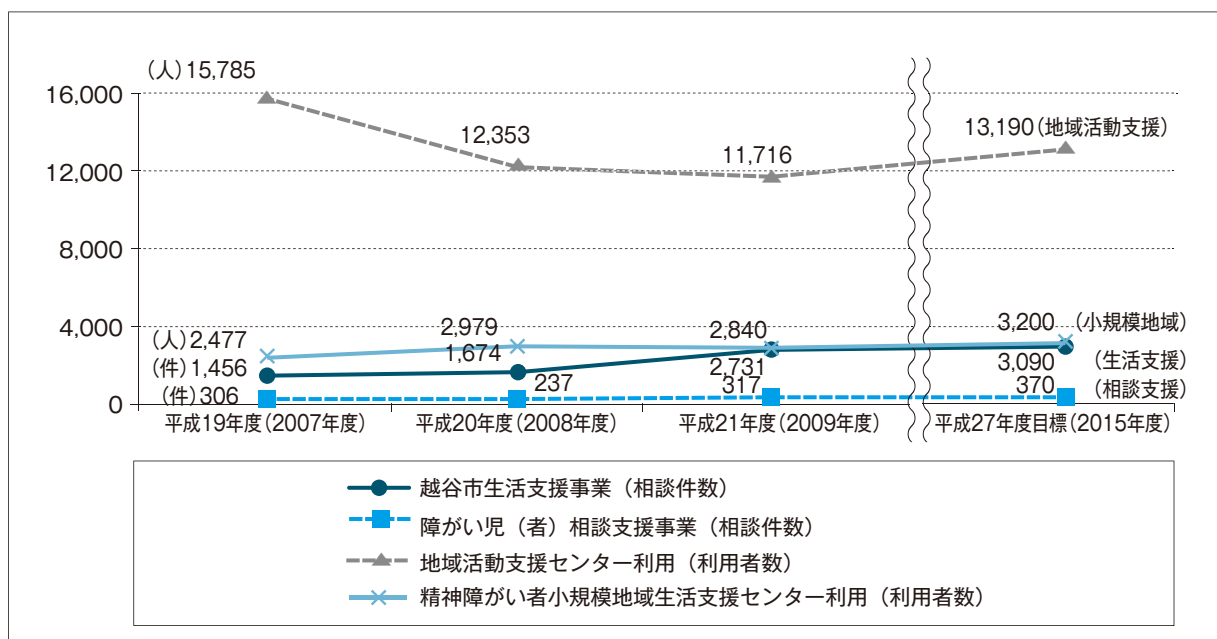
埼玉県が設置する発達障害者支援センターや教育機関などの関係機関と連携を図り、発達障がいのある方の相談支援体制を充実します。(子育て支援課、関連各課)

(2) 地域生活支援事業の充実

(2) - 1 相談支援事業の充実

地域で生活する障がい者とその家族を支援し、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障害者生活支援センターの機能充実を図ります。また、障がい福祉サービスの利用援助などを行う、障害者相談支援事業所の整備を推進します。(障害福祉課)

相談支援事業



(2) - 2 地域自立支援協議会の充実

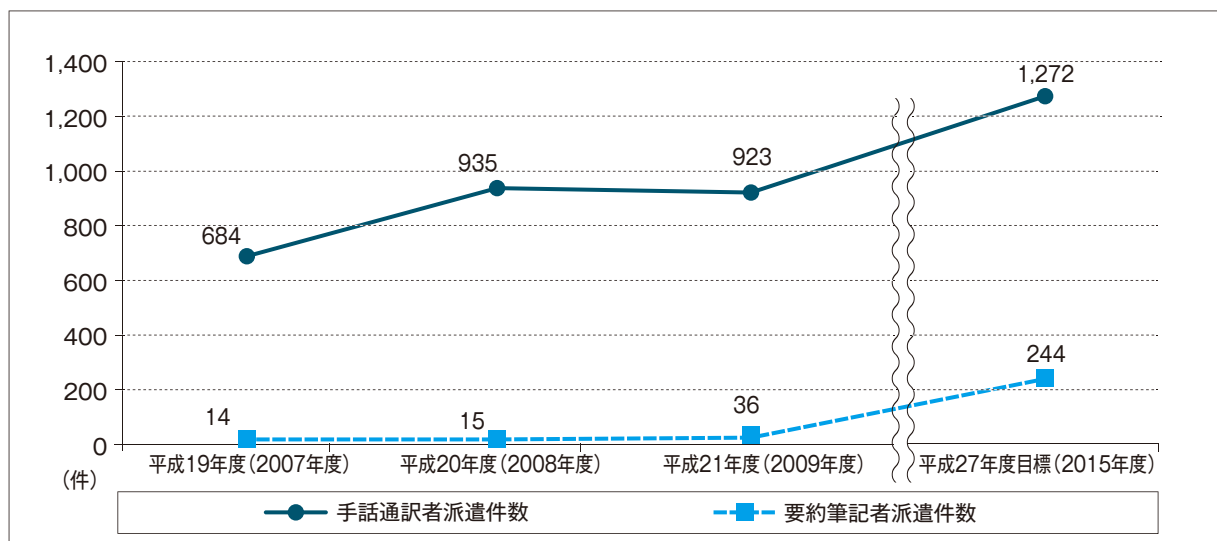
障がい者等の地域生活を支援するために、地域の課題を共有し解決に向け協働する中核的な役割を果たす越谷市障害者地域自立支援協議会の活動を推進します。障がい者等がそのニーズや生活実態に即して有効な障がい福祉サービスなどの支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・労働などの分野を超えたケアマネジメント体制の充実を図ります。(障害福祉課)

(2) - 3 コミュニケーション支援事業の充実 (6章に再掲)

聴覚等に障がいのある方とない方、双方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣体制の充実を図ります。

また、養成講習会を開催し、登録手話通訳者・登録要約筆記者の養成・確保に努めるとともに、公的機関等に対する広報及び個人利用対象者に対する周知を図ります。(障害福祉課)

コミュニケーション支援事業

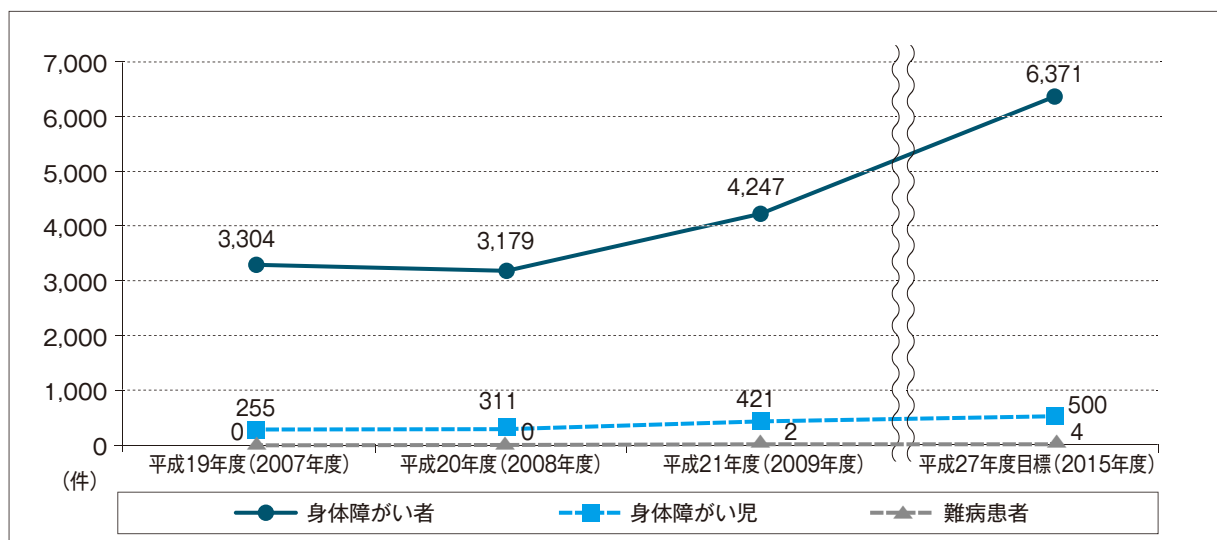


注) 平成21年10月からコミュニケーション事業として、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を一本化した。

(2) - 4 日常生活用具給付事業の充実

障がい者や難病患者の日常生活の円滑化を図るため、日常生活用具の給付や修理を行います。また、訪問や窓口相談を通じて、障がい状況・生活状況に応じた用具の給付と品目の検討を行い事業の充実を図ります。(障害福祉課、子育て支援課)

日常生活用具給付事業



(2)-5 移動支援事業の充実（6章に再掲）

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援するため、事業の周知や協定事業者の拡大を図ります。（障害福祉課）

移動支援事業

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
移動支援事業利用時間	11,506.5時間	12,428時間	13,779.5時間	20,378時間

(2)-6 身体障がい者補助犬の利用促進

平成14年5月に成立した身体障害者補助犬法では、盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬について、国や地方公共団体は補助犬の役割について国民の理解を深めるための措置を講じ、国民も使用者に対し必要な協力を努めることが定められており、身体障がい者の自立と社会参加を促すことを目的に補助犬の活用を促進します。（障害福祉課）

(2)-7 地域活動支援センターの設置促進

地域で生活する障がい者に、創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう援助を行う場である地域活動支援センターの設置を促進します。（障害福祉課）

地域活動支援センターの整備

事業名		実績			平成27年度目標 (2015年度)
		平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
対象施設数の市内設置数	I型	1か所	2か所	1か所	2か所
	Ⅲ型A型	0か所	0か所	1か所	2か所
	Ⅲ型B型	0か所	0か所	1か所	3か所
	Ⅲ型C型	4か所	4か所	4か所	4か所

《主な設置基準》

※I型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置。医療福祉、地域の社会基盤との連携、ボランティア育成、普及啓発事業の実施。実利用人員概ね20人以上/日

※Ⅲ型：小規模作業所として運営実績5年以上。実利用人員概ね10人以上/日

2 自立を促す福祉サービスの充実

【施策の方向】

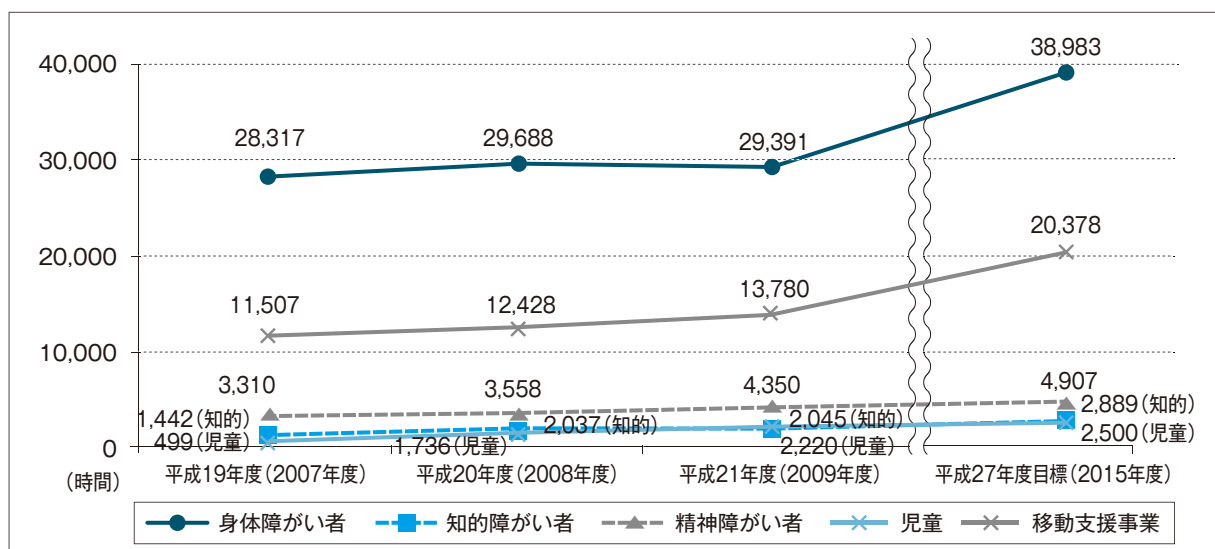
障がい者が主体的に地域で自立した生活ができるよう、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実するとともに、介護者へのサービスの充実を図ります。また、自立を促進する補装具等の利用促進、年金・手当の情報提供の充実に努めます。

(1) 訪問系サービスの充実

(1)-1 ホームヘルプサービスの充実

多様化・増大する障がい者のニーズに対応できるよう、サービスの質の向上と安定供給の確保に向けて、サービス事業者との連携を行い、ヘルパーの確保と質的向上を図り、ホームヘルプサービスを充実します。(障害福祉課、子育て支援課)

ホームヘルプサービス (利用時間)



(1)-2 配食サービスの充実

在宅の重度障がい者が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスと併せて安否確認を行います。また、他の障がい福祉サービスとの利用調整を行い、適切なサービス提供を推進します。(障害福祉課)

(1)-3 入浴サービスの充実

家庭において入浴することが困難な障がい者等に対し、巡回方式で入浴サービスを提供し、保健衛生の向上を図ります。

また、利用者の希望に合った事業者を選択できるよう、登録事業者の確保に努めます。(障害福祉課、子育て支援課)

入浴サービス

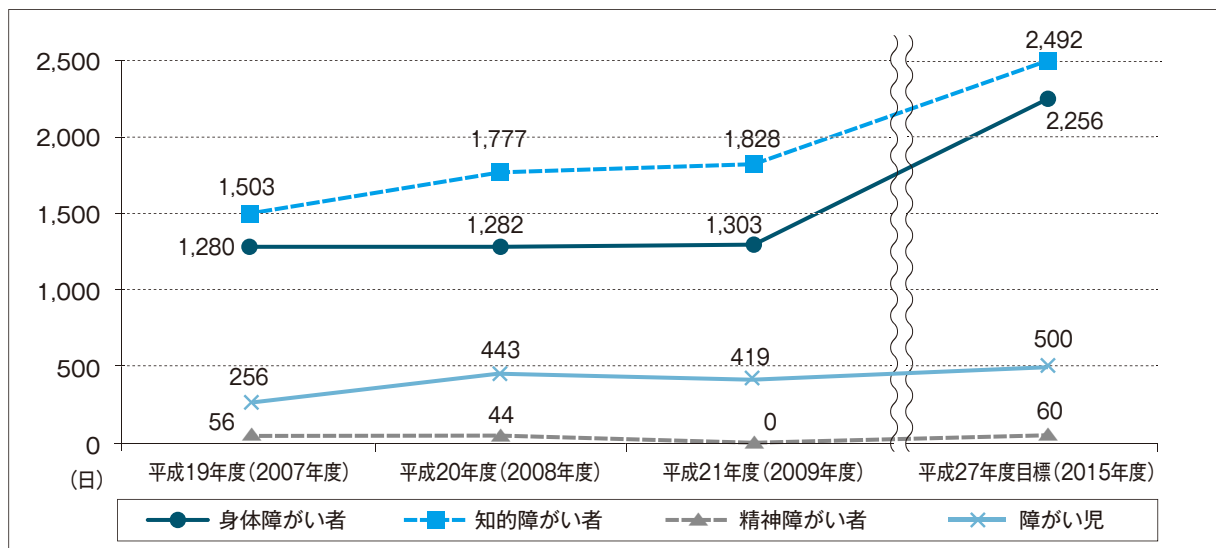
事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
入浴サービス 利用回数	1,008回	989回	925回	1,380回

(2) 介護者サービスの充実

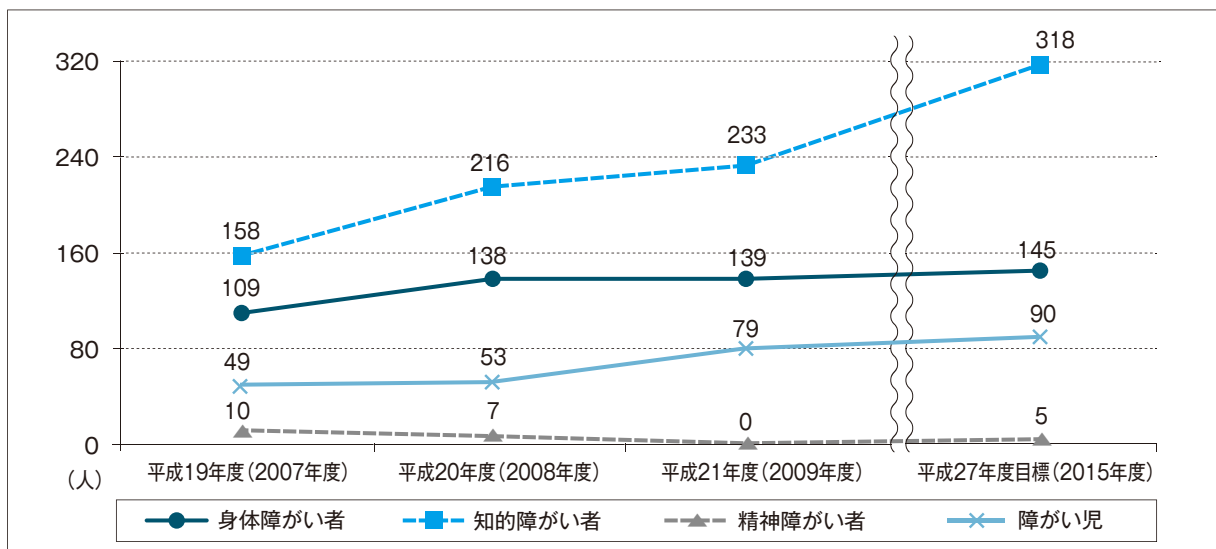
(2)-1 ショートステイサービスの充実

家庭における介護が、家族の急病などにより、一時的に困難となった場合などに対応するため、ショートステイサービス（短期入所）の充実に努めます。（障害福祉課、子育て支援課）

ショートステイサービス（利用日数）



ショートステイサービス（延利用人数）

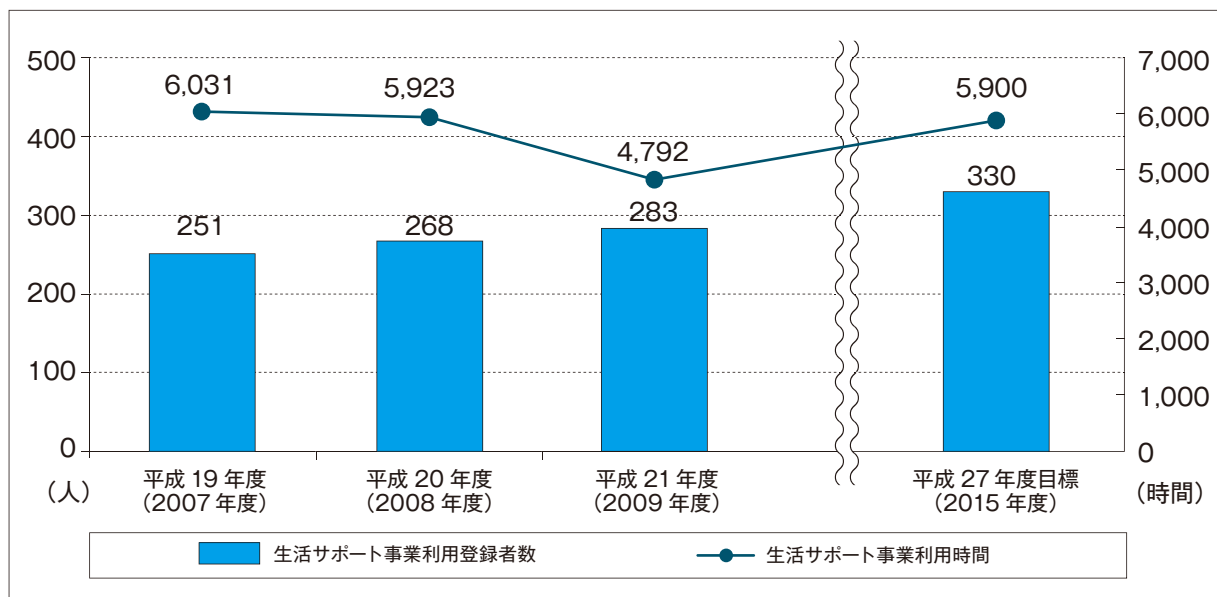


(2)-2 レスパイトサービスの充実

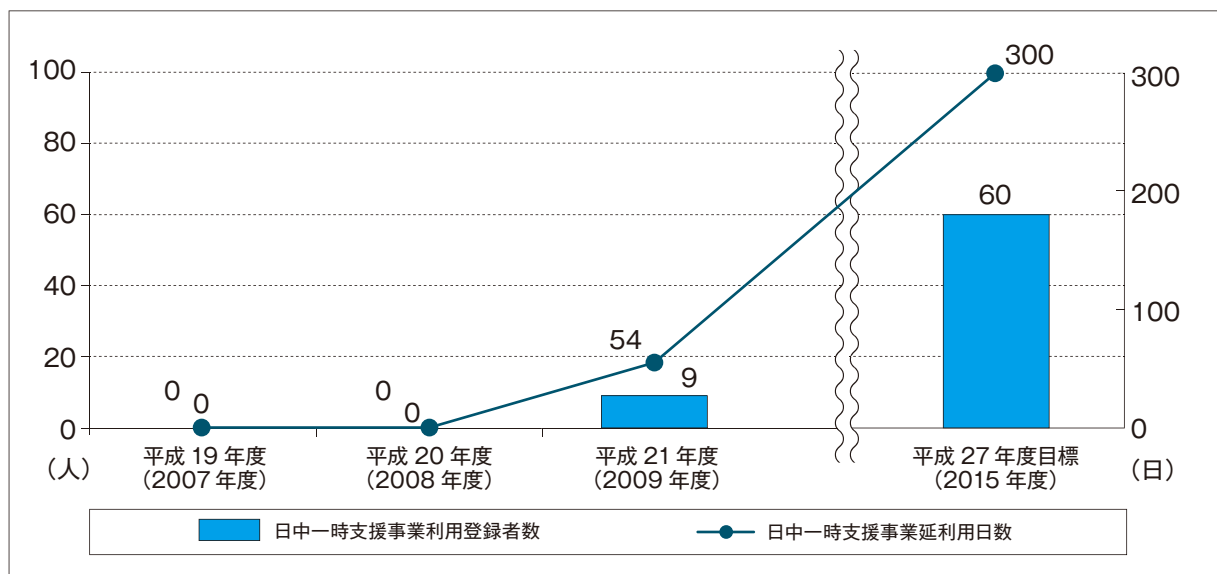
障がい者の地域生活を支援するとともに、介護者の負担を軽減するため、レスパイトサービスとして生活サポート事業や日中一時支援事業を実施するとともに、事業の充実のため登録事業者の確保に努めます。（障害福祉課、子育て支援課）

※レスパイトサービス：障がい者を一時的に預かることにより、在宅で障がい者を介護する親・家族に対して、休息とリフレッシュの時間を提供し、日ごろの介護から離れて心身の疲れを回復できるようにするための援助。

生活サポート事業



日中一時支援事業



(2) - 3 介護知識の普及

介護者や家族を対象とした講座等を開催し、介護知識の普及を図ります。(障害福祉課)

(3) 福祉機器等の利用促進

(3) - 1 情報提供・相談の充実

補装具や日常生活用具を展示するとともに、点字・手話などの活用により、障がい者に配慮した情報提供と相談の充実を図ります。また、各相談員や民生委員・児童委員などに補装具等に関する理解の促進を図ります。(障害福祉課)

(3)-2 補装具の利用促進

補装具を必要とする方の利便性の向上やニーズに対応できるよう、補装具費の代理受領事業者の登録拡大に努め、補装具の利用を促進します。窓口相談や訪問調査などを利用して、補装具に関する助言や指導を行うとともに、事業の周知や、情報提供の強化を行います。また、介護保険、労災保険等を利用する場合との適正な調整を図ります。(障害福祉課)

身体障害者補装具費支給

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
購入・修理	227件	207件	243件	400件

※主な補装具：義肢、装具、盲人安全づえ、車いす、補聴器、眼鏡

(3)-3 福祉機器の貸与の充実

社会福祉協議会の行う車いすや福祉車両の貸与事業を推進し、利用を促進します。(障害福祉課、社会福祉協議会)

車いすの貸与事業

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
貸与件数	288件	282件	330件	420件

(4) 年金・手当等の情報提供の充実

(4)-1 年金・手当等の周知

障害基礎年金の受給に関する情報提供などの支援に努めるとともに、公的年金や心身障害者扶養共済制度への加入を周知します。また、特別障害者手当や重度心身障害者手当などの各種制度の周知も図ります。(市民課、障害福祉課)

(4)-2 各種資金貸付制度の利用促進

障がい者の自立を支援する各種資金貸付制度の周知を行い、利用の促進に努めます。

(障害福祉課)

3 日中活動の場の確保

【施策の方向】

地域生活を送るうえで必要となる就労移行支援や就労継続支援事業などの日中活動系サービスの充実を図ります。また、授産施設や地域デイケア施設などの新体系事業への移行を促進し、運営を支援します。

(1) 日中活動系サービスの充実

(1)-1 介護給付の充実

既存の療護施設や更生施設、地域デイケア施設などから療養介護・生活介護などの新体系事業への円滑な移行を促進し、事業者の運営を支援するとともに、日常生活において介護の必要な方の利用を支援します。(障害福祉課)

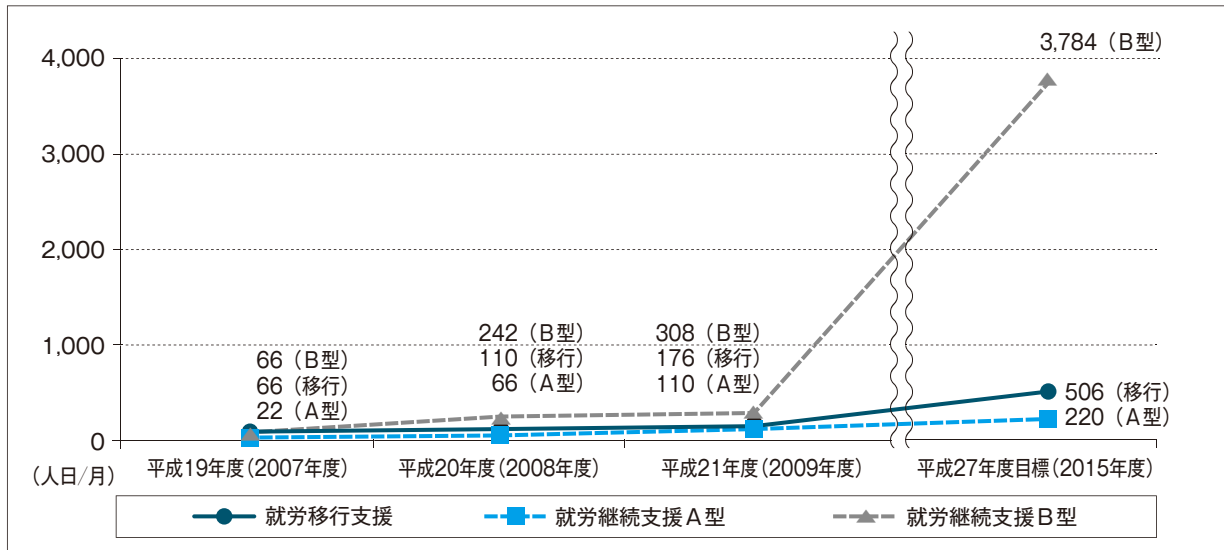
生活介護

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
生活介護利用数	682人日分/月	1,100人日分/月	1,078人日分/月	6,864人日分/月

(1)-2 訓練等給付の充実

既存の更生施設や授産施設、地域デイケア施設などから自立訓練・就労移行支援・就労継続支援などの新体系事業への円滑な移行を促進し、事業者の運営を支援するとともに、日常生活、社会生活で訓練の必要な方の利用を支援します。(障害福祉課)

訓練等給付（利用数）

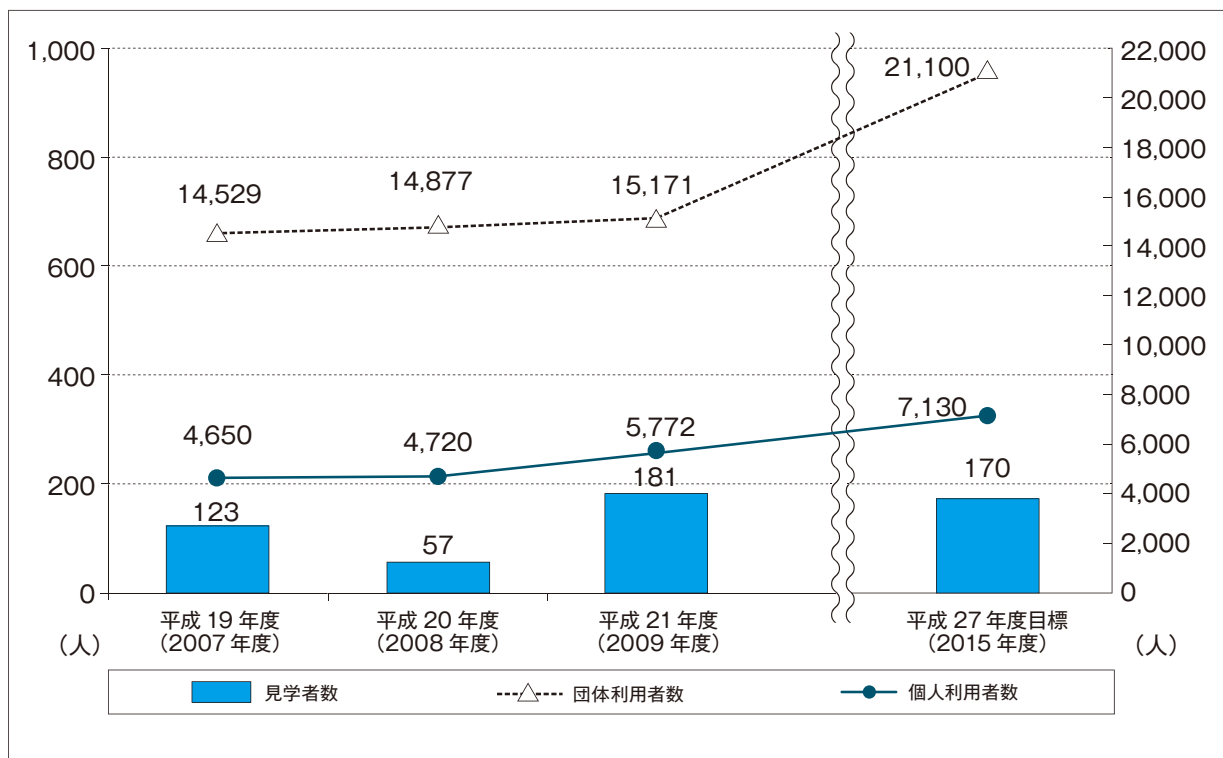


(2) 活動の場の充実

(2) - 1 障害者福祉センターの機能充実

障害者福祉センター「こばと館」の各種事業及び専門職員による指導の充実を図るとともに、利用の促進に努めます。(障害福祉課)

障害者福祉センター（利用者数）



(2)-2 精神障がい者デイケア・ナイトケアの充実

精神障がい者の社会復帰を支援するため、医療機関など民間が実施するデイケア・ナイトケアを促進します。(障害福祉課)

(2)-3 心身障害者地域デイケア施設への支援

心身障害者地域デイケア施設の運営を支援するとともに、運営の安定化を図るため、平成23年度末までに、新体系サービスや地域活動支援センターへの移行を支援します。(障害福祉課)

(2)-4 地域の活動拠点の整備充実

地域における身近な活動の場として、市民会館をはじめ地区センター・公民館の計画的な整備を推進します。(市民活動支援課)

4 住まいの場の確保

【施策の方向】

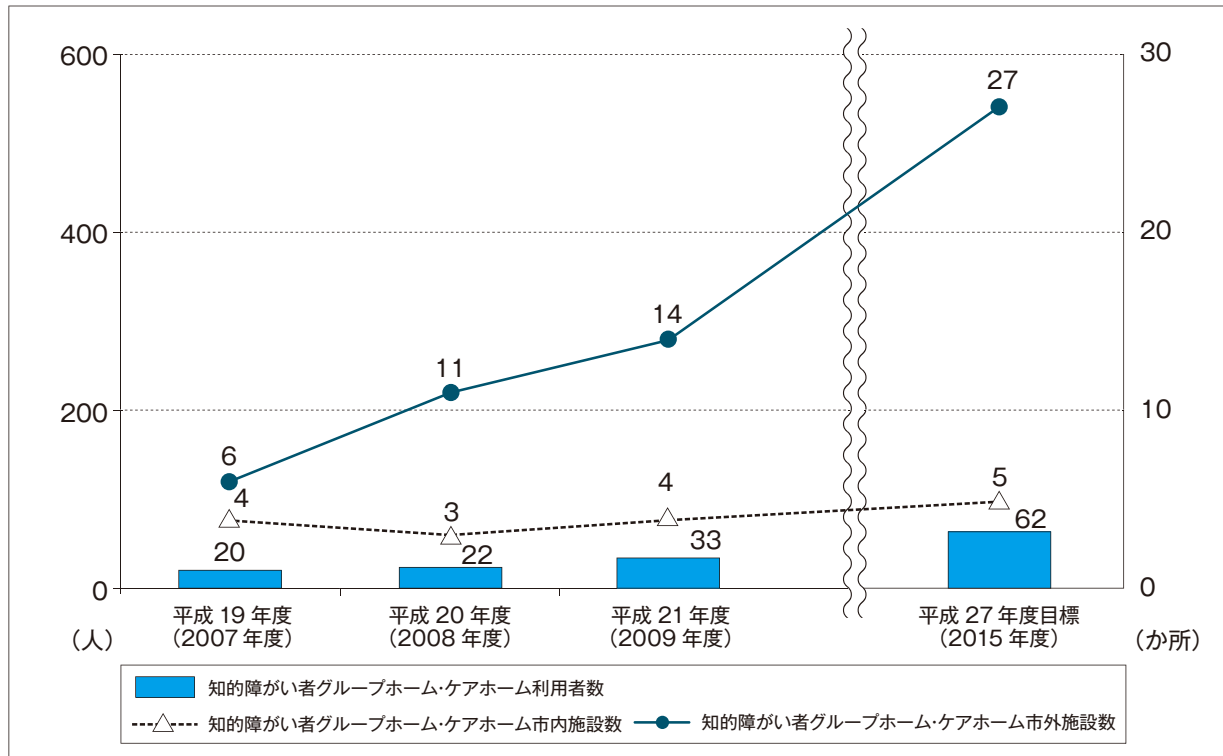
障がい者の住まいの場を確保するため、グループホームやケアホームなどの設置を支援するとともに、施設入所支援サービスの機能充実を図ります。

(1) 居住系サービスの充実

(1)-1 グループホーム・ケアホーム・生活ホーム等への支援

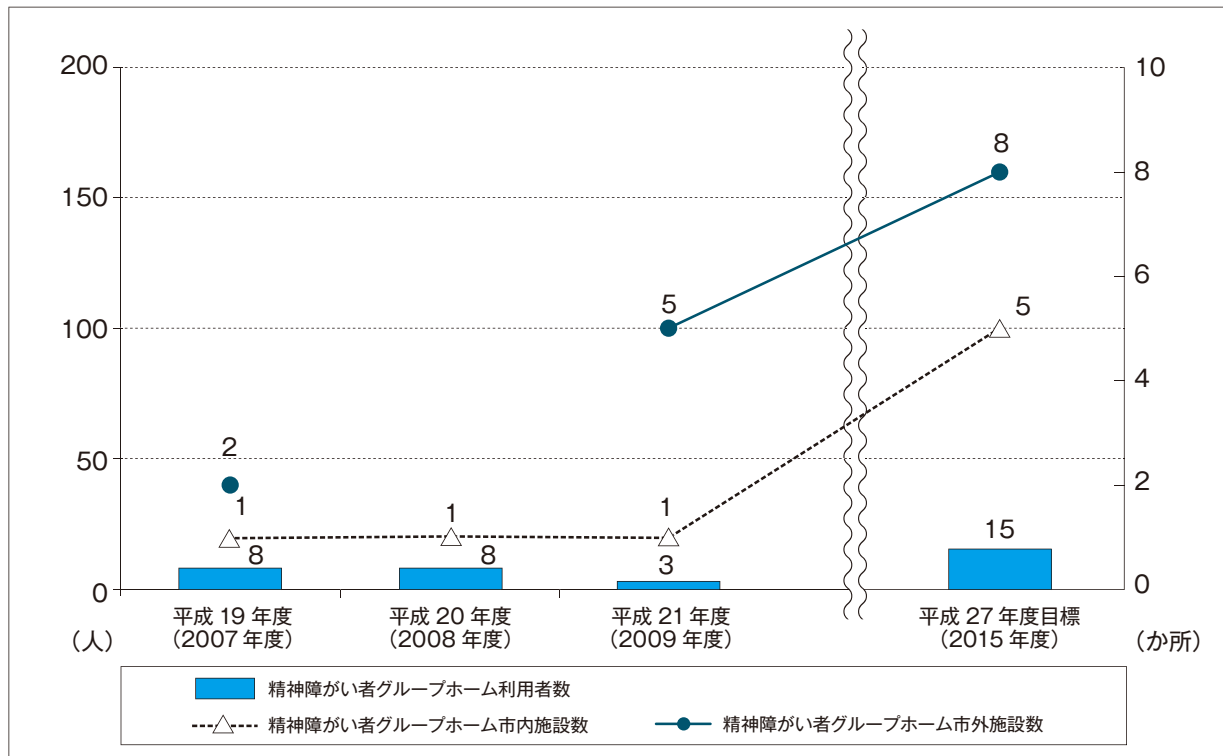
地域における障がい者の生活の場を確保するため、グループホーム・ケアホーム・生活ホームの整備を推進し、助成等による支援を行います。また、そこでの暮らしを体験する機会を提供します。(障害福祉課)

知的障がい者グループホーム・ケアホーム



注) 利用者は、市外施設利用者含む。

精神障がい者グループホーム・ケアホーム



注) 利用者は、市外施設利用者含む。

(1)-2 施設入所支援の充実

施設入所支援サービス提供事業者が、短期入所など地域生活を支えるサービス拠点としての機能を充実し、入所者の地域生活への移行に向けた取り組みを行うことを支援します。(障害福祉課)

施設入所支援

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
移行者数	26人分/月	58人分/月	67人分/月	206人分/月

5 地域生活を支える施設サービスの充実

【施策の方向】

障がい者（児）の地域生活を支える施設サービスの充実に努めます。

(1) 施設機能の充実

(1)-1 障がい児施設の整備

療育環境の充実を図るため、みのり学園、あけぼの学園、早期療育発達支援事業、ことばの治療相談等を一体化した施設を整備します。また、保育所等や地域と交流を図り、障がいのある子どもが障がいのない子どもと、地域で共に育ち合う環境を整備します。(子育て支援課)

(1)-2 新体系サービスへの移行

施設等の安定的運営を確保するため、障害者自立支援法に基づく新体系サービス事業所等への円滑な移行を支援します。(障害福祉課)

(1)-3 重症心身障害児施設の充実

重症心身障害児施設「中川の郷療育センター」の施設運営を支援するとともに、外来患者の受け入れや通所事業の充実など、在宅の心身障がい児（者）の支援を推進します。

また、障害者自立支援法の新体系サービスへの移行を支援します。(障害福祉課、子育て支援課)

生活環境の整備充実

現況と課題

障がい者が地域社会の中で活動し、自立した日常生活を営むためには、住宅をはじめ公共的建築物、道路・交通などのバリアフリー化が図られなければなりません。本市では、これまで「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」などに基づいて公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、「越谷市まちの整備に関する条例」を円滑に運用するため、冊子及びパンフレットを作成し、市民や関係団体等に広く周知しているところです。

公共的建築物やふれあい・憩いの場である公園・緑地などオープンスペースのバリアフリー化についても、引き続き推進する必要があります。

道路環境については、歩道の整備が計画的かつ着実に進められていますが、これにあわせ段差の解消や幅の広い歩道の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などが求められており、一層の推進が必要です。また、歩行の妨げとなる障がい物についても指導を継続する必要があります。

鉄道や路線バスは、障がい者の活動範囲を広げる大切な移動手段であり、今後も走行環境の改善や運行情報のPRなどの側面的支援を行い、車いすの利用者が乗車しやすい、超低床ノンステップバスの導入などを事業者に働きかけていく必要があります。

また、障がい者の多くは外出する際に介助が必要です。従来から実施されているガイドヘルパー派遣事業や介護人派遣事業に対する利用意向も依然高いことから、障害者自立支援法の移動支援事業とあわせて、制度の有効活用を図っていく必要があります。

障がい者が地域生活を送る上で、情報のバリアフリー化も課題です。障がい者が必要とする情報を必要なときに利用できるようにするためには、障がいの特性にあった情報提供の方法を工夫し、充実していく必要があります。

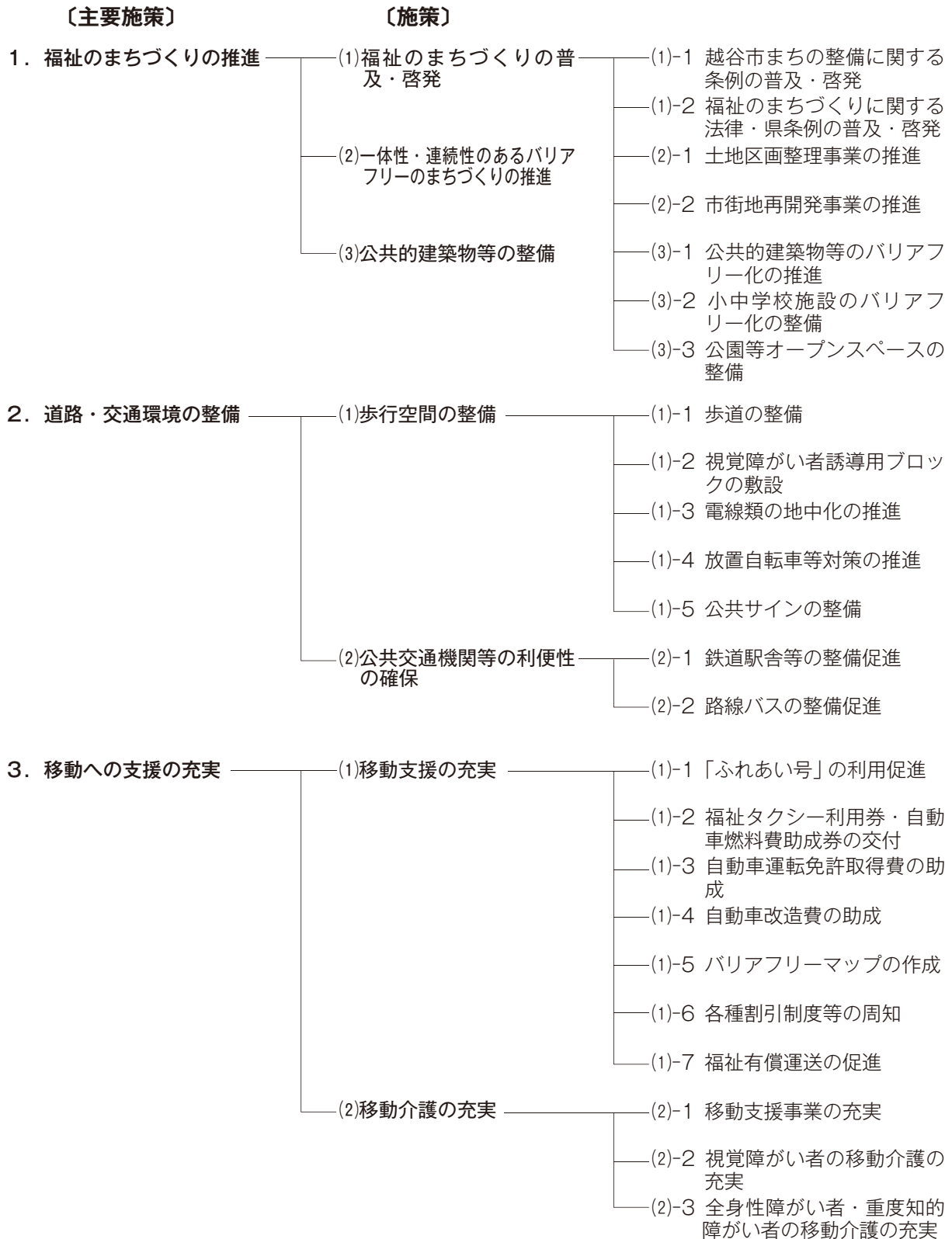
住宅については、アンケートの結果から、本市では障がい者の持ち家率が比較的高いことがわかるため、住宅改修・改善への支援を充実するとともに、市営住宅のバリアフリー化を推進します。

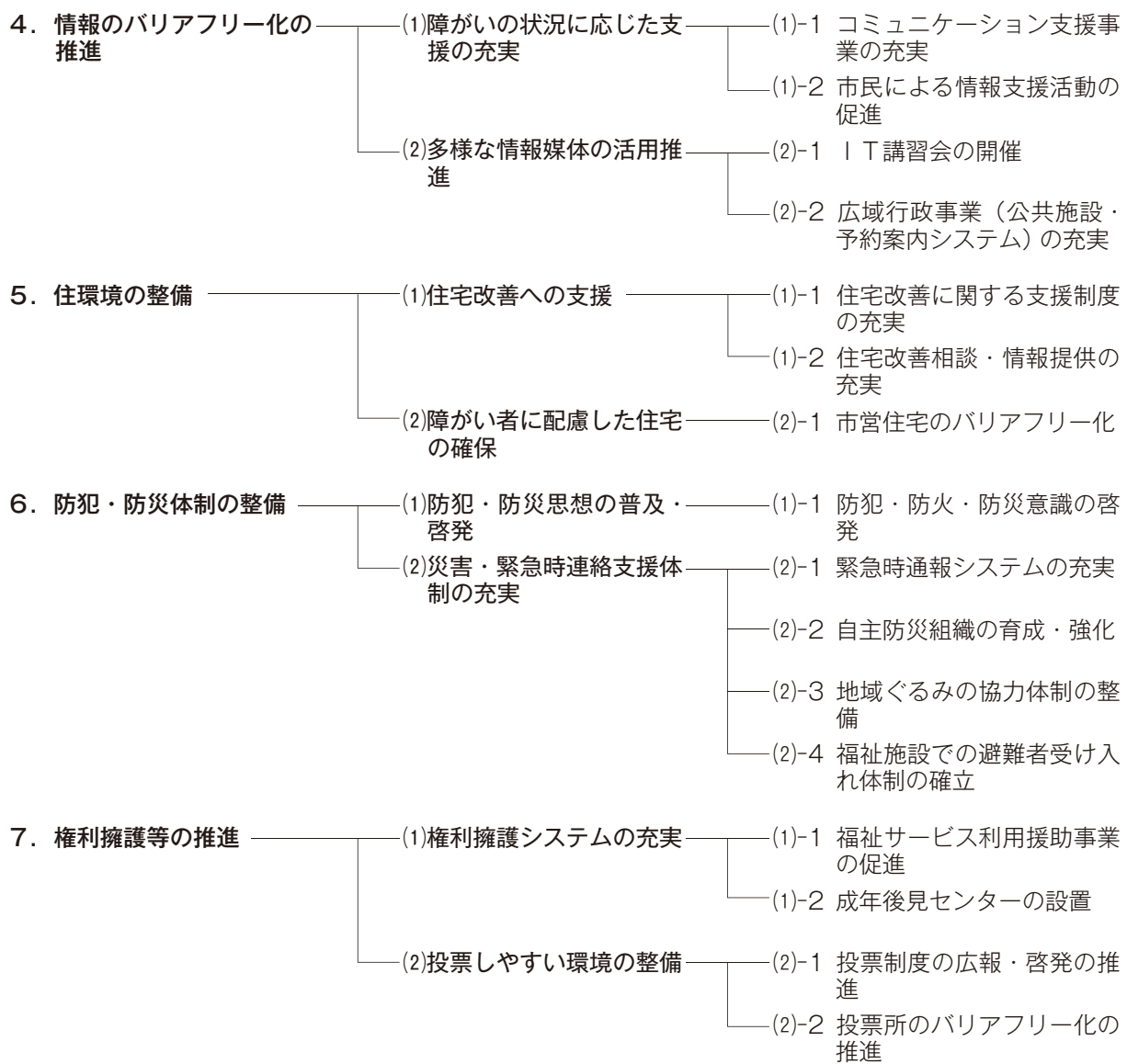
近年の大地震や豪雨災害では、障がい者や高齢者などが被害を受けるケースが多く見受けられ、災害時に支援を要する方に対する防災体制の強化が急務となっています。障がい者の多くは災害時に身を守ることへの不安を抱いており、迅速な避難誘導體制の確立、地域ぐるみの協力体制、緊急情報提供体制の確立などが望まれています。

障がい者の権利擁護については、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の実施など、進展がみられますが、今後、権利擁護はますます重要な課題になっており、さらに各事業の普及・充実に努める必要があります。

施策の体系

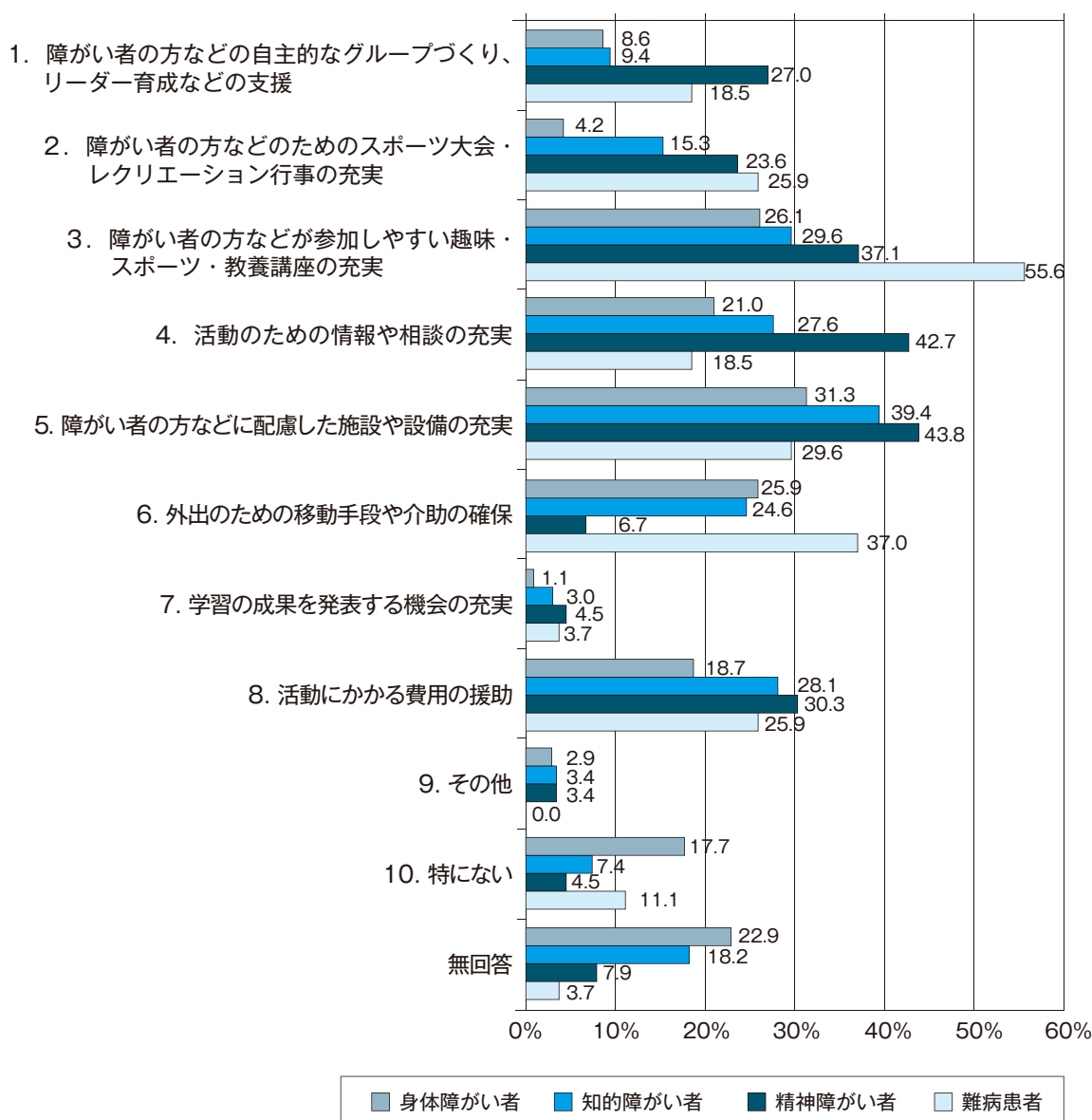
第6章 生活環境の整備充実





【アンケート結果】(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者)から

図2-6-1 障がいのある人が地域や社会に積極的に参加できるようにするために大切なこと(複数回答)



三障がいと難病の方全てが3割を超して最も多くなっているのが「障がい者の方などに配慮した施設や設備の充実」で、身体障がい者31.3%、知的障がい者39.4%、精神障がい者43.8%、難病患者29.6%となっています。また、難病患者では「障がい者の方などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実」が55.6%で特に多くなっています。障がい者のさまざまな活動や参加の場としての施設設備の充実が求められます。

【「ヒアリング結果」から読み取れた課題】

- ・視覚障がい者に係る確実な（道路等の）情報提供と情報の確保
- ・ガイドヘルパーの派遣制度と移動支援制度の充実
- ・誘導（点字）ブロックを歩きやすくするための周知徹底
- ・災害時の避難場所の周知と災害時要援護者登録の推進
- ・地域の防災訓練への障がい者や高齢者の参加促進

障がい者の社会参加、交流、就労等のための移動支援の対応に向けた、ガイドヘルパーの適切な利用推進とその拡大が求められます。また、障がい者の災害時の対応体制づくりが求められます。

1 福祉のまちづくりの推進

【施策の方向】

障がいのある人もない人も安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努め、一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりを推進します。また、多くの市民が利用する公共的建築物等のバリアフリー化を推進します。

（1）福祉のまちづくりの普及・啓発

（1）-1 越谷市まちの整備に関する条例の普及・啓発

市民や民間事業者に対し、福祉のまちづくりについて啓発を行うとともに、「越谷市まちの整備に関する条例」の普及に努め、住みよいまちの整備を図ります。（開発指導課）

（1）-2 福祉のまちづくりに関する法律・県条例の普及・啓発

事業者に対し、県と協力して、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」などの福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努めます。（建築住宅課、開発指導課）

(2) 一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりの推進

(2)-1 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業を通じて、歩道の段差を解消するなど、安全な歩行空間のあるまちづくりを推進します。(市街地整備課)

区画整理事業／街路事業

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
街路延長距離	1,737 m	2,073 m	2,591 m	5,000 m

(2)-2 市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業を推進し、事業者に対し、ユニバーサルデザインの導入など、バリアフリーの誘導を図ります。(市街地整備課)

(3) 公共的建築物等の整備

(3)-1 公共的建築物等のバリアフリー化の推進

県条例に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び民間建築物について、障がい者の利用に配慮した施設・設備となるよう事業者に対して指導を行い、バリアフリー化を推進します。(建築住宅課、関連各課)

(3)-2 小中学校施設のバリアフリー化の整備

教育環境の充実を図るため、市内小中学校のバリアフリー化の整備については、第4次総合振興計画に基づき、福祉環境整備事業として、視覚障がい者誘導用ブロック等の設置、さらにスロープ・階段手摺り及び洋式トイレの設置について計画的に整備を進めます。(学校管理課)

福祉環境整備事業

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
福祉環境整備事業 達成率*	24.4% (11/45校)	33.3% (15/45校)	40.0% (18/45校)	68.9% (31/45校)

※達成率の算出式：達成率（％）＝（福祉環境整備済みの小中学校数÷全小中学校）×100

(3)-3 公園等オープンスペースの整備

市民の憩いの場として、また災害時の避難場所として利用できるよう、公園・緑地などオープンスペースの整備を計画的に推進します。また、出入り口の段差の解消や多機能トイレの設置など、障がい者に配慮した公園などの整備・改修を推進します。(公園緑地課)

2 道路・交通環境の整備

【施策の方向】

障がい者が積極的にまちに出て、行動範囲を広げることができるよう、段差のない歩道や視覚障がい者誘導用ブロックなど、歩行空間の整備を計画的に推進するとともに、公共交通機関が使いやすいようになるよう、鉄道駅舎や路線バスのバリアフリー化を促進し、道路・交通環境の整備に努めます。

(1) 歩行空間の整備

(1)-1 歩道の整備

安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の新設を推進するとともに、既設歩道の拡幅や段差の解消を計画的に推進します。また、自転車利用の増大に伴い、歩行者と自転車が安全で快適に通行できるよう、歩行空間の確保や拡幅を図るための多様な方策を検討します。(道路建設課)

歩道の整備

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
整備済延長距離	65,987 m	66,099 m	67,885 m	74,980 m

(1)-2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

視覚障がい者の歩行の安全を確保するため、駅周辺や公共施設周辺の歩道や都市計画道路の整備において、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を計画的に推進します。(道路建設課)

視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
整備済延長・市道距離	26,768 m	39,523 m	43,648 m	54,348m

(1)-3 電線類の地中化の推進

歩行空間の拡大のほか都市災害の防止や都市景観の向上を図るため、駅や公共施設周辺の幹線道路、さらには都市の成熟度が高く電力や通信需要の安定した路線や地域について、電線類の地中化を推進します。(道路建設課)

電線類の地中化

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
整備済延長距離	7,643m	8,923m	9,809m	17,193m

(1)-4 放置自転車等対策の推進

駅周辺の環境悪化の防止や通行機能の確保及び歩行者の安全保持を図るため、自転車等誘導整理員を配置し、自転車利用者への指導や駐車秩序の保持のための整理・撤去を行い、放置自転車等の防止に努めます。(くらし安心課)

放置自転車等対策

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
放置自転車対策台数	7,835台	7,435台	7,216台	6,500台

(1)-5 公共サインの整備

「越谷市公共サインマニュアル」に基づき、案内誘導を目的とした公共サインなどの整備を計画的に推進し、誰にでもわかりやすいものとします。(都市計画課)

(2) 公共交通機関等の利便性の確保

(2)-1 鉄道駅舎等の整備促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、障がい者が駅を利用しやすいよう鉄道事業者に対して、エレベーター・エスカレーター・多機能トイレなどの設置をはじめ、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設など安全で統一した案内誘導装置の整備を働きかけます。(都市計画課、関連各課)

(2)-2 路線バスの整備促進

バス事業者に対し、公共施設などを經由して住宅地と最寄り駅を結ぶ通勤・通学に利用できるようバス路線の新設や既設路線の拡充などを要望します。また、利用者の安全性・利便性を向上するため、走行環境の改善や運行情報のPRなどの側面的支援を行い、車いすの利用者

が乗車しやすい超低床ノンステップバスの導入を働きかけるとともに、その導入に際し、バス事業者に購入費用の一部を助成します。

また、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく「基本方針」に定められているバス車両について、平成27年度（2015年度）までに全て低床化された車両に代替することを目標とします。（都市計画課、関連各課）

3 移動への支援の充実

【施策の方向】

福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券、自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成など各種福祉事業の推進のほか障がい者が安心して外出できるよう、バリアフリーマップを作成し、情報提供に努めます。また、重度障がい者の生活範囲拡大を支援するため、障害者自立支援法の移動支援事業と調整を図りながら、視覚障がい者や全身性障がい者・重度知的障がい者の移動手段の充実に努めます。

（1）移動支援の充実

（1）-1 「ふれあい号」の利用促進

社会福祉協議会が行っている、歩行困難な身体障がい者や高齢者のためのリフト付きワゴン車「ふれあい号」の利用の促進を図ります。（障害福祉課、社会福祉協議会）

「ふれあい号」

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
貸し出し（延べ）件数	37件	67件	69件	88件

（1）-2 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付

在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券を交付し、費用の一部を助成します。対象者に対する周知の徹底とともに、取扱い事業所の拡大を進めることにより、制度の効果的、効率的な活用を推進します。（障害福祉課）

福祉タクシー利用券・自動車燃料券給付事業

事業名	実績			平成 27 年度目標 (2015 年度)
	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	
交付人数・交付率	4,073 人 78.45%	4,241 人 79.02%	4,528 人 84.90%	5,473 人 87.99%

(1)-3 自動車運転免許取得費の助成

障がい者の就労や社会参加を支援するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。(障害福祉課)

自動車運転免許取得費の助成

事業名	実績			平成 27 年度目標 (2015 年度)
	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	
助成件数	6 件	4 件	2 件	5 件

(1)-4 自動車改造費の助成

重度障がい者の社会参加を支援するため、所有する自動車を改造する場合、費用の一部を助成します。(障害福祉課)

自動車改造費の助成

事業名	実績			平成 27 年度目標 (2015 年度)
	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	
助成件数	6 件	3 件	3 件	5 件

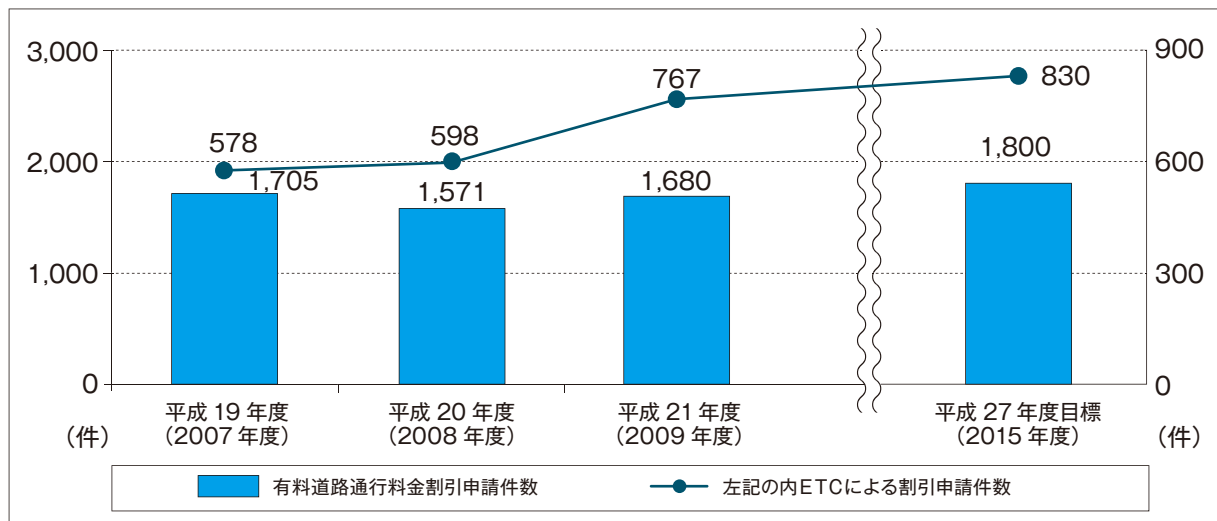
(1)-5 バリアフリーマップの作成

障がい者などが安心してまちに外出し、また行動範囲を拡大できるよう、障がい者の参画を得て公共的施設などのバリアフリー状況をまとめたマップ（おでかけマップ、トイレマップ）を作成しており、掲載情報の充実に努めます。(障害福祉課)

(1)-6 各種割引制度等の周知

障がい者の外出、積極的な社会参加を促進するため、交通機関の旅客運賃割引や有料道路の通行料金割引、駐車禁止の除外などの制度の周知を図ります。(障害福祉課)

有料道路通行料金割引申請



(1) - 7 福祉有償運送の促進

NPO法人等が実施する福祉有償運送を促進するため、埼玉南地区福祉有償運送市町共同運営協議会において必要事項を協議するとともに、指導・助言を行います。(社会福祉課、関連各課)

福祉有償運送協議会

事業名	実績			平成 27 年度目標 (2015 年度)
	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	
協議会の開催回数	3 回	4 回	3 回	3 回

(2) 移動介護の充実

(2) - 1 移動支援事業の充実 (5章に再掲)

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援するため、事業の周知や協定事業者の拡大を図ります。(障害福祉課)

(2) - 2 視覚障がい者の移動介護の充実

視覚障がい者の社会参加のための外出を支援するため、障害者自立支援法の移動支援事業の充実を図ります。また、移動支援事業を補完するガイドヘルパー派遣事業の充実に努めます。(障害福祉課)

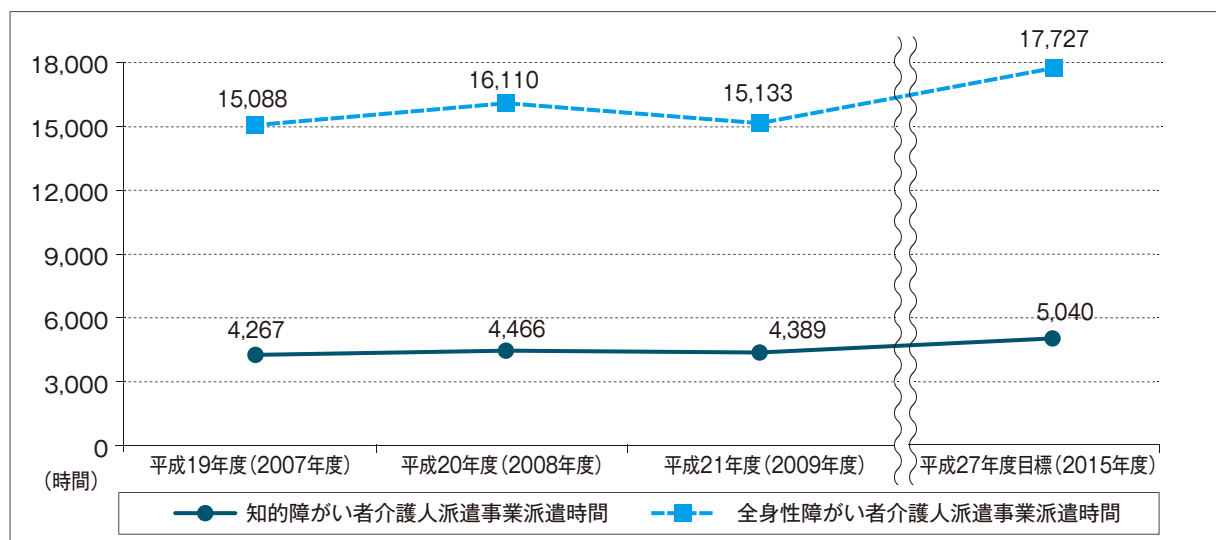
視覚障がい者の移動介護

事業名	実績			平成 27 年度目標 (2015 年度)
	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	
移動支援事業派遣時間	4,012 時間	4,145 時間	3,832 時間	4,910 時間

(2)-3 全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実

介護が必要な重度身体障がい者・知的障がい者の社会参加のための外出を支援するため、ホームヘルプサービスや移動支援事業との調整を図りながら、全身性障がい者及び知的障がい者の介護人派遣事業の充実に努めます。(障害福祉課)

全身性障がい者・知的障がい者介護人派遣事業



4 情報のバリアフリー化の推進

【施策の方向】

障がい者の地域での暮らしと生活の質の向上を目指し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、市民による多様な情報支援活動を促進し、視覚や聴覚などの障がいの状況に応じた情報提供及びコミュニケーション支援の充実に努めます。

(1) 障がいの状況に応じた支援の充実

(1)-1 コミュニケーション支援事業の充実 (5章に再掲)

聴覚等に障がいのある方とない方、双方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣体制の充実に努めます。

また、講習会などを開催し、登録手話通訳者・登録要約筆記者の養成・確保に努めるとともに、公的機関等に対する広報及び個人利用対象者に対する周知を図ります。(障害福祉課)

(1)-2 市民による情報支援活動の促進

聴覚や視覚などの障がいのある人の情報のバリアフリー化のため、点訳、音訳、要約筆記などを行う市民のボランティア活動を支援するとともに、広報紙などの点訳、音訳版を提供します。(障害福祉課)

(2) 多様な情報媒体の活用推進

(2)-1 IT講習会の開催

障がい者がパソコンなどを活用してより多くの情報を得られるように、IT（情報通信技術）講習会を開催します。(障害福祉課)

(2)-2 広域行政事業（公共施設・予約案内システム）の充実

本市を含む近隣の5市1町で構成する「埼玉県東南部都市連絡調整会議」において運用している、公共施設の各種情報の案内、空き状況の照会や予約の申し込みをパソコンや携帯電話などから24時間・365日行えるアクセシビリティに配慮したシステムの充実を図ります。(企画課)

公共施設・予約案内システム

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
公共施設・予約案内システム利用者数	6,335人	6,986人	7,760人	7,952人

5 住環境の整備

【施策の方向】

障がい者が在宅での生活を安心して続けられるよう、住宅改善・整備についての助成制度の周知と相談・情報提供を充実します。

また、公営住宅の建て替えなどの際には、障がい者に配慮した住宅の確保に努めます。

(1) 住宅改善への支援

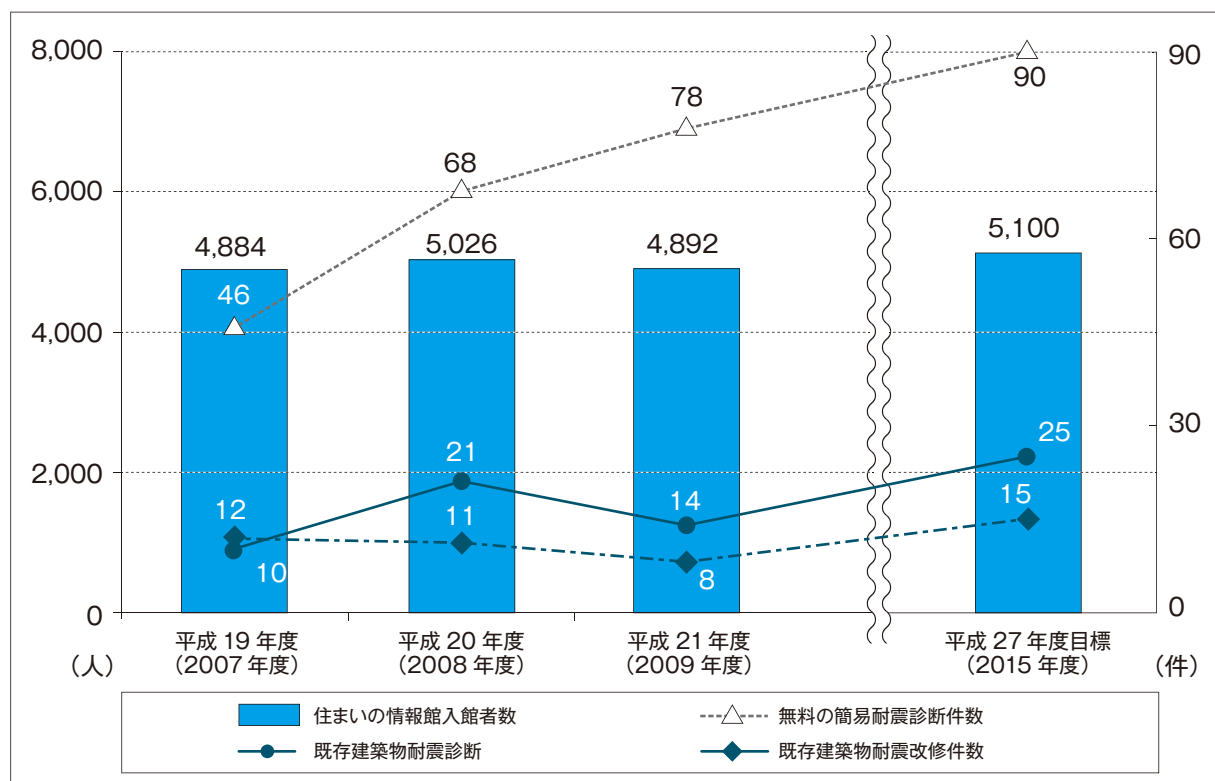
(1)-1 住宅改善に関する支援制度の充実

重度身体障がい者の居宅改善整備について制度の周知に努めるとともに、制度の充実を図ります。(障害福祉課)

(1)-2 住宅改善相談・情報提供の充実

埼玉県総合リハビリテーションセンターなど関係機関との連携を強化し、住宅改善についての相談を充実します。また、越谷市住まいの情報館を通じて、バリアフリー住宅や耐震性住宅、耐火性住宅、環境共生住宅などに関する情報提供を充実します。(障害福祉課、建築住宅課)

住まいの情報館入館者と耐震診断・耐震改修



(2) 障がい者に配慮した住宅の確保

(2)-1 市営住宅のバリアフリー化

市営住宅について、入居者の状況を考慮し、手摺りの設置や段差の解消などバリアフリー化を推進します。(建築住宅課)

6 防犯・防災体制の整備

【施策の方向】

災害などの緊急時に障がい者の安全が確保されるよう、障がい者に対して防災訓練などへの参加・啓発を行うとともに、災害時要援護者登録制度の推進を図ります。また、緊急時の連絡のため、緊急時通報システムの充実を図ります。

(1) 防犯・防災思想の普及・啓発

(1)-1 防犯・防火・防災意識の啓発

広報紙、パンフレット、出張講座への講師派遣などにより、市民の防犯・防火・防災意識の啓発に努めます。また、市が行う防災訓練への障がい者の参加を促進するとともに、地域において自主防災組織などが実施する防災訓練を支援します。(危機管理課、くらし安心課、消防本部)

(2) 災害・緊急時連絡支援体制の充実

(2)-1 緊急時通報システムの充実

聴覚障がい者や重度身体障がい者の緊急時の対応を図るため、緊急時に消防署に通報できるWEB119番・FAX119番通報システムの周知を図るとともに制度の充実に努めます。(障害福祉課・消防本部)

(2)-2 自主防災組織の育成・強化

災害に備え自分たちの地域は自分たちで守るという意識を基盤に、自主防災組織の整備を促進するとともに、活動を支援します。(危機管理課)

自主防災組織

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
自主防災組織率 ^{**}	81.1%	82.8%	82.8%	85.5%

※組織率：組織率＝（自主防災組織が設立されている世帯数÷全世帯数）。

(2)-3 地域ぐるみの協力体制の整備

災害時に支援を要する方の安全を確保するため、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、地区コミュニティ推進協議会などの連携を図り、災害時要援護者登録制度などの地域ぐるみの協力体制づくりを整備します。(協働安全部、福祉部、子ども家庭部、関連各部)

(2)-4 福祉施設での避難者受け入れ体制の確立

災害発生時に、近隣の災害時要援護者をはじめとした被災者の避難施設となるように、社会福祉施設の活用を推進します。(危機管理課、関連各課)

7 権利擁護等の推進

【施策の方向】

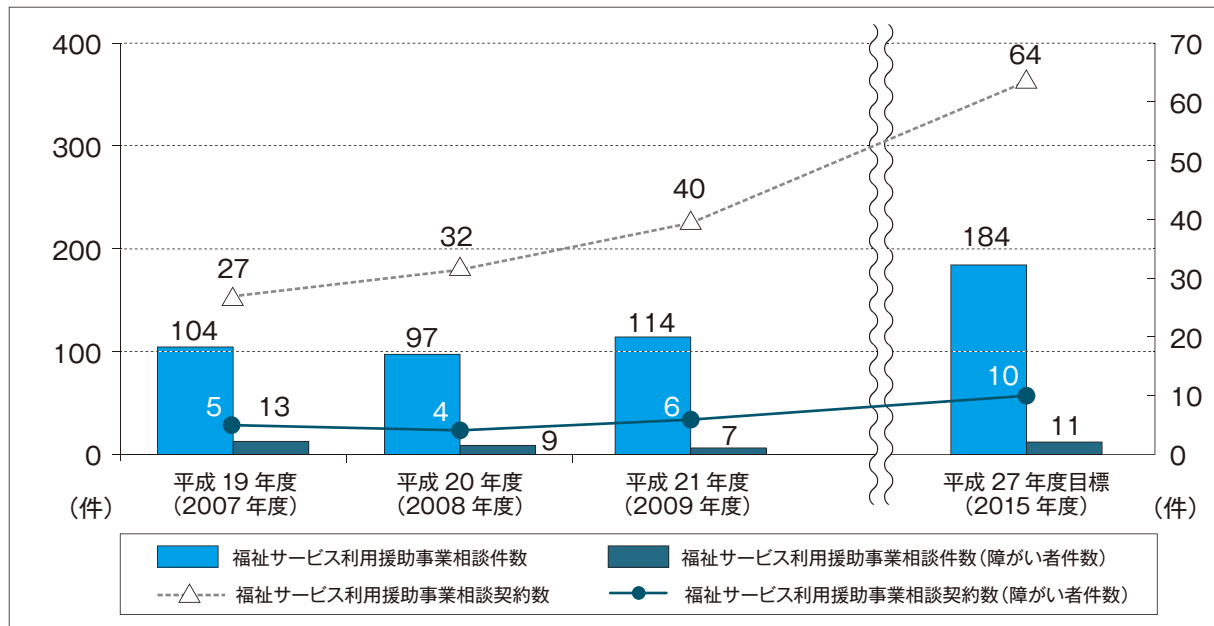
障がい者がその権利を侵されることなく、安心して地域で生活できるよう、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業や、法律的な支援制度である成年後見制度の周知及び利用促進に努めます。

(1) 権利擁護システムの充実

(1)-1 福祉サービス利用援助事業の促進

判断能力の不十分な知的障がい者や精神障がい者、高齢者が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助などを行う社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業の利用を促進します。(障害福祉課、社会福祉協議会)

福祉サービス利用援助事業



(1) - 2 成年後見センターの設置

判断能力の不十分な知的障がい者や精神障がい者、高齢者の権利と財産を守る法律的な支援制度である、成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、制度の周知や利用の啓発、個別相談への対応、法人後見人の受任等を図り、障がい者及びその保護者、家族を支援するため成年後見センターを設置します。(障害福祉課、高齢介護課)

(2) 投票しやすい環境の整備

(2) - 1 投票制度の広報・啓発の推進

障がい者の権利擁護のため、期日前投票及び不在者投票や点字による投票など法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を充実します。(選挙管理委員会事務局)

(2) - 2 投票所のバリアフリー化の推進

障がい者の投票を促進するため、投票所の段差の解消など、投票しやすい環境づくりを推進します。(選挙管理委員会事務局)

投票所のバリアフリー化

事業名	実績			平成 27 年度目標 (2015 年度)
	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	
バリアフリー化の割合	93%	93%	93%	94% (66 投票所 / 全 70 投票所)

生涯学習環境の整備充実

現況と課題

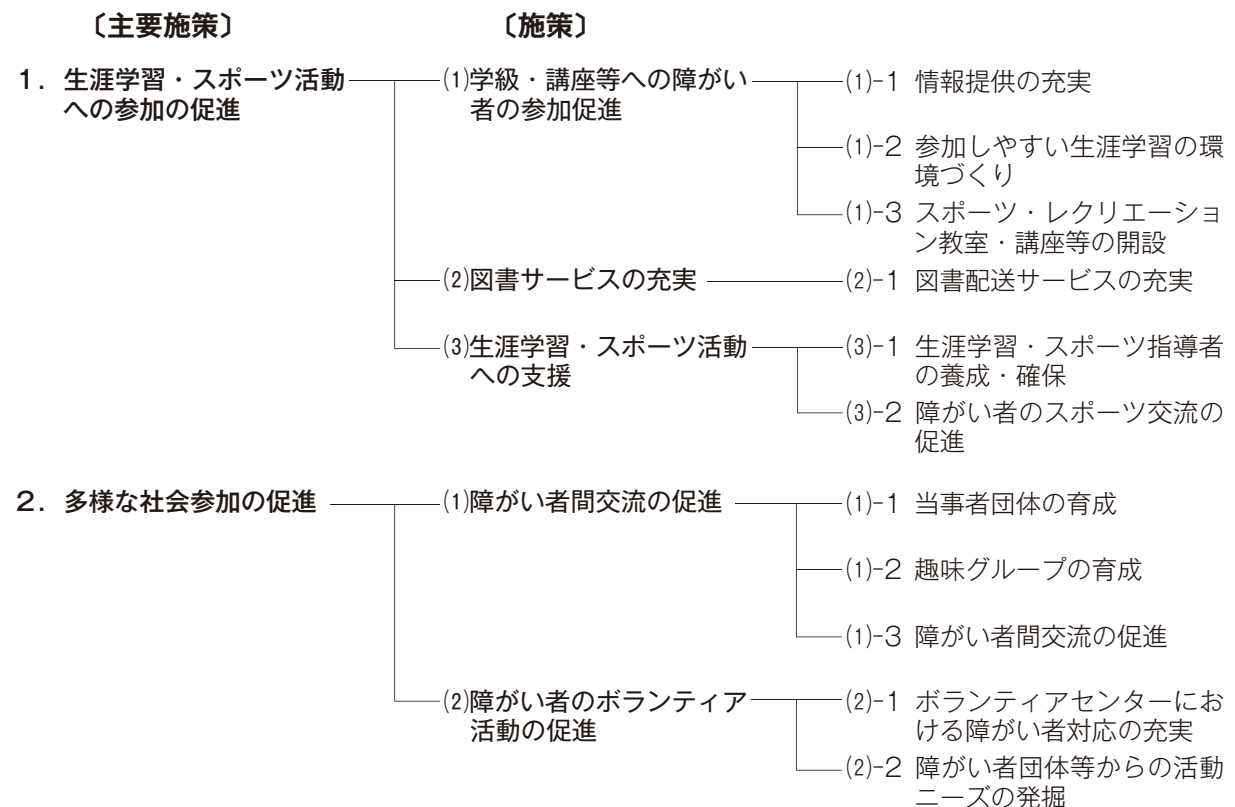
生涯学習・スポーツ活動などを充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進となり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たします。

これまで本市では、生涯学習に関する情報提供に努めるとともに、録音図書づくりや図書配送サービスを実施し、サービス体制を整えてきました。また、生涯学習・スポーツに関する指導者の養成を図るとともに、生涯学習活動の成果発表や交流の促進、さらに各種スポーツ大会などへの選手の派遣を推進してきました。

近年、生活に楽しさを求めたり、自ら積極的に社会参加をし、生きがいを求めていくニーズが急速に高まっています。今後は生涯学習・スポーツ活動を通し、それぞれのライフスタイルにあった生活の豊かさが求められるよう、支援を強化していく必要があります。

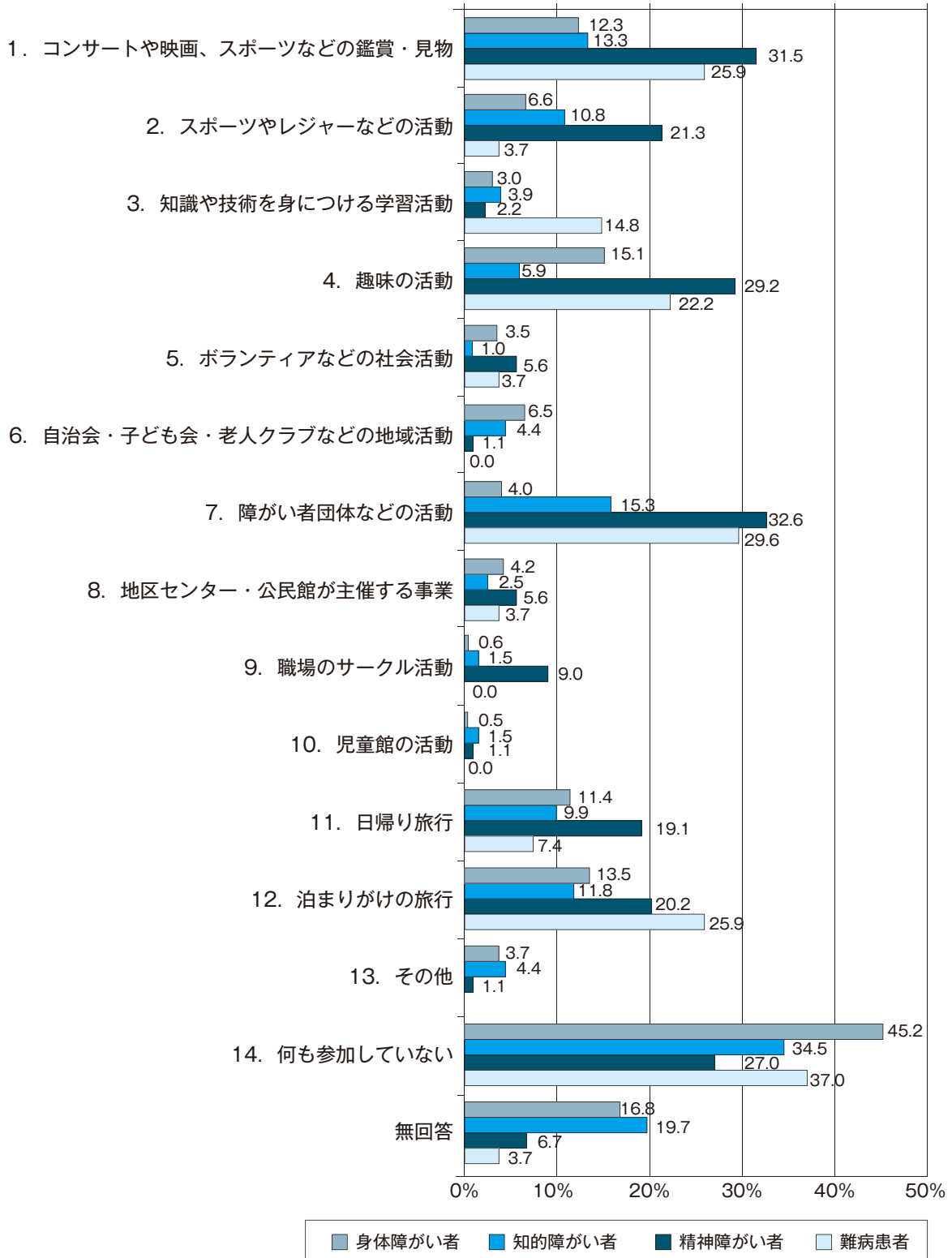
施策の体系

第7章 生涯学習環境の整備充実



【「アンケート結果」(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者)から】

図2-7-1 現在参加している活動(複数回答)



「現在参加している活動」では、「何も参加していない」、「無回答」を除くと、身体障がい者では、「趣味の活動」15.1%、「泊りがけの旅行」13.5%、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」12.3%などが多くなっています。知的障がい者では、「障がい者団体などの活動」15.3%、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」13.3%、「泊りがけの旅行」11.8%などが多くなっています。精神障がい者では、「障がい者団体などの活動」32.6%、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」31.5%、「趣味の活動」29.2%などが多くなっています。難病患者では、「障がい者団体などの活動」29.6%、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」と「泊りがけの旅行」の25.9%などが多くなっています。

相対的には、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」が1割強～3割強を占め多くなっています。

今後、年齢やこれまでの生活のあり方や現在の活動状況などを踏まえた、障がい者の特性や個性に応じた活動支援や活動促進が求められます。

【「ヒアリング結果」から読み取れた課題】

- ・ 図書のデージー化*の推進
- ・ 障がい者スポーツの施設、設備、機器類の利用拡充

視覚障がい者のため図書・資料類のデージー化、各種学習機会及びスポーツ・レクリエーション活動の環境の充実が求められます。

*デージー：Digital Accessible Information Systemの略（DAISY）で、視覚障がい者など、普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書。

1 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

【施策の方向】

各種学級や講座等に関するきめ細かな情報提供に努めるとともに、録音図書のデージー化や拡大読書器の設置、図書配送サービスなどを充実し、生涯学習活動の成果の発表やスポーツ大会への参加など、誰もが参加しやすい生涯学習の環境づくりを推進します。また、生涯学習・スポーツ活動に関しては、指導者の育成を図るとともに、障がいのある人もない人も、ともに生涯学習・スポーツ活動を通し、交流が図れるよう支援していきます。

(1) 学級・講座等への障がい者の参加促進

(1)-1 情報提供の充実

視覚障がい者への講座等の学習情報提供として、生涯学習情報誌「TRY」を音声提供します。聴覚障がい者への情報提供としては、生涯学習情報誌「TRY」を市のホームページに掲載します。(生涯学習課)

(1)-2 参加しやすい生涯学習の環境づくり

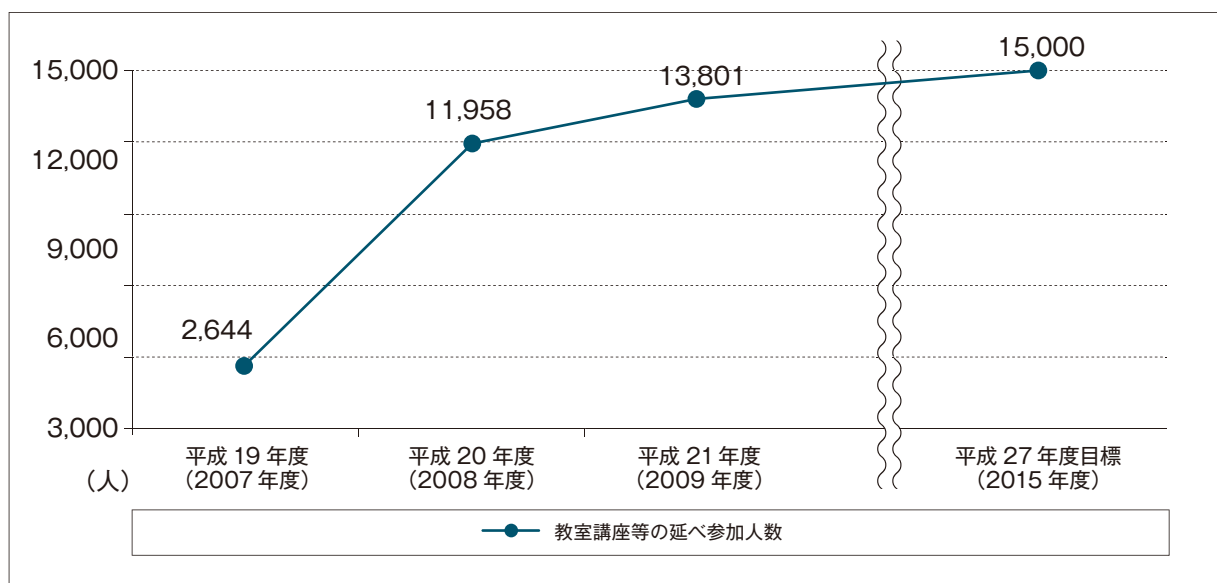
障がい者の生涯学習の機会を充実するため、各種学級・講座等に参加しやすい環境づくりを進めます。(障害福祉課、生涯学習課)

(1)-3 スポーツ・レクリエーション教室・講座等の開設

障がいの内容や程度など、心身の状況に応じ誰もが参加できるようなスポーツ・レクリエーション教室や講座、運動プログラムの充実を図ります。(スポーツ振興課)

スポーツ・レクリエーション教室、講座

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
生涯スポーツ講座	12種目 223回実施 8,410人	13種目 217回実施 8,105人	13種目 231回実施 9,632人	教室講座等の延べ 参加人数 15,000人
スポーツ教室	3教室 28回実施 1,007人	3教室 34回実施 1,232人	3教室 30回実施 1,312人	
健康体操教室	4会場 80回実施 2,383人	4会場 81回実施 2,621人	4会場 82回実施 2,857人	



(2) 図書サービスの充実

(2)-1 図書配送サービスの充実

障がい者の学習意欲に応えるため、録音図書の充実、点字図書や拡大写本の収集を図るとともに、録音図書作製や対面朗読のボランティア活動を支援します。

また、外出することが困難な方に対し、図書や資料を自宅などに配送するサービスを充実します。さらに、広報紙などによりPRを行い、利用促進に努めます。(市立図書館)

(3) 生涯学習・スポーツ活動への支援

(3)-1 生涯学習・スポーツ指導者の養成・確保

障がい者ニーズを把握するとともに、関係機関との連携や情報交換を深め、障がいの状況に応じた指導ができる人材の養成・確保を図ります。

生涯学習リーダーバンク登録者を対象に、「生涯学習リーダー・ボランティア養成講座」を開催し、市民の多種・多様化、高度化する、生涯学習に関するニーズに的確に応えられるよう、生涯学習リーダーの養成・確保を図ります。

スポーツの実技指導やその他スポーツに関する指導及び助言を行う体育指導委員については、研修会等により指導者としての資質向上を図るとともに、その活動を支援します。

また、各種スポーツの指導者を登録し、市民からの要請に応じて派遣する「スポーツリーダーバンク」の充実を図ります。

さらに、スポーツ指導者の養成と資質の向上を図るため、指導者及び指導者を志す者を対象に「スポーツ・レクリエーション指導者研修会」を開催します。(生涯学習課、スポーツ振興課)

スポーツリーダーバンク

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
スポーツリーダーバンク 登録者数	55人	59人	60人	75人

(3)-2 障がい者のスポーツ交流の促進

関係団体や機関との連携を図り、障がい者が参加しやすいようスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、国や県など広域的な規模で開催される、スポーツ大会等への障がい者の参加を促進します。(障害福祉課、スポーツ振興課)

2 多様な社会参加の促進

【施策の方向】

障がい者の活動母体として、当事者団体の育成に努めるとともに、障がい者の各種趣味グループの育成や障がい者間交流の促進に努めます。また、障がい者が自らボランティア活動に積極的に参加できるような支援体制づくりを進めていきます。

(1) 障がい者間交流の促進

(1)-1 当事者団体の育成

障がい者の活動母体である当事者団体を育成し、さまざまな社会参加への促進が図れるよう支援します。障がい者団体の活動拠点として障害者福祉センターこばと館を利用します。(障害福祉課)

障害者福祉センター「こばと館」団体利用

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
障害者福祉センター「こばと館」団体利用者数	14,529人	14,877人	15,171人	21,100人

(1)-2 趣味グループの育成

多様な特技や趣味活動を介した社会参加を促進するため、趣味グループの育成を支援します。障害者福祉センターこばと館の団体室や社会適応訓練室等の無料貸出を実施します。(障害福祉課)

障害者福祉センター「こばと館」各室利用

事業名	実績			平成27年度目標 (2015年度)
	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
障害者福祉センター「こばと館」各室利用団体数	利用サークル 16団体	利用サークル 16団体	利用サークル 17団体	利用サークル 20団体

(1)-3 障がい者間交流の促進

障がい者間の交流を促進し、共通に取り組める問題の解決や相互理解が図られるよう支援していきます。(障害福祉課)

(2) 障がい者のボランティア活動の促進

(2)-1 ボランティアセンターにおける障がい者対応の充実

障がい者の社会参加のサポート役として、さまざまな障がいに対応できるようボランティアセンターの機能の充実に努めるとともに、障害者福祉センターこばと館における福祉ボランティアの育成事業の中で、ボランティアセンターとの連携を図ります。(障害福祉課、社会福祉協議会)

(2)-2 障がい者団体等からの活動ニーズの発掘

障がい者が自らボランティア活動に参加し、社会的貢献や役割が果たせるよう、障害者福祉センターこばと館連絡調整会議の構成団体に対し、活動ニーズの把握を行うとともに、その活動ができる体制づくりを推進します。(障害福祉課、社会福祉協議会)



第Ⅲ編 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進に向けて
- 2 施策を総合的に展開する推進体制の整備

1 計画の推進に向けて

障がい者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療・教育・生活環境など幅広い分野にわたって施策を推進していく必要があります。そのためには、行政職員をはじめ、福祉に関わる人材の育成・確保を図るとともに、障がい者の声を聞き、福祉施策に反映できるシステムを構築していく必要があります。

アンケート調査においては、障がいのある人が暮らしやすいまちをつくるために越谷市にとって重要なこととして、「医療やリハビリの充実」「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」「建物や交通機関、道路など障がい者に配慮したまちづくりの推進」など、幅広い分野でのニーズが数多くあります。

本市においても、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、オンブズパーソン制度の導入などにより、市民の声を反映できる仕組みづくりに努めてきました。今後は、市民との協働のもと庁内でも横断的な取り組みができるような体制づくりに努めるとともに、大学や研究機関なども含め、広域的な連携体制をさらに強化し、障がい者福祉施策を総合的に推進していくことが必要です。

2 施策を総合的に展開する推進体制の整備

本計画を具体化していくために、多様な人材の育成・確保をはじめ、保健・医療・福祉関係分野の連携の強化など、推進体制の整備を図ります。また、オンブズパーソン制度や社会福祉施設等における苦情解決制度の周知を図るとともに第三者評価システムの導入について関係機関に働きかけを行います。

さらに、本計画を推進していくための体制を充実するとともに、関係機関との連携や広域的な行政連携を強化していきます。

(1) 人材の養成・確保

(1)-1 職員研修等の充実

障がい者の各種相談の窓口として、また多様化する障がい者のニーズに的確に対応するために、保健福祉を担当する専門職員の確保や職員の資質の向上を図る必要があります。

現在取り組んでいる職員の手話研修や、福祉業務体験研修などの職員研修事業を推進し、担当職員のみならず、福祉行政に対し市全体として、職員の資質の向上に努めます。

また、障がい者の文化、スポーツ・レクリエーション活動や学習活動への参加、さらには就業支援を促進していくために、市民や民間団体及び大学などの専門機関との連携の下に人材育成に努めます。

(2) サービスに対する苦情対応と評価

(2)-1 オンブズパーソン制度の推進

本市では、福祉保健サービス利用者からの市やサービス提供事業者に対する苦情に対し、公正・中立な立場で迅速に解決する福祉保健オンブズパーソン制度を導入しています。この制度を活用し、障がい福祉行政に対する勧告の役割を担っていきます。

(2)-2 社会福祉施設等における苦情解決制度の推進

本市の施設福祉サービスについて、利用者の権利を擁護し、施設運営の公正を確保するため、苦情解決制度を推進します。

(2)-3 第三者評価システムの推進

第三者による公正・中立な立場から福祉サービスなどに対する評価を受けることにより、事業者自らがサービスに関する具体的な問題点や課題などを把握し、質の向上を図っていくとともに、利用者がサービス選択時の目安として利用できるよう、第三者評価システムを推進します。

(3) 障がい者の参画

(3)-1 意見交換の機会づくりの検討

障がい者のニーズを聞き、的確に迅速な対応ができるよう、障がい者や障がい者関係団体などとの意見交換会の機会づくりに努めます。

(4) 推進体制の充実

(4)-1 障害者施策推進協議会の設置

本計画を推進するためには、保健・福祉・医療のみならず、都市計画・教育・産業など全庁的な取り組みが必要であり、さらに市民の協力が不可欠です。

そのため、障害者施策推進協議会において計画の進捗及び評価などを行い、施策の推進を図ります。

なお、本協議会は、障害者基本法に基づき条例設置された「地方障害者施策推進協議会」であり、本市の障がい者施策を推進するにあたり、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議するとともに、さまざまな立場、見地から意見を聴取する場として、継続して事業運営を実施します。

(5) 広域的連携体制の整備

(5)-1 大学・教育研究機関との連携

市内の大学のほか、保健・福祉・医療を専門的に研究する機関との積極的な連携を図り、幅広く高度なサービスに対応できる人材の養成に努めます。また、福祉を学ぶ学生との連携を強め、学生の現場体験と福祉ボランティアとしての相互協力体制づくりを図ります。

(5)-2 広域的な行政連携の強化

障がい者のニーズに即して必要なサービスを確保できるよう、障がい者の生活行動圏を踏まえ、事業内容などに応じて、県や近隣自治体との連携の強化を図ります。

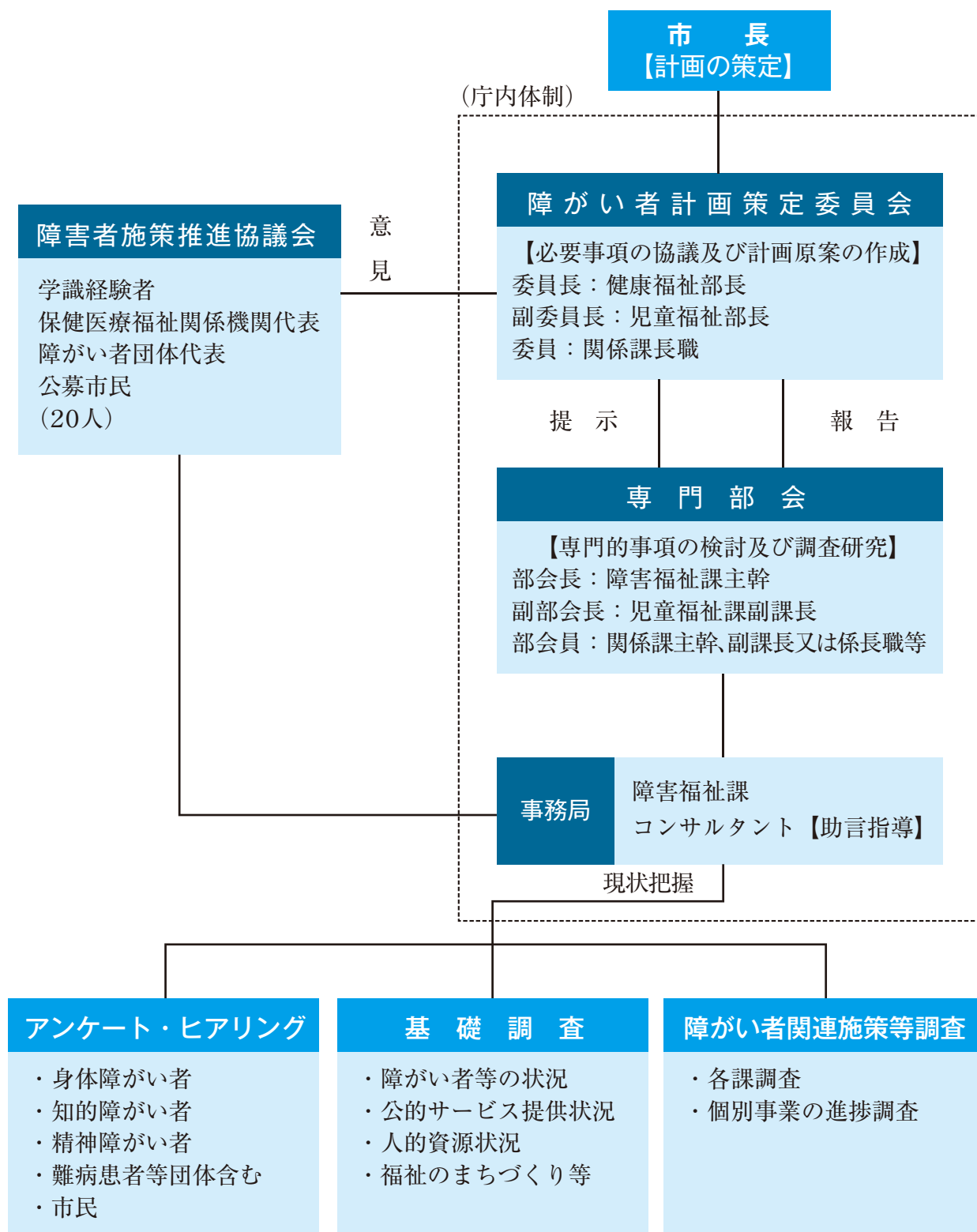


資 料

- 1 計画の策定体制等
- 2 アンケート調査等の概要
- 3 用語解説

1 計画の策定体制等

(1) 策定体制



(2) 越谷市障害者施策推進協議会設置条例及び同委員名簿

【障害者施策推進協議会設置条例】

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第4項の規定に基づき、障害者に関する施策の推進を図るため、越谷市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉に関する機関の代表者
- (3) 障害者福祉関係団体の代表者
- (4) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【障害者施策推進協議会委員名簿】（第2条関係）

（◎：会長 ○：副会長）（敬称略）

No.	氏 名	選 出 母 体 等
1	◎ 朝 日 雅 也	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科教授
2	○ 星 野 晴 彦	文教大学人間科学部准教授
3	松 田 繁 三	（社）越谷市医師会理事
4	深 代 真 吾	（社）越谷市歯科医師会副会長
5	島 田 秀 雄	越谷公共職業安定所長
6	井ヶ田 輝 美	埼玉県春日部保健所保健予防推進担当主任
7	ト 部 郡 司	埼玉県立越谷特別支援学校教諭
8	加々美 行 男	埼玉県立越谷西特別支援学校校長
9	佐 藤 博	越谷市民生委員・児童委員協議会会長
10	新 美 由美子	越谷市ボランティア連絡会副会長
11	平 野 き よ	越谷市身体障害者福社会事務局長
12	高 野 淑 恵	越谷市手をつなぐ育成会会長
13	小 柳 敬	越谷市精神障害者を守る会
14	田 口 昌 代	（社）埼玉県障害難病団体協議会
15	松 田 和 子	ロービジョン友の会アリス代表
16	宮 下 昭 宣	越谷市聴覚障害者協会会長
17	山 口 栄 一	公募市民
18	吉 田 久美子	公募市民
19	山 崎 泰 子	公募市民
20	樋 口 紀 子	公募市民

(3) 越谷市障がい者計画策定委員会設置要領及び同委員名簿

【策定委員会設置要領】

(設置)

第1条 越谷市障がい者計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画原案を作成するため、越谷市障がい者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、健康福祉部長及び児童福祉部長の職にある者及び別表に掲げる課に所属し、課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康福祉部長、副委員長は児童福祉部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第5条 計画原案の作成に際し、専門事項の検討及び調査研究を行うため、策定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、別表に掲げる課に所属し、主幹、副課長又は係長の職にある者をもって充てる。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は健康福祉部障害福祉課主幹、副部会長は児童福祉部児童福祉課副課長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

5 部会長は、専門部会を代表し、会議の議長となる。

6 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 策定委員会の委員及び専門部会の部会員の任期は、越谷市障がい者計画の策定が完了するまでの期間とする。

(庶務)

第7条 策定委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年5月25日から施行する

【策定委員会委員名簿】（第2条関係）

（◎：委員長　○：副委員長）

No.	職 名	氏 名
1	◎ 健康福祉部長	中 山 知 裕
2	○ 児童福祉部長	福 澤 辰 幸
3	企画部副部長兼企画課長	立 澤 悟
4	協働安全部地域活動推進課長	石 川 実
5	協働安全部副部長兼危機管理課長	落 合 茂 樹
6	協働安全部くらし安心課長	会 田 孝 顕
7	健康福祉部社会福祉課長	鈴 木 健 翁
8	健康福祉部高齢介護課長	竹 内 次 男
9	健康福祉部副部長兼障害福祉課長	瀧 田 賢
10	健康福祉部国民健康保険課長	竹 内 克 行
11	健康福祉部副参事兼市民健康課長	荒 川 和 弘
12	児童福祉部児童福祉課長	新木田 信 明
13	児童福祉部副部長兼保育課長	杉 寄 文 雄
14	環境経済部産業支援課長	清 水 秀 樹
15	建設部道路街路課長	土 橋 良 男
16	都市整備部副参事兼都市計画課長	石 崎 信
17	都市整備部公園緑地課長兼公園施設係長	海老名 達 也
18	都市整備部建築住宅課長	竹 内 輝 明
19	教育総務部副部長兼総務課長	高 橋 利 正
20	教育総務部指導課長	若 田 範 之
21	生涯学習部生涯学習課長	斉 藤 美 子
22	生涯学習部副部長兼体育課長	鈴 木 紀代史
23	消防本部総務課長	百 木 孝 司

【専門部会部会員名簿】（第5条関係）

（◎：部会長 ○：副部会長）

No.	職 名	氏 名
1	◎ 健康福祉部障害福祉課主幹	高 橋 成 人
2	○ 児童福祉部児童福祉課副課長	富 澤 勉
3	企画部企画課企画調整担当主査	山 内 恒 雄
4	協働安全部地域活動推進課地域活動推進担当副主幹	上 原 文 江
5	協働安全部危機管理課危機管理担当副主幹	風 間 秀 治
6	協働安全部くらし安心課主幹兼交通対策係長	矢 部 新 治
7	健康福祉部社会福祉課主幹兼社会福祉係長	島 田 昌 彦
8	健康福祉部高齢介護課給付担当副主幹	染 谷 勉
9	健康福祉部国民健康保険課保険担当副主幹	浅 見 修一郎
10	健康福祉部市民健康課成人保健担当副主幹	罇 響 子
11	児童福祉部保育課主幹	渡 邊 浩 秀
12	環境経済部産業支援課商工観光担当副主幹	細 矢 邦 男
13	建設部道路街路課道路街路担当副主幹	松 尾 雄 一
14	都市整備部都市計画課都市計画担当主査	吉 岡 孝
15	都市整備部公園緑地課副主幹兼計画管理係長	平 野 浩 孝
16	都市整備部建築住宅課建築担当主査	堤 美 香
17	教育総務部総務課管財担当副主幹	田 上 利 弘
18	教育総務部指導課教育センター教育相談担当主査	宮 林 美 枝子
19	生涯学習部生涯学習課生涯学習担当主査	根 岸 英 範
20	生涯学習部体育課振興係長	高 橋 功
21	消防本部総務課総務担当副主幹	金 子 弘

2 アンケート調査等の概要

(1) アンケート調査

① 調査の目的

越谷市障がい者計画の見直しにあたり、障がい者の生活の実態と行政施策や福祉サービスへの要望・意見などを把握し、計画策定の基礎資料とする事を目的に実施しました。

② 調査対象と回収結果

調査は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者並びに市民について実施しました。障がい者の対象抽出にあたっては、無作為としました。

対 象	調 査 対 象	対象者数 (人)	有効回答数 (有効回答率%)
身体障がい者	市内在住の身体障害者手帳所持者	1,983	1,228 (61.9)
知的障がい者	市内在住の療育手帳所持者	327	203 (62.1)
精神障がい者	精神保健福祉手帳所持者及び市内の家族会、地域活動支援センター、精神科デイケア通所者等	200	89 (44.5)
難病患者	市内在住の特定疾患医療給付制度等の手続きをされている方（埼玉県難病団体協議会を通して依頼）	100	27 (27.0)
市 民	満 16 歳以上の市民	1,500	586 (39.1)
総 数		4,110	2,133 (51.9)

③ 調査の方法と実施時期

調査の方法：郵送による配布・回収（返信用封筒同封）

調査時期：平成22年9月3日～9月21日

(2) 関係団体（当事者含む）ヒアリング

障害者福祉センター「こばと館」に登録されている障がい者団体に対し、調査票及び面談により実施しました。

ヒアリング方法	実施対象
1. 関係団体からの意見聴取（調査票）	40団体
2. 面談ヒアリング実施（上記団体の内）	16回（17団体） 実施期間：平成22年10月19日～10月28日

3 用語解説

※< >内の数字は主な当該ページ

あ

●アクセシビリティガイドライン 〈35〉

情報やサービス、ソフトウェアなどが、高齢者や障がい者などハンディのある人にとって、どの程度利用しやすいかということを表す指針。

●移動支援事業 〈86, 104, 106〉

障害者自立支援法による地域生活支援事業として市町村が実施する事業。屋外での移動が困難な障がい者等の自立及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣するなどの外出支援を行う事業

●インクルージョン 〈58〉

障がいのある子もない子も区別なく、共に学ぶ機会を作っていくこと。

●WEB119番通報システム 〈110〉

音声（肉声）による緊急の通報ではなく、インターネットに接続できる端末（携帯電話・パソコン等）から越谷市消防本部のWEB119サイトにアクセスして、消防車や救急車の要請が出来るシステム。

●NPO 〈37, 39, 106〉

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略。利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことで、平成10年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

●エンパワメント 〈24, 25〉

社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、長所・力・強さに着目して援助することで当事者が自分の能力や長所に気づき、自信を持ち、ニーズを満たすべく主体的に取り組めるようになることを目指す理念。

●オンブズパーソン制度 〈123, 124〉

既存の制度・手続きでは適切に対応できない市民の苦情を、容易な手続きで迅速に処理して市民の権利を守り、行政の適正な運営を確保することを目的とした制度。

か

●学習障がい（LD: Learning Disabilities） 〈63〉

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論

する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを目指すものである。

●教育センター 〈65, 67〉

地域に根ざした教育を推進し、幼児教育、学校教育、青少年教育等、本市の教育の充実発展に貢献することを狙いとする。主として①調査研究・開発②研修③教育相談④教育情報センター⑤総合的な教育機能・・・という5つの機能を有している。

●機能訓練事業（機能訓練） 〈53〉

疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対して、心身の機能の維持回復を図るために行う訓練。日常生活の自立を助け、閉じこもりを防止し介護を要することを予防する。対象者は40歳以上の市民。医療におけるリハビリテーションを要する者、介護保険における要支援・要介護認定者は対象外。週に1回、おおむね1年間実施する。健康増進法に基づく健康増進事業のひとつ。

●機能訓練事業（地域活動型） 〈53〉

医療・福祉制度の非該当者を対象とし、既存の福祉サービスを補完する訓練。対象者は40歳以上の市民。機能訓練の修了者や疾患既往歴はあるが医療・福祉制度の対象外の者に対して、運動の体験、疾病予防について学習する“いきいき教室”と言語障がいを持つ者の生活の自立と社会参加を促す“言語会”がある。越谷市独自の機能訓練。

●共同生活援助（グループホーム） 〈93〉

知的障がい者や精神障がい者などが、地域で概ね4～5人で共同生活をする生活の場（グループホーム）において、主に夜間や休日に利用者の相談や日常生活上の援助を行う。

●共同生活介護（ケアホーム） 〈93〉

夜間や休日、共同生活を行う住居（ケアホーム）で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

●ケアマネジメント 〈84〉

介護の必要な高齢者や障がい者などからの相談に応じて、保健・医療・福祉サービスなどを適切・効果的に利用調整し、その人にあったケアが確保できるようにする援助方法のこと。

●健康づくり行動計画「いきいき越谷21」 〈4, 41〉

健康寿命を延ばすことをめざし、行動目標と数値目標を具体的に掲げ、市民一人ひとりが主体となり、健康に関連する団体及び行政の支援のもとに健康づくりを進めるために策定された計画。計画期間平成15年度～24年度。

●高機能自閉症 〈63〉

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

●公共サインマニュアル 〈103〉

主に、公共施設への案内・誘導サイン（案内図や掲示板等）などの公共サインを統一的なデ

ザインで市内に整備するにあたり、手順や維持管理を実施していくための手引書。

●高次脳機能障がい 〈5〉

脳の損傷により生じる認知機能の障がい。事故による頭部外傷や脳血管障がいなどの脳の疾病、感染症や薬物・アルコールによる中毒など、さまざまな原因によって脳が損傷を受け、言語・思考・記憶・行為などの認知機能に生じる障がい。障がいの程度や症状の出現頻度は経過時間や環境・状況によって差がある。

●越谷市まちの整備に関する条例 〈96, 100〉

安全で快適な住みよいまちづくりをめざして、平成15年10月から施行されている。従来の開発指導要綱をふまえながら、市・開発者・市民の責務を規定し、相互の信頼をもとに協働のまちづくりを推進する。

●コミュニケーション支援事業 〈84, 107〉

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法を用いて障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介するために手話通訳者等の派遣等を行うことで、意思疎通の円滑化を図ることを目的としている。障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、地域生活支援事業のひとつであるコミュニケーション支援事業は市町村が実施主体となりスタートした。

さ

●災害時要援護者 〈39, 110〉

高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・外国人など災害時に自ら情報収集や避難行動を行うことが困難と思われる人を対象とする。

●埼玉県障害者雇用サポートセンター 〈76〉

企業の円滑な障がい者雇用支援を目的に埼玉県が平成19年5月に開設し、企業を個別に訪問し、障がい者の方に適した仕事内容や雇用管理の方法などの具体的な提案を行っている。

●埼玉県福祉のまちづくり条例 〈96, 100〉

高齢者、障がい者が円滑に利用できる生活関連施設に対して、施設の出入口・廊下・階段・トイレ・浴室などについて段差解消や手すりの設置をはじめとした整備基準を定めたもの。

●支援籍学習 〈65〉

障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍で、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級や特別支援学級に在籍する障がいのある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

●施設入所支援 〈93, 95〉

障害者支援施設に入所する人に、主に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

●肢体不自由児通園施設 〈50〉

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある就学前の子どもを対象に、通園により、その発達に応じた療育を行う施設。

●重症心身障害児施設 〈95〉

重症心身障害児施設は、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している方が入所により療育や生活指導を受ける施設。

●就労移行支援 〈70, 74, 78〉

一般就労を希望する障がい者に、就労にあたっての知識・能力の向上のための訓練や職場実習・職場探し等を通じ適性にあった職場への就労・定着を図るなどの支援を行う。

●就労継続支援 〈74, 78〉

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の方に対し就労の機会を提供すると共に、生産活動等の活動の機会を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。

A型は、事業所との雇用契約が結ばれ、労働基準法や最低賃金法が適用される。

●障害者就労支援センター 〈74, 76〉

障がい者や事業所を対象に障がい者の就労や雇用に関する相談や職場実習体験・職場開拓など障がい者の職業的、社会的自立を促進するための総合的支援を行う。

●障害者職業センター 〈76〉

作業支援、職業準備カリキュラム、精神障がい者自立支援カリキュラムを通じて、基本的な労働習慣の習得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援している。県内では、さいたま市に埼玉障害者職業センターが設置されている。

●障害者自立支援法 〈3～5, 26, 79〉

障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援するという観点から、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成18年に施行された。

●障害者生活支援センター 〈84〉

在宅の障がい者に対し、ホームヘルパー、ショートステイなどの利用援助、市内などで行われている活動の紹介、参加へのバックアップ、地域で暮らす障がい者による相談（ピア・カウンセリング）などを行う。

●障害者地域適応支援事業 〈26, 76〉

障がい者が生活している地域社会の公共機関や民間事業所などでの職場参加・実習を通して、多彩な雇用・就労形態も視野に入れた雇用対策の充実を図るとともに、障がい者が地域社会で

の就労能力や適応能力を高めることを目的とする事業。

●障害者の日 〈35, 36〉

昭和56年12月9日に国連総会で「障害者の権利宣言」が採択されたことを記念して設けられた日。平成5年の障害者基本法の公布により法定化された。2004年の同法改正による障害者週間法定化に伴い条文から「障害者の日」の名称は消え、「障害者週間」へと拡大された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

●障害者福祉センター「こぼと館」 〈92, 118〉

障がい者の各種相談に応じるとともに、外出や就労の機会の得られない障がい者に機能回復訓練や創作的活動、レクリエーション活動などの機会を提供する。「こぼと館」では、障がい者の社会参加や自立促進のため、講習会の実施及び障がい者ボランティアの育成のための講座も行っている。また、ボランティア実習の場としても受け入れを行っている。

●職場適応援助者（ジョブコーチ） 〈75〉

職場で障がい者に仕事を教えることを主な役割とする狭義のものと、アセスメントからフォローアップに至る就労支援プロセス全体を担う広義の理解があるが、今日では広義のジョブコーチの重要性が認識されてきている。

●ショートステイ 〈79, 88〉

障がい者の介護を行っている人が、病気・その他の理由（私的な理由を含む）により、障がい者が居宅において介護を受けることができない場合に、一時的に障がい者施設などに短期間入所すること。

●小児慢性特定疾患医療給付 〈16, 17〉

小児がんや小児慢性腎炎、小児ぜんそくなど、病気の経過が慢性にわたり治療が長期間となる小児慢性特定疾患（11疾患）の患者家庭の負担を軽減するため、自己負担分の医療費を給付するもの。

●しらこぼと職業センター 〈78〉

18歳以上の知的障がい者で一般就労が困難な人が通所し、作業訓練や生活訓練等必要な訓練を行うことにより、就労や自立した社会生活を営むことを目的とする施設。

●自立訓練 〈21〉

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

●心身障害者地域デイケア施設 〈70, 79, 93〉

在宅の心身障がい者が、身近な地域で通所して自立訓練及び授産活動などを行うことにより、社会参加をめざす施設。

●身体障害者相談員 〈83〉

身体に障がいのある方の相談に応じ、更生のために必要な援助を行うことを県知事から委嘱

された者。

●住まいの情報館 〈109〉

先の阪神・淡路大震災を契機として市民防災意識の高揚を図る目的で、耐震性・耐久性・環境共生（省エネルギー）に優れ、かつ高齢者などにもやさしい住宅の情報提供を行う施設として開館し、災害に強く人にやさしい家づくりを進めるために、市民の皆さまに参考にしていただく施設。

●生活介護 〈21〉

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、施設において、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

●生活サポート事業 〈51, 88〉

身体障害者手帳を所持している人、療育手帳を所持している人等を対象とした、市に登録された団体による一時あずかりや派遣による介護・外出援助などのサービス。

●生活の質（QOL） 〈26〉

Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略。人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。生命の質。

●生活ホーム 〈93〉

家庭環境や住宅事情などで、家庭において日常生活を営むのに支障のある障がい者が、指導員による日常生活援護を受けながら、4～6人程度で共同生活をする居住施設。

●精神障がい者デイケア・ナイトケア 〈93〉

精神障がい者の社会生活機能の回復を目的に精神病院及び精神科診療所に設置し、医療保険の適用を受けて作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活活動などを行う治療。ナイトケアは、在宅の精神障がい者を対象に、夕方から夜間にかけて概ね4時間程度実施されるリハビリテーション活動を含む治療。

●成年後見制度 〈96, 111〉

知的障がい者・精神障がい者などで判断能力が不十分な場合、財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約などで権利を侵かされたり不利益を被ることがないように、本人の代わりにする契約代理人を選任したり誤った契約を取り消すようにすることのできる保護・支援制度。

●ソーシャルインクルージョン 〈25, 31〉

社会的に弱い立場にある人々を含め全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

●第三者評価システム 〈123, 124〉

福祉機関や関連する機関が提供する福祉・介護サービスなどの質が適切なものかどうかについて、機関内部で判断するのではなく機関外の第三者によって行われる評価システム。

●多機能トイレ 〈102, 103〉

内部が広く、手すりやベビーシートなどが装備されているトイレ。身体の不自由な方・高齢者・子ども連れの方・けがをしている方などにも利用しやすい。

●地域活動支援センター 〈74, 86〉

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者及びその保護者の状況に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行うもの。障害者自立支援法の施行により、心身障害者地域デイケア施設や精神障害者小規模作業所などからの移行が見込まれる。

基礎的事業に加え、事業内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型を設定している。

Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施。1日当たりの実利用人員は概ね20名以上としている。

Ⅲ型：地域の障がい者等のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業（小規模作業所）の実績を概ね5年以上有していること。1日当たりの実利用人員は概ね10名以上としている。

A型・B型利用者：身体障がいや知的障がいのある方

C型利用者：精神障がいのある方

●地域自立支援協議会 〈21, 84〉

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられる。

●地域生活支援事業 〈82, 84〉

障害者自立支援法により、市町村の実情に合わせて実施することが義務付けられているもので、障がいのある方の地域での日常生活又は社会生活の営みを支援する事業。相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業が必須事業とされている。

●地域福祉 〈37〉

生活者主体・住民主体の視点にたつて、保健・医療、福祉、労働、教育・文化、住環境、交通・通信など地域社会レベルで総合化する取り組み。

●知的障害者相談員 〈83〉

地域で知的障がいのある方やその保護者の相談に応じ、自立に必要な指導・援助を行うことを県知事から委嘱された者。

●知的障害者通所授産施設 〈78〉

知的障がい者で就労が困難な人が、通所により自活に必要な訓練や仕事の提供を受け、一般の事業所への就職や自営業などで就業できるようになることを目的とした施設。平成23年度末までに、障害者自立支援法に定める事業所（施設）に移行することが義務付けられている。

●注意欠陥多動性障がい（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder） 〈63〉

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

●超低床ノンステップバス 〈96, 104〉

床高が特に低く設計されたバスで、車いす使用者の他、杖を使用する人・高齢者・子ども・ベビーカー利用者など、様々な人々のスムーズな乗降が可能であるバス。

●デイサービス 〈38〉

在宅の障がい者を対象に、地域の福祉施設などにおいて機能回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。

●デージー（Digital Accessible Information System） 〈115〉

Digital Accessible Information Systemの略（DAISY）で、視覚障がい者など、普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書。

●特別支援教育 〈63, 64〉

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、障がいのある全ての児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

●トライアル雇用 〈77〉

事業主と障がい者との間で3か月を限度とした有期雇用契約を結び、お互いに適性を確認した後、本採用（常用雇用）となる。この期間中は、事業所から障がい者に賃金が支給され、事業主には試行雇用奨励金（月額40,000円）が支給される。

な

●難病 〈16, 41, 55, 56〉

難病とは、①原因が定かでなく、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。難病の一部につ

いては、医療費の患者自己負担分が公費で負担される。平成21年10月現在、医療費が給付される特定疾患治療研究の対象疾患は潰瘍性大腸炎・パーキンソン病関連疾患・全身性エリテマトーデスなど62(国指定56及び県指定6)疾患。小児慢性特定疾患治療研究の対象疾患は、悪性新生物、慢性腎疾患など11疾患群に分類されている。

●ノーマライゼーション 〈3, 24〉

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障がいの態様の1つととらえており、障がいのある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

は

●発達障害者支援センター 〈83〉

自閉症などの発達障がいのために社会生活の支援が必要な方と家族を支援するセンター。埼玉県では、発達障害者支援法に基づいて「まほろば」にセンター業務を委託している。

●バリアフリー 〈27, 100~102, 104~105, 109〉

障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア; Barrier)となるものを除去(フリー; Free)するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

●ピアカウンセリング 〈83〉

障がい者が自らの体験に基づいて、同じ障がいがある方の相談に応じ問題解決を図ること。障がい者から相談を受ける人をピアカウンセラーといい、アメリカの自立生活センターでとられている方式として知られている。

●FAX119番通報システム 〈110〉

聴覚などに障がいがあり、電話での緊急通報が困難な方が、ファックスで119番通報をして、消防車や救急車の要請が出来るシステム。

●ホームヘルプサービス 〈87〉

障がい者や高齢者などで日常生活を営むのに支障のある家庭に対してホームヘルパーを派遣し、相談・助言をはじめ、家事援助や身体介助など、さまざまな援助を行うサービス。

ま

●メタボリックシンドローム 〈41, 44〉

内臓脂肪型肥満（内臓に脂肪が蓄積した肥満）によって、肥満症・高血圧・高脂血症・糖尿病などの生活習慣病を含む、様々な病気が引き起こされやすくなった状態を指す。

や

●ユニバーサルデザイン 〈27, 101〉

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

●要約筆記者 〈84, 107〉

要約筆記により、聴覚障がいや音声言語機能障がいのある方のコミュニケーションを支援する人。

ら

●リハビリテーション 〈3, 25〉

障がい者などに対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる一連の働きかけをいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにととどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において全人間的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、重要となっている。

●療養介護 〈91〉

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

●レスパイトサービス 〈88〉

障がい者を一時的に預かることにより、在宅で障がい者を介護する親・家族に対して、休息とリフレッシュの時間を提供し、日頃の介護から離れて心身の疲れを回復できるようにするための援助。

表紙のイラストについて

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会になるようにという意味を込めて、人々が集まり協力し合う形を用いています。

- 第3次越谷市障がい者計画
- 平成23年3月発行
- 発行／越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-964-2111（代表）
FAX 048-965-3289
- 編集／越谷市 健康福祉部 障害福祉課

